

(第一類 第三号)

第百五十九回国会
衆議院
法務委員会議録 第十七号

(二六九)

平成十六年四月二十一日(水曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 柳本 卓治君

理事 塩崎 恭久君

理事 森岡 正宏君

理事 佐々木秀典君

理事 山内おさむ君

理事 左藤 章君

理事 桜井 郁三君

理事 早川 忠孝君

理事 松島みどり君

理事 森山 眞弓君

理事 柳澤 伯夫君

理事 泉 房穂君

理事 加藤 公一君

理事 河村たかし君

理事 小宮山洋子君

理事 中井 治君

理事 上田 勇君

理事 西 博義君

下村 博文君

与謝野 馨君

永田 寿康君

漆原 良夫君

佐藤 勉君

中野 清君

平沢 勝栄君

水野 賢一君

保岡 興治君

山際大志郎君

枝野 幸男君

鎌田さゆり君

小林千代美君

辻 惠君

松野 信夫君

富田 茂之君

川上 義博君

野沢 太三君

実川 幸夫君

中野 清君

大野市太郎君

山崎 潮君

高部 正男君

正男君

潮君

山崎 潮君

高部 正男君

正男君

潮君

山崎 潮君

高部 正男君

正男君

潮君

山崎 潮君

政府参考人
(法務省刑事局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

政府参考人
(法務省矯正局長)

樋渡 利秋君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

横田 尤孝君

する意見書(北海道北見市議会(第三五八六号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律の改正に関する意見書(東京都立川市

議会(第三五八七号)

弁護士報酬敗訴者負担制度導入反対に関する意

見書(北海道登別市議会(第三五八八号)

民事訴訟における弁護士報酬敗訴者負担制度導

入反対に関する意見書(北海道深川市議会(第

三五八九号)

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(内

閣提出第六七号)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第六八号)

総合法律支援法案(内閣提出第六九号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たか

し君外四名提出、衆法第一九号)

○柳本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する

法律案、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及

び総合法律支援法案並びに河村たかし君外四名提

出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の各案を

議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として司法

制度改革推進本部事務局長山崎潮君、総務省自治

行政局選挙部長高部正男君、法務省大臣官房司法

法制部長寺田逸郎君、法務省刑事局長樋渡利秋

君、法務省矯正局長横田尤孝君の出席を求め、説

明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありま

せんか。

○柳本委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局大野刑事局長から出

席説明の要求がありますので、これを承認するに

御異議ありませんか。

○柳本委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○柳本委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。辻恵君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻恵でござい

ます。

昨日は、河村たかし君外四名提出、衆法第十九

号の刑事訴訟法の一部を改正する法律案について

御審議いただきました。

この法案が何よりも今日必要な意味につきまし

てはきのうの答弁で各答弁者から明らかにされて

いると思いますが、今、裁判員法案そしてまた公

判前整理手続を導入する刑事訴訟法の一部改正法

案が審議されておりますけれども、これと不可分

一体のものとして今の日本の捜査のありようが変

革されなければ、本当の意味においての日本の刑

事司法の改革というのはできないんだということ

について、かなりの部分、きのうは明らかになっ

たものと考えております。

今後、この問題について、民主党だけではなく

で、広く各議員の方々に理解が深まって、この法

案がよりよい形で法案として成立するように向か

うことを願ってやまないものであるということをは

冒頭で述べておきたいと思っております。

第一類第三号 法務委員会議録第十七号

平成十六年四月二十一日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号

平成十六年四月二十一日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号

平成十六年四月二十一日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号

平成十六年四月二十一日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号

平成十六年四月二十一日

第一類第三号 法務委員会議録第十七号

それで、一点、きのうと謝野委員の方から私に對して御質問がありまして、時間の関係でちよつとお答えできなかった点について補足させていただきますというふうに思いますけれども、弁護人の役割について、起訴後の弁護人というのは、被告人のために、被告人の利益のためにあらゆる法的なサービスを提供するものであるということとはわかるけれども、捜査の段階で、弁護人の役割としては、真実を話すように、そのように懲罰するというのが弁護人の役割ではないのか、このような趣旨の御質問が与謝野委員からありました。

これに對して、私は、そうではない、弁護人には真相究明の義務はないのであって、むしろ依頼者との信頼関係を築くということが弁護人の役割であり、それを無視して真相究明を懲罰するとなれば、むしろ依頼者との関係で倫理違反になる、むしろ、逆に弁護士倫理に問われる問題ではないのだからかというお答えをしました。

その点をもう少しすみやかに申し上げますと、家族も含めて、重大な犯罪が生じた直後は、被疑者に対して非難を浴びせかけるわけであり、その意味におきましては、最も身近な家族を含めて、国民のみんなが被疑者に対して理解を示さない、そういう状態になる。全くこの世界の中でただ一人孤立無援の状態に置かれる、そのようなときに弁護人の果たす役割は何なのかということ、申し上げたいことであります。

そのときに、国民の多くの人々や、また真相究明を求めるいろいろな立場の人と同じく唱和をして被疑者に接見に入つて対応することは、これは弁護人としての役割ではない。歴史的に認められてきた異端の弁護ということが近代社会の本来に不可欠な弁護人の役割であるということに、かみかみれば、被疑者の横に並んで、本当の、気持ちを和らげ気持ちを聞き出し、かつ、あなたのその意味では言い分を全面的にききと受けとめる、そして適切なアドバイスをする人間として自分がいるんだと、そういう信頼関係を打ち取るということが弁護人の役割である、そのことを、昨日少

し言葉足らずでありましたので、きょう冒頭で補足させていただきますというふうに思います。

そして、けさの新聞報道によりますれば、裁判員法案として公判前整理手続の刑事訴訟法の改正法案について、成立へというふうな、今国会で成立へ、今週中に衆議院を通過する見通しであるという報道がなされております。

私は、裁判員法案についてもまだまだ審議が足りないと、思います。それよりももっと根本的に日本の戦後の刑事裁判のあり方を変える刑事訴訟法の改正、公判前整理手続の問題点について、もっとも審議がなされなければならないという考えを、今もってなお持っております。ただ、いろいろな手続の中で推移しておりますから、私も政党人の一員として、事態は事態として受けとめたというふうには思いますが、参議院なり、いろいろな場面において、もっとも審議が尽くされなければならない問題があるということをおわけて述べさせていただきます。と思います。

そこで、このような戦後の刑事裁判の大きな制度の枠組みを変える重要な法案が、今衆議院を通過しようとしている、させられようとしている。このような時点にあって、これは、司法制度改革推進本部に小泉首相が本部長として就任をされ、司法改革と称して提出されている法案であります。この法案を提出する小泉内閣の側、その意味では責任というものは、重大な問題があります。そして、その小泉内閣を両輪の一輪として支えておられる安倍晋三幹事長もまた、この提案を提案されるとするのあれば、みずから、人からいろいろな批判なり、いろいろな問題点が指摘されるとすれば、それに対してきつちりと答えていく、そういうような姿勢をお持ちになってこそ初めて、この法案を提出する提出側としての責任者としてのありようではないか、このように思います。

このような観点から、冒頭で、安倍晋三幹事長にかかわる問題、そしてその敷衍する問題につい

て質問をさせていただきたいと思ひます。

四月十八日付の朝日新聞によれば、「安倍幹事長の選挙はがき 京大教授、推薦人に」という見出しの記事が出ております。この記事を要約しますと、京都大学教授、評論家の肩書の中西さんが、中西輝政さんであったと思いますが、公職選挙法上認められる選挙運動用のはがきの推薦人に名前を出しているという事実を確認したという報道であります。

このような報道がなされたという事実について、大臣は認識されておられますか。

○野沢国務大臣 報道があったことは存じております。

○辻委員 今は独立法人に国立大学もなっておりますが、二〇〇三年十一月、第四十三回総選挙の時点では、京都大学はまだ国立大学であったというふうな考えますが、国立大学の教授が公職選挙法上の選挙はがきに推薦人として名を連ねるということは、何か問題がないのかあるのか、この点は大臣いかがですか。

○野沢国務大臣 個別の問題については、私から言及するのは差し控えたいと思ひます。

○辻委員 では、一般論としてお尋ねします。

国家公務員は、国家公務員法上、政治活動が禁止されております。そして、人事院規則によれば、さまざまな制限事項が定められております。その国家公務員である国立大学の教授が、公職選挙法上の選挙はがきに推薦人として名前を連ねること、このことは、法律的な問題において、一般論としてはどのような問題があるとお考えでしょうか。

○高部政府参考人 お答えを申し上げます。

公選法上は、公務員の地位利用による選挙運動の規制がございます。ですから、この個別具体の事案についてどうだということ申し上げられませんが、公選法上の関連規定として地位利用の選挙運動の規制というものがあつたことだけお答えをさせていただきますと思ひます。

○辻委員 公選法上のビラとして、そうすると、

こういうものは一般に配布することは許されるんでしょうか。

○高部政府参考人 公選法上法定されておりますビラ、はがき等について、公選法の中で規制されているものに触れない形で配布することは、当然許されるものというふうな考えておるところでございます。

○辻委員 そうすると、公選法上の選挙はがきに国立大学の教授が推薦しますという記載があるものを配布することは公職選挙法上許されている、こういうお答えなんですか。

○高部政府参考人 お答えを申し上げます。

公選法上許されている選挙運動手段として認められておりますはがき、ビラ等を配布することは、公選法上許されるわけでございます。それについて、他の規制あるいは公選法の規制に触れて罰則はどうなるかということ、また別途の問題としてあるかと思ひます。

○辻委員 おつしやつていることはわかります。記載したことについて、個人の責任が同時に問題になるかどうかということをおつしやつていると思ひますが、公職選挙法上、しかし、そういう国立大学の教授が推薦人として名を連ねる、そういうはがきを配布することは公職選挙法上問題はない、公職選挙法上は違反であるとか抵触する問題はないんだ、こういうお答えなんですか。

○高部政府参考人 個別具体の事案について、それが法律の規定に反するか否かということについてお答えは私どもとしてしかねるところでございますが、先ほど来申し上げておりますように、公選法上選挙運動手段として認められたものを配布するということ自身は、公選法上当然許されているというふうな思っております。

○辻委員 そうすると、個人的な責任の問題はともかくとして、国立大学の教授が推薦しますということが記載された公職選挙法上の選挙はがきは、公職選挙法上は特に問題にはされない、つまり、配布されたとしても、これは回収しなくてもいい、それは配布すれば配布得、いわばまき得で

ある、こういうことなんですね。

○高部政府参考人 御指摘がございました具体的事案が公選法上の各種の規制についてどういふふうに評価されるのか、これは私どもとして、個別の問題についてお答えはいたしかねるところでございます。

ただ、先生御指摘は、公務員の地位利用による選挙運動の規制との絡みを念頭に置かれておっしゃっておられるのか、その辺わかりませんが、公選法上は、選挙運動手段として認められたはがきについては、当然枚数制限等々ございますけれども、その範囲内で配布することは公選法上認められている。ただし、その選挙運動手段として認められた手段で運動したことが結果としていろいろな禁止規定にどのように触れるかというのは、その後の問題として議論はあり得ることだ、これは一般論でございますが、こういうことだろうと思っております。

○辻委員 そうすると、今のお答えによりまして、公職選挙法上配布が認められている選挙はがき、例えばこれは三万五千枚とか認められております。証紙が張ってあって公職選挙法上認められるはがきであれば、その内容の記載は問わないで、それは配布自体は公職選挙法上は何ら問題が生じない、問題が生ずるとすれば別の問題である、それを配布するまたは承諾した人の個人が何らかの法律に抵触するかどうか、そういう問題なんだ、こういうお答えですね。

○高部政府参考人 公職選挙法上は、その内容について、いかなる内容になっているかというのを事前に規制して、それを制限するというような体系になっておりませんので、公選法上の認められた手段の中で配布することは、当然、公選法として認められているというふうに考えますが、無論、その配布した内容によって公選法なり他の法令に基づいてどのように評価されるかというのはまた別途の問題としてあり得ることだ、一般的にはそのように考えます。

○辻委員 そうすると、公明正大な選挙というふう

うに言われていても、ある意味では、その選挙はがきの記載について、だれか個人的に、何らかの法律に抵触すれば個人的にそれはその人が責任を引き受けるということでも覚悟して臨めば、どんな内容のはがきであつても公職選挙法上は配布して問題がない、別に回収をしなくても何ら問題がない、こういうことなんですね。

○高部政府参考人 公選法上問題がないという評価の意味合いがちよつと問題になるかと思ひますが、公選法上は、一定の枠内で選挙運動手段として配布が認められているといたしますと、それを事前にその内容によって規制するというような体系をとっておりませんので、それは選挙運動手段として頒布するということは公選法にのつとつた選挙運動としてやられるものだというふうに思っております。

ただし、その内容によって、そのことが別途あるいは公選法の中でのいろいろ各種規制についてどのような評価がされるかというのは、これは、今の配布手段として認められているということと、それから、中身がどうでそれをどういうふう措置するのか、これはまた別途、二つの問題であるのではないかとこのように考えているところでございます。

○辻委員 おっしゃっていることは、整理してよくわかります。配布自体は、公職選挙法上認められる選挙はがきであれば、配布すること自体は問題がないということをおっしゃっている。

私は、そうすると、内容のいかんを問わず、例えば、内容に問題があるものであつても、それはまいてしまえばまき得であつて、それについては問われるのは政治責任である、そのようなものをまいたことについてどう真摯に問題をとらえてどう対処するのか、そういう政治責任の問題だ、こういうことなんでしょうか。

○高部政府参考人 先ほどお答えいたしておられますように、配った状態によって、それが法的にどう評価されるかということとは当然あり得るわけでありまして、選挙運動用はがきに虚偽の内容を

記載すれば、虚偽事項公表罪といったような罰則が用意されているわけでありまして。

特に、公選法の罪に該当いたしますと、これは当選無効、これは候補者本人がした場合には当選無効あるいは一定の罰則というのはもう用意されておりますので、今先生御指摘の部分が必要しも明確ではございませんが、態様によって、法律的な罰則等々、あるいは選挙の効力といひますか、当選の効力に及ぶ、あるいは民事的な責任関係といふのがまた別途生ずる、あるいは他法令、いろいろな態様があり得るのではないか、かように思うところでございます。

○辻委員 まあ、虚偽記載で公選法違反に触れるかどうかという個人責任の問題等が生じるといふ問題はとりあえず置いておいて、そのような、例えば虚偽記載のものであつたとしても、公選法上認められている選挙手段であるんだから、その配布は、特に公選法上、個人責任の問題を除けば問題がない、そういう御回答を先ほどから繰り返しておられますけれども、これは、こういう国政選挙、公職選挙を運営する、管理する立場にとつて、それを調査する必要はないんですか。

○高部政府参考人 形式的な部分で、私どもにお届けいただくものについて審査させていただくことは物によつてございますけれども、基本的に、選挙運動なり政治活動というのを私ども政府等が事前に規制して、その内容がこうであればこういう運動はいいないというふうな体系には基本的にないというふうなもので、かように考えているところでございます。

○辻委員 そうすると、例えば、虚偽記載の選挙はがきが配布された、そして、その虚偽記載が、その個人が刑罰の問題とか等々の問題になるといふことはあるけれども、そういう虚偽記載の公選はがきが印刷されて配布された事実については、選挙管理委員会なり、選挙を主催する、主催といふか選挙を運営する立場の方々は、特に、調査をしたり、それについて今後それを抑止していくような手だてを講ずるための措置を講ずるなり、そ

ういうような問題意識を持った調査というのはされないのですか。

○高部政府参考人 政治活動とか選挙運動について、私ども政府がその内容等について事前規制するといふことはいがかかという考え方のもとに今の体系は成り立っているというふうに考えておりますし、なおかつまた、私どもの選挙管理にいたしますか、選挙事務に従事する者が、そういう、特に犯罪事実に関するかどうかといったようなことを事前にあるいは事後でも内容を調査して対応するといふのは、今の体系上そうなっておりませんし、また、そのようなことが今後とも可能だといふふうには現時点では考えておらないところであります。

○辻委員 そうすると、虚偽記載の選挙はがきについては、先ほど指摘しましたけれども、そういうものを作成した個人が何らかの法律に抵触するといふことで問擬される可能性はあるにせよ、そういうはがきを作成して配布すること自体はとりたててとどめる手段がない、今の公職選挙法上、またその運営上、手段は講じられていないというお答えとして理解いたします。

もし違ふのであれば、後で違ふということをお答えいただければいいと思いますが、一応その上で、次に進ませていただきたいと思います。

今、その想定している国立大学の教授が、公職選挙法上の選挙はがきに推薦人として名を連ねた、こういう事実を想定しておりますが、この教授がそのような名を連ねることについて承知していた場合は、どのような法律的問題が生ずるのでしょうか。

○高部政府参考人 あらゆる局面を私どもの方で想定してお答えするのはなかなか難しい面がございますが、虚偽事項公表罪といふことが一つ公選法にございますので、公選法の中では、行為時にその内容が虚偽であることを認識しつつ、そのような事実を公表するといふものが規制されているといふふうなところでございまして、具体的に、具体的に事実に基づいて選挙運動用はがきに

そのような内容を記載したということになりますと、虚偽事実公表罪というようなことは問題になつてこないのではないだろうか、これは一般論として申し上げますと考えられます。

ただ一方で、御指摘の部分が、これはちよつとすべてわからない部分がございますが、もう一つ、公務員が行っていることについてということ御指摘をいただいているといたしますと、先ほどお答えいたしましたように、いろいろな規制はあるかと思いますが、公務員の地位利用による選挙運動という規制が一つ公選法にはございますので、私どもの所管法の範囲内で言うと、その該当がどうかというような議論があり得るのかもしれないませんが、公務員の地位利用による選挙運動という概念の中で、これまでいろいろな実例等々の中で私も理解してまいりますのは、「地位を利用して」ということが選挙運動効果的に結びつけるというようなことで考えられておりますので、推薦というところで、肩書をつけて推薦人になつたということだけで、他の法令については私も承知していませんが、公選法上は、そのことの実事だけで地位利用があつたというふうには従前から解されていない、かように考えているところでございます。

○辻委員 今の設例で、国立大学の教授が了承していた場合は、候補者側にはそれ自体として抵触する法規はないというお答えだと思ひます。記載を了承した教授側については地位利用罪に当たるかどうかという問題が一応俎上に上る。これにつきましては、公職選挙法の百三十六条の二に地位利用罪ということで規定があります。

これは、注釈書によれば、地位を利用というのは、はがきに単に職名を通常の方法で記載することを了承しただけでは直ちに地位利用には当たらないというふうになつております。今の答えはそういうことでありますが、ただ、そのはがきを地位を利用することが可能だと思はれる対象、例えば関係者のところとかに主要に配布するということであれば、やはりそれは地位利用罪に該当す

るおそれが具体的に生じてくる、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○高部政府参考人 個別具体の事案についてはいろいろな事実を総合的に判断して決められることですので、今先生の御指摘いただいたことについて、直ちにそれに該当するあるいはしないというお答えは難しいところでございますが、先ほど来申し上げておりますように、「地位を利用して」という概念がございますので、当然のことながら、肩書を付したということがあつた場合に、すべての事案についてこの条項に該当しないということとは当然のことながら申し上げられないと思うんですが、先生お読みになられましたように、私どもの解釈といたしまして、通常形で単に肩書を付しただけではこの規定に該当することはないというふうに従前から解しているところでございます。

○辻委員 その場合に、公選法の百三十六条の二に外形的に該当するかどうか、具体的に可罰的違法性を持った、解釈上これに該当すると言えるかどうかは個々のケースであるというお答えなんですが、そうすると、国家公務員法に基づいて人事院規則が定められていると思ひますが、この人事院規則上、何か教授に責任なり何らかの問題が生じるといふことはいかがなんでしょうか。これは法務省なんでしょうか、どちらでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○高部政府参考人 答弁に立たせていただいて恐縮でございますが、ただいまの国家公務員法等の規制は私も所管してございせんので、お答えはいたしかねますので、御理解をいただきたいと思います。

○辻委員 では、それは別途、別の機会にもう少し突つ込んで伺つていきたいと思ひますが。

では次に、国立大学の教授が承していなかった場合、この場合には国立大学の教授及び候補者側にどのような法律的問題が生ずるんでしょうか。

○高部政府参考人 これも、すべての法律関係に

ついて私がお答えするのは困難であることをまず御理解いたされなければいけないと思ひますが、私どもの所管している公選法の中の虚偽事項公表罪との関連で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、一定の要件のもとに虚偽の事項を公表した者がこの罰条に触れるという形になつておりまして、この罰条の適用については、これも昨日お答えいたしましたけれども、これまでの判例によりまして、本罪が成立するためには、行為者において行為の当時、公表事項が虚偽の事項であることを認識していたことを必要とするというふうに解されているところでございますので、この規定上、いろいろな諸要素がありますので、一つに絞つて断定的にお答えするのは困難かと思ひますが、候補者が推薦人に名を連ねることを同意していたかどうかという視点よりも、公表した方がどういう状況のもとにそういう行為をしたのかというところがこの条項の適用に関して検討されるべき問題になつてくるのではないかとこのように考えているところでございます。

○辻委員 公職選挙法二百三十五条一項の問題を今お答えになりましたが、同時に、刑法百五十九条三項、私文書偽造罪に該当することも構成要件上はあり得るということでもよろしいんでしょうか。

○樋渡政府参考人 犯罪の成否は収集された証拠に基づいて判断されるべき事柄でございまして、法務当局といたしましてはお答えいたしかねることをまず御理解いただきたいというふうに思ふのでありますけれども、なお、あくまでも一般論として申し上げますれば、これは委員にとりましては釈迦に説法ということで、なかなか言いにくいことでもございまして、私文書偽造罪は、行使の目的で、他人の権利、義務または事実証明に関する文書もしくは図画を偽造した場合に、同行使罪は、このようにして作成された文書等を行使した場合に成立するものというふうに承知しております。

○辻委員 公職選挙法二百三十五条一項に該当する

場合に告発される例が多いやに聞いておりますが、告発受理の例というのは確認されているんでしょうか。

○樋渡政府参考人 お尋ねのことは捜査機関の活動内容にかかわる事柄でありますので、法務当局としてはお答えいたしかねるものでございますが、あくまでも一般論として申し上げますれば、特に選挙違反の事案に限つた取り扱いというものがあるわけではございませんでして、告発と言へるためには、特定した犯罪事実を申告してその犯人の処罰を求める意思表示をすることなどが必要でございまして、検察当局におきましては、告発がなされた場合、そのような要件を備えているかどうかを検討し、要件を備えている場合にはこれを受理するなど適切に対処しているものというふうに承知しております。

○辻委員 県会議員選挙で栃木県で上野賀郡の選挙区の件で告発が受理された例、また下関市長選挙で下関署が二百三十五条一項に該当するとされる告発を受理した件、そしてまた栃木県のこれは河内町でしようか、の件で告発が受理された例等々、告発状が受理された例はありますが、告発状に基づいて逮捕に至つた例はあるんでしょうか。いかがですか。

○樋渡政府参考人 検察活動の具体的な例でございまして、そのようなものが受理され、その結果逮捕されたかどうかというものは今把握しておりません。

○辻委員 二〇〇二年の十一月に、東京都武蔵村山市市長選挙で、二百三十五条一項、虚偽事項の公表罪で市長候補が逮捕された。そして、結論的には罰金三十万円の略式処分を受け、かつ公民権停止四年の処分を受けた。このような事例があると思ひますが、この点は確認されていないということでしょうか。

○樋渡政府参考人 急のお尋ねでございまして、今把握しておりません。

○辻委員 それは、事実、新聞報道されておりますからぜひ御確認いただき、かつ同種の例について

ることをお考えでしょうか。

○**樋渡政府参考人** 御仮定の質問に答える立場には当局としては無いものと考えております。

○**辻委員** 私の手元には、安倍晋三さんの公職選挙法上で配布された公選はがきがあります。「明るい未来へ、責任ある選択。あべ晋三は実行します。」という表書きがあり、その下に「あべさんを推せんします。 京都大学教授中西輝政」という記載があります。

この問題は、単にケアレスミスとかいう問題ではなくて、それについて具体的な説明責任をきちっとやるかどうかということが政治家の資質として問われているんだということを指摘しておきたい、このように思います。私は、この問題を今後も取り上げる可能性を申し上げておきたいと思っています。

今回審議になっております法案に関して、時間の関係で、午後の時間帯にじっくりと証拠開示の問題についてはさせていただきますと思いますが、現時点では、訴訟指揮権の実効性の確保ということで刑事訴訟法上問題がなされております。この点について伺いたいと思います。

刑事訴訟法二百八十九条の関係で、「国選弁護人の選任」、そして、二百七十八条の二の関係で、「命令の不遵守に対する制裁等」ということで、「出頭命令違反に対する制裁」、そして、二百九十五条の関係で、「裁判長による尋問又は陳述を制限する命令違反に対する処置請求」というふうに記載があります。刑事訴訟法等の一部を改正する法律案関係資料によれば、八ページ、九ページで、「訴訟指揮権の実効性確保」というくだりがあります。

冒頭、私は、野沢法務大臣に、現在の刑事裁判で何か大きな問題があるのかということをお尋ねしたときに、特に大きな問題はないというお答えであったと思います。そのような状況の中で、なぜ今この抜本的な刑事訴訟法の改正案が提案されているのかという根本的な問題がありますが、それはひとまず置いたとして、訴訟指揮権の実効性

を確保ということで、わざわざ国選弁護人の選任や訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等を盛り込まなければいけない立法事実というのはあるのでしょうか。

○**山崎政府参考人** この点に関してでございますけれども、前にも答弁させていただいておりますけれども、現在の刑事訴訟法、おおむね順調にはいっているというふうに申し上げましたけれども、やはり個々の問題を見ればいろいろな問題も生じているということございまして、それをよりよくしようというのが今回の改正の趣旨でございます。

ただいま御指摘の点につきましては、やはり公判期日の指定をめぐりましてさまざまな紛糾があり、そして出頭に応じないということが現実に生じている。ただ、具体的な事件、どういふ事件にということは差し控えていただきますけれども、現実には、そういう事態が生じて裁判が相当長引いているということが指摘をされている、こういう立法事実を踏まえているわけでございます。

○**辻委員** 今のは極めて重大な意見ですね。実際、そういう立法事実私は確認してませんよ。七〇年代の中盤までには、退廷をしたり、いろいろな問題が刑事弁護をめぐって起こったという事実はあります。

私は、四年間、東京弁護士会の法廷委員会の委員長職にありました。そのときに、期日指定の問題とか、裁判長の訴訟指揮権の問題について、いろいろな救済の申し立てが弁護士さんからあつて、それを審理して、こういう問題点があるんじゃないかということ、東京地裁の所長にお会いして、是正改善を申し入れたこともあります。むしろ、訴訟指揮権をめぐる問題は、裁判長の側の強権的な訴訟指揮に問題があるケースも多々あったということを指摘しておきたい。

今山崎さんがおっしゃいましたけれども、近時また、出頭命令に違反して出頭しない、退廷をするような例があるというのは、どのような統計調査に基づいて、何件、そのような事案がいつあ

るんですか。その点についてお答えください。

○**山崎政府参考人** 具体的な統計はとっておりませんけれども、私も把握している限りでは、特異な例かもしれませんが、最近、やはり出頭をめぐっているいろいろなトラブルもございまして、順調に出頭していただけてなくて、かなり審議が長引いているというものが現にあるということで、申し上げているわけでございます。

○**辻委員** 出頭をめぐるといふのが仮にあつたとして、それがここで言う訴訟指揮権の実効性を確保するという規定をわざわざ導入しなければいけない立法事実であるということは論証されておられません。

つまり、出頭をすることがどういふトラブルがあつたとして、それはどういふ原因によつて、例えば期日指定をめぐつて裁判長が、弁護人のいろいろな都合を無視して、非常に強行的に連続的な期日を指定するというのが今までありました。それをめぐつてトラブルが生じたことが現にある。そのような場合であれば、それはだれに原因があるのか。法曹三者がそれぞれ協力し合つて期日を決めていくというのが原則であつて、その中でトラブルといつても、さほど大きなトラブル、根本的なトラブルになつていいる例は、今、極めてまれな例であると思います。

しかも、そのまれな例の原因がどういふ問題であるのかということについても、これは検証しなければいけない。そうでなければ、ここで言う立法事実があるということで引用することができないじゃないですか。

訴訟指揮権を強めることだけ、つまり、迅速裁判を確保するために裁判所が弁護人に対して統制権を及ぼす、そのような内容がこの訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁である、これでは、お互いが信頼関係に立つた、協力した裁判ということができるんじゃないですか。このような訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁を導入することは逆行する、裁判長の強権的訴訟指揮を強めるだけである、このように考えますが、

いかがですか。

○**山崎政府参考人** 個別の事件でございしますから、その訴訟の訴訟指揮に関して不満があるという場合は当然あるかと思ひますけれども、それはそれとして、そういう手続が刑事訴訟法の中に設けられているわけでございまして、まずそれでやっていただきたいということになるかと思ひます。それが原則だろうと思ひます。

ここで言われているものは、そういうような刑事訴訟法のルールの中では御し切れない、そういうような事態が生ずるというような場合もあり得るわけでございます。そこで、本当に制度的担保として、これは、そういう事態が生ずれば、それぞれその監督するところに、適当な処分をする、処置をとるべきことを請求することができるといふことでございまして、これはしなければならぬといふことでございしません。することができるといふことでございします。

それからまた、そこで受けた方の側として、これは必ず処分をしなければならぬといふことでもございしません。ですから、その原因いかんによつては何もないといふことは当然あり得るわけでございしますが、そういうのは制度的な担保の問題であるといふことでございします。

○**辻委員** 必ずしもしなければならぬ、それは当然でしょう。しかし、今問題になつていいるのは、抜こうと思えば抜ける伝家の宝刀とも言える制度を新たに導入する必要性があるのか。そういう立法事実が現在の刑事裁判の現場において存在するのか。現在の刑事訴訟法の手続の中で十分それは対処できているわけじゃないですか。具体的にこの場で典型的な例を示せないことに明らかになよう、現にそのような大きな問題はない。仮に何らかの問題があつたとしても、しかし、それは極めてレアケースであつて、その具体的な問題点というのは、それは突き詰めて検討してみなければわからないわけです。

そのようなまれなケースを持ち出して立法事実だと言つて、今のこの刑事訴訟法の改正の中で、

訴訟指揮権の実効性確保ということで裁判所のあり意味では強権をこのように盛り込む必然性、必要性は全くないとは考えます。

この刑事裁判の根本的な制度をいろいろなところで変えていこうとする行きがけの駄賃みたいな感じでこの訴訟指揮権の実効性確保とうたって、新たな弁護士に対する統制的な意味を持つ制度が導入されている。このことについて、立法事実が全然きちつと説明できていないというふうな……。

もう一度お尋ねします。どのような立法事実か、具体的に答えてください。

○山崎政府参考人 例はございますけれども、物によつては、現在係属中の事件もいろいろございします。そういう点から、個々の事例について私の方から申し上げるのは適当ではないというふうに思いますけれども、現にそういう事態が生じていて、裁判が相当におくれているというふうな指摘がさまざまなおくれているというふうな指摘が審議会の意見の中でも、こういう点については、その事実認識としてはそういう問題が生じているということから取りまとめも行われているということでございます。それを踏まえて私どもはこの法案を提出させていただいている、こういうことでございます。

○辻委員 私、今回の法案の審議に当たつて、憲法上の被疑者、被告人の権利が後退、侵害することがあつてはならない。他方で、例えば裁判員制度について、国民の常識を判決に反映させるという政策的目的があるとおっしゃる。それで、この刑事訴訟法の一部改正では、公判前整理手続の立法目的は何か。恐らくこれは、迅速裁判である、争点を早期に整理し、裁判所が主導権をとつてやりやすい裁判をつくっていくんだということに本音があるように思います。

しかし、それは一方で、被疑者、被告人の権利がかなり弱められていつている。具体的に個々の法案を見れば、いろいろなところで、裁判官の訴訟指揮権が強化される、弁護人の弁護権が弱めら

れている、いろいろな規定があります。

このような点について、もつともつと検証されなければいけない。それが国会の役割である。憲法上の権利の後退を一步も認めてはいけぬ、これがやはり国会の審議のあり方であり、国政に期待する、国民の側から負託を受ける国会の役割であらうということを指摘して、午前中の私の質問を終わらせていただきます。

○柳本委員長 下村博文君。

○下村委員 自民党の下村博文です。私は、きょうのメインテーマであります総合法律支援法案についてお聞きしたいと思ひます。

自民党は、既に平成十年の六月から司法制度特別調査会報告二十一世紀の司法の確かな指針」という取りまとめを行ひまして、国民に身近で利用しやすいわかりやすい司法を実現するための具体的な検討課題を指摘して、そして政府に司法制度改革のための審議会の設置を求めてきたところでございます。これを受けてまして政府も内閣に司法制度改革審議会を設置し、平成十三年六月に提出されたこの審議会の最終意見のつとめて、これまでさまざまな司法制度改革関連法案が提出されているわけでございます。

改革の原点に戻つて考えますと、国民が今、司法に対して期待し、そして必要としているのは、使いやすく、そして頼りがいのある司法ということではないかと思ひます。

これまでの司法改革はすべて、このような司法の実現を目指して行われ、平成十五年の通常国会では、国民に最も身近なところにある簡易裁判所で取り扱うことのできる民事事件について、その上限額を引き上げることなどを内容とする司法制度改革のための裁判所法の一部を改正する法律案、こういうことも成立をして、司法へのアクセスの拡充が図られているわけでありましたけれども、しかし、根本的なところで、さらに国民に身近な司法にするという改革が必要だということに思ひますし、そのための司法のより身近な存在ということでは、このアクセス、この拡充を

する、この橋渡し、この部分の改革が必要ではないかというふうな思ひわけでありました。

具体的に、司法制度に関する情報を手軽に国民が手に入れることができない。あるいは、だれかに相談に乗ってもらいたくないけれども、どこに相談に行つたらいいのかわからない。弁護士、司法書士などの法律の専門家に相談をしたいけれども、身近なところにはいないために相談できない。このようなさまざまな問題があるわけですね。

司法制度改革推進本部の部長である小泉総理も、こういう問題が残されていることを受けとめて、法的紛争を抱えた市民が気軽に相談できる窓口を広く開設し、きめ細やかな情報や総合的な法律サービスを提供することにより、全国どの町でも市民が法的に救済を受けられるよう、司法ネットの整備を進める必要がある、こういうふうな指摘をされているところであり、この司法ネットについては、自民党も一年近く、小委員会を設けて、精神的な検討を積み重ねてきているわけでございます。

まず最初に、確認として質問しておきたいと思ひますが、今般の一連の司法制度改革関連法案、これは司法制度改革審議会の意見を受けた閣議決定である司法制度改革推進計画をよりどころとしておりますけれども、この総合法律支援法案との関連について、この推進計画はどのような位置づけなのか、まずお答えをお願いしたいと思います。

○野沢国務大臣 今委員御指摘のとおり、平成十四年三月に閣議決定されました司法制度改革推進計画は、民事法律扶助の拡充、それから司法の利用相談窓口の充実、さらには情報提供の強化、被疑者、被告人の公的弁護制度の整備、また法律相談活動等の充実を規定しているところでございします。これらはいずれも司法制度をより国民の皆様にとつて利用しやすい、取りつきが容易になるということを目指しております。

や隣接法律専門職者等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備を行うとするものでございします。

委員今お話のありましたように、橋渡しという役割が非常にこれは大事になると思ひわけですが、その中核となる支援センターにおきましては、相談窓口業務、民事法律扶助事業、国選弁護人の選任に関する業務、また司法過疎地帯の対策、さらには犯罪被害者支援などの業務を行うこととしております。

したがつて、本法案は、推進計画において規定されている各事項を、その趣旨に沿つて一体として実現するものと言うことができると考えております。

○下村委員 国民にとつて、この日本司法支援センター、これは大変に期待されるものになつてくるかというふうな思ひますが、本法案によつて新たに設立をされるということでございますので、これについてまずお聞きしたいと思ひますが、一般の国民にとつて、紛争に巻き込まれた場合、紛争解決制度などについての情報提供を受けるということ、紛争の解決に向けた具体的な道案内をしてもらえるかどうかということが非常に重要であると思ひます。

この観点からすると、支援センターが既存の組織、団体と連携協力しつアセスメント業務を行い、そして連携協力を通じて法的な紛争解決に関する情報をこのセンターが収集をし、そして整理された形で総合的な情報を利用者に提供するという非常に画期的なものであるというふうに思ひます。

具体的にこの支援センターがどのような情報提供を国民に伝えるということになるのか、お聞きしたいと思ひます。

○奥川副大臣 どのような情報提供を行うかというお尋ねだと思ひますが、支援センターにおきましては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するように、関係する情報、資料を収集しまして整理した上で一般の利用者に供し、あるい

は個別の依頼に応じて提供することとしております。

具体的には、裁判に關します情報のほか、弁護士会その他の隣接法律専門職者団体に関する情報、さらには交通事故紛争処理センターなどの裁判外の紛争解決制度に関する情報、また地方公共団体でありますとか行政機関の相談窓口に関する情報を広く一般的に提供するほか、利用者の個別の相談内容に応じまして必要な情報を選択して提供することなどが考えられております。

○下村委員 それから、大変情報提供を行う支援センターということで、直接行って詳しく聞きたいという方もいらっしゃると思うんですが、一方、いろいろな御都合等によってなかなか窓口まで行けないという方々に対しては、これから、今もう既に高度に発達した情報社会ですから、この支援センターも、情報提供を行う場合にはインターネットによる相談受け付けをするとか、支援センターにおいてのIT技術、これを積極的に活用することによって、自宅からでもアクセスができて情報を受けられるということを期待されている方々も多いのではないかとこのように思います。が、このような対応についてはいかがでしょうか。

○中野大臣政務官 委員の御質問にお答えしたいと思います。支援センターにおきましては、いわゆる駆け込み寺的な機能といましようか、そういうものも含めた相談窓口を設けておりまして、相談の受け付けや情報提供を行っているというところは御承知のとおりでございます。

この情報提供に当たりましては、今委員もおっしゃいましたけれども、利用者のアクセスを容易にする観点から、インターネット等の情報通信技術を活用することを想定しているところでございまして、具体的には、インターネットを活用して、例えば遠隔の地からの方、また体が御不自由で移動が容易にできない、センターに来られない方、そういう皆さんが、今委員がおっしゃるとおり、御自宅とかいろいろな形で、このセンター

が持っている本来の機能でございます法律相談や情報提供などのサービスを受けられるように、そういう点では今後全力で頑張つてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○下村委員 インターネットを通じて国民の方からいろいろな相談に乗る、また窓口で相談に乗るということがいろいろ出てくるかというふうに思います。

こういうふうな紛争に巻き込まれた多くの方からの相談を受け、そして個別の事案に応じて適切に関係機関への事件の振り分けを初めとする情報提供を的確に行う、こういうアクセスポイント業務を担う担当窓口、これは大変に重要な役割だといふふうな思ふんですね。ただの受け付けではなくてもできることではない。そのために、かなりの、それ相応の法的知識、あるいは熟練度、それから相当のノウハウが必要になってくるというふうに思います。

迅速かつ適切な業務の遂行なくして真の司法へのアクセス障害の解消ということはありません。この支援センターの窓口担当、これは普通の窓口担当者とはちよつと違うと思いますし、この振り分けでその後の的確な対応が決まってくるというふうに思います。で、どういう人を充てる予定なのか。また、相談窓口業務の知識や、あるいはそういう対応能力等の向上のための方策としてどのようなことを考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○実川副大臣 委員御指摘の窓口担当者、これは大変重要なことだと思つております。

その支援センターの窓口担当者には、法曹資格や隣接法律専門職者としての資格を有しないまでも、法的な素養あるいは実務経験を有する者を充てることが考えられております。

また、相談窓口業務が実効的に機能していくためには、窓口担当者の技術の向上が重要課題となるものと認識しております。そのための方策といふことは、窓口担当者に対します研修を徹底するほか、適切な情報提供が可能となるようなマ

ニユアルを作成することも考えられております。

○下村委員 次に、この支援センターの業務であります民事法律扶助事業、これについてお聞きしたいと思ひますが、さらに重要になってくるというふうに思ひます。

司法による紛争解決が今後さらに重要になる中で、紛争解決の数が大変ふえてくるということになりますと、経済的な理由で司法による紛争解決をあきらめることのないようにするための民事法律扶助制度、まだまだ不十分であります。さらにこれから、より以上に重要になり、また一層の充実が求められるというふうな思ふわけでありまして、

しかし、現実の民事法律扶助、これは破産事件の対応に追われておまして、十二分に扶助の需要にこたえ切れていない、こういうことでござい

ます。同じ予算でも、効率的な業務運営を行うことによって少しでも多くの事件に対応できるように仕組を設けるといふことが、今回の法案が成立することによって緊急の課題になってくるかというふうな思ふわけでありまして、このよう

な民事法律扶助事業を効率的に行うために、この法案でどのような仕組を設けるといふことになつてくるのか、お聞きしたいと思ひます。

○実川副大臣 御承知のように、現行の民事法律扶助法でありますけれども、個別の事件ごとに一般の開業弁護士等が法律事務を行い、法律扶助協会におきまして、依頼者が支払うべき報酬、実費を立てかえる仕組のみでありますけれども、本

法案のもとでは、支援センターに属します常勤弁護士等に法律事務を取り扱わせることを可能としております。さらに、支援センターの業務に専従する常勤弁護士等の積極的な活用によりまして、一層迅速で効率的な援助の実施が可能となるものと考えております。

(委員長退席、漆原委員長代理着席)

○下村委員 この民事法律扶助制度とあわせまして、公的刑事弁護、これに対する業務についてお聞きしたいというふうな思ひますけれども、平成

十二年、そして十三年に、自民党の司法制度調査会、この報告において、公的刑事弁護制度の整備は、民事法律扶助の拡充と並ぶ二つの大きな柱の一つということで指摘をされているところであり

ます。

今回の総合法律支援法案では、支援センターの主要な業務として五つ挙げられておりますけれども、公的刑事弁護業務、これはこの五つの業務の中の一つということになりますけれども、公的刑事弁護制度は、国民の権利の保護や国の刑事司法作用の適正な運営の確保にかかわるというものでありますから、その重要性というのは大変にこれからも求められるものであるというふうな思ふわけであり

ます。

そこで、この支援センターの公的刑事弁護業務として具体的にどのようなことを想定しているか、また、その重要性についてはどのように認識をされておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○野沢国務大臣 答えをいたします。

全国的に充実した弁護活動を提供し得る体制を整備するために、支援センターにおいては、常勤の者を含め契約により弁護士を確保することとしております。その上で、支援センターは、裁判所等の求めに応じまして、契約により確保した契約弁護士の中から国選弁護人の候補を指名して、裁判所等に通知し、通知に基づき国選弁護人に選任された弁護士にその事務を取り扱わせる業務を行うこととしております。

支援センターによる弁護体制の整備は、被疑者、被告人が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保し、充実に迅速な刑事裁判の実現を可能にするという観点から、大変重要な意義のある制度と考えております。

○下村委員 今回、国会に提出されている刑事訴訟法の改正案によりまして、被疑者に対する公的弁護制度の対象事件、重大事件でございましてけれども、これが三年程度の後にはさらに拡大をされて、長期三年を超える懲役、禁錮の罰に拡大するということがされておまして、対象となる事件

数がかなり多くなるのではないかというふうに思うわけであります。

他方、司法過疎の問題があるということを考えますと、特に地方においては多数の事件に弁護士が対応できないのではないか、こういう懸念もあるわけであります。

この被疑者に対する公的弁護制度の対象となる事件の数は、一体どれくらいになるというふうに予想されるか、また、司法過疎の問題もある中で対象事件の拡大に果たして対応できるかどうか、これについての考えについてお聞きしたいと思います。

○実川副大臣 委員御指摘の公的弁護制度の対象となる事件の数、それから対象事件の拡大に対応できるか、そういう御質問でありましたけれども、今回の刑事訴訟法改正の施行の当初は、司法過疎地域の問題がありますので、被疑者に対し公的弁護制度の対象事件は、死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役もしくは禁錮としております。この対象事件で勾留された被疑者の数でありますけれども、平成十四年の統計で約一万人でございます。

また、改正法施行から三年程度が経過した後、対象事件を死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に拡大することとしておりますけれども、この対象事件で勾留された被疑者の数でありますけれども、平成十四年の統計で約十万人となっております。

なお、実際の対象事件数につきましては、そのうちの程度の被疑者が弁護人の選任を請求するのか、また、請求した被疑者のうち選任要件に該当する者がどの程度いるかによることとなります。

支援センターが、契約により弁護士を確保し、司法過疎地域にも事務所を設けるなど、全国的に充実した弁護活動を提供し得る体制を整備することによりまして、改正法施行から三年程度経過後は被疑者に対します公的弁護制度の対象事件を拡大いたしまして、これに実効的に対応する

ことが可能になるというふうに考えております。

○下村委員 今回、司法制度改革、トータル的な施策を行っている中で、司法人口も大幅にふやしていくことと、それから、今までのような試験中心ではない形で人材育成ということで、ロースクールもことから始まったわけでございます。

今お答えのように、今回の刑事訴訟法改正によって、さらなる充実発展ということも必要になってくるわけでありますが、同時に今裁判員制度についても審議されておまして、ほぼ与野党修正合意が得られつつある中で、この裁判員制度を導入することによってもこれは大変な国選弁護人の確保が必要になってくるのではないかと思います。

実際に裁判員となつてもらう国民の方々の負担を考えますと、とても今までの、旧来のような裁判につき合つていられないというのが率直な多くの方々の思いであるというふうに思います。そのために、できるだけ事前の準備をしつかりやつてもらおうということを前提として、できるだけ連日裁判を開いて集中審理を行う、そして迅速で極力短期間のうちに処理をする、しかし拙速になつてもならない、こういう裁判をこれから行う必要があるわけでありまして、そのために、集中審理に対応できる国選弁護人をまず確保できるかどうかというところが、この裁判員制度を実施する前提条件になるわけでありまして、

この裁判員制度の実施のために、支援センターが集中審理に対応できる弁護士を十二分に確保する前提がありますけれども、その確保の見通しについてどう考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○実川副大臣 委員御指摘の弁護士の確保ということについてでありますけれども、裁判員制度を含む刑事裁判の連日の開廷に対応するためには、私選弁護人については弁護士の業務体制の組織化あるいは専門化が求められるとともに、刑事事件の多くが国選弁護事件でありますことから、支援

センターにおきまして、常勤の者を含め契約により弁護士を確保し、全国的に充実した弁護活動を提供し得る体制を整備することが重要であるというふうにご考えております。今後、支援センターにおきましても、必要な弁護士が確保されるものと考えられております。

○下村委員 次に、この支援センターの理事長にはどのような人を任命するのか、基本的な考えをちよつとお聞きしたいと思うんです。

これは自民党の中で、この支援センターをどんな組織にするかということについては、実はかなりこの小委員会でも議論がされました。これは、行政改革が叫ばれている中で、新たな制度設計ということにおいて、それと矛盾してもいけない、できれば株式会社みたいな形で民間的な発想が必要ではないか。しかし、一方で、そこには公的資金を投入するわけでありまして、株式会社は公的資金の投入をするということもなかなか難しいというところが自民党の中の小委員会の中では議論になりまして、最終的には今回のような形にもなっているわけですが、いづれにしても、この支援センターは公正中立な組織でなければならぬわけでありまして、

また、今申し上げましたように、公的な資金を受け入れてサービスを提供するというところでございますので、支援センターが特定の業界の関係者だけで運営されたりとか、あるいは特定の業界の利益だけが優先されるということであつてもならないわけでありまして、こういう観点からも、この支援センターの理事長にどのような人がつくのが非常に重要であります。

かといつて、この支援センターが天下りのような組織には絶対これはすべきではない。しかし、法的な知識を十二分に持っている人でなければ運営できない。この辺のバランスとして、象徴して、この支援センターの理事長、どういふ人が適任か。任命する権限を与えられているのが法務大臣でございますので、大臣に、この支援センターの理事長はどのような人を任命をお考えなのか、そ

の条件についてお聞きしたいと思います。

○野沢国務大臣 委員御指摘のとおり、支援センターの業務運営に当たりまして、理事長の果たすべき役割は非常に重要であると考えております。本法案におきましては、理事長の選任に関しまして、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者であることを要件としておるところであります。また、独立行政法人一般の例に倣ひまして、政府、地方公共団体の常勤職員は役員になることはできない、いわゆる天下りはしないということに加えて、裁判官もしくは検察官または任命前二年間にこれらであつた者は理事長にはなれないこととしております。

理事長の選任に当たりましては、このような法案の定める要件に従ひまして、適任の方をお願いしたいと考えております。

○下村委員 最後に、この支援センターの業務開始がいつごろになるかということでお聞きしたいと思うんですが、裁判員制度も、これは五年程度をかけながら、多くの方々に御理解をいただいで、そして多くの方々に積極的に参加をしてもらうような施策が今後必要になつてくると思ひます。

同じように、この支援センターが行う業務、これも、どれもが国民が必要としている業務であるというふうに思ひますけれども、この業務を、今申し上げましたように、中立そして公正、また、お役所仕事にならない、効率的に行えるような組織にするということにおきましては、一定の期間が必要であるというふうに思ひますし、また、せっかくこういう制度ができるわけでありまして、総合法律支援についての広報を積極的にいうことによつて、利用者の方々総合法律支援体制の整備についてよく理解をしていただく、そして司法は一定の期間が必要であらう、このように思ひますけれども、この支援センターの業務開始はいつごろをお考えになられておられるか、最後

意点も含めて、拙言をこせしめたかといふおぼしき。

見交換をしているかというところでございますが、

山崎政守参考人、
行女草大綱、
これは平戊十

○山崎政府参考人 行政改革大綱、これは平成十

二年十二月一日の閣議決定でございますけれども、これにおきまして、公共性が高く、国の関与が必要と判断された事務事業のうち、国が直接行う必要がないものについては、透明性や業績評価の仕組みなどが整備された独立行政法人において行うこととされているわけでございます。

私どものこの総合法律支援構想の中核となりまして、公正中立で、運営責任の明確性それから経営内容の透明性が図られ、提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みとする必要がございます。そういう基本的な考え方からいいますと、独立行政法人の枠組みに従うのは適当であるというふうに考えたわけでございます。

他方、この支援センターの行う業務は、単に行政のただけではなくて、司法に密接に係るものであるということから、最高裁判所が設立、運営に関与することが必要である、こういうことになるわけでございます。

そこで、この支援センターにつきましては、独立行政法人通則法に基づく独立行政法人そのものではございませんけれども、中期的目標管理など運営の効率性、透明性に係る措置を講じることとしておりまして、国立大学法人、これと同様に、広い意味での独立行政法人、こういうふうに整理をしているところでございます。

もう一つのお尋ねでございますが、どういう特徴を持っているかということ。先ほどちょっと申し上げましたけれども、司法にもたが、こういう特徴があるわけでございます。その点で、裁判所の関与がこの規定の中に随所に設けられているという特徴がございます。まず第一点の特徴は、設立の關係ですね。設立委員につきましては、これは法務大臣が命ずるのでございますけれども、最高裁判所も裁判官を設立委員に命ずるということになっております。

それから、この組織の中に審査委員会を職務の独立性の關係から設けているわけでございますが、そのうちの委員の一名は最高裁判所の推薦す

る裁判官であることを必要とするとしております。

それから、業績評価のために評価委員会というのを設けることになっておりますけれども、これも最高裁判所の推薦する裁判官が一名以上含まれている、こういうことを手当てしているわけでございます。

それ以外に、いろいろ各所の場面で意見を聞くという形になっておりまして、例えば役員の任命等について、それから法務大臣による中期目標の策定とかその中期計画の認可、そういうものに関しまして、これは最高裁判所の意見を聞かなければならない、こういう形になっているわけでございまして、この点が普通の独立行政法人とは違う点である、こういうことでございます。

○左藤委員 よくわかりました。

それと、この前も言われましたけれども、例の司法過疎地域という問題なんです、全国で二百三カ所ある、地方裁判所の支所も含めてですけれども、弁護士がいない、また一人しかいない、よく言われるいわゆるゼロワン地域というのが何カ五十八カ所あるということを聞いております。

これは何とか我々は解消したいという意味もありまして、弁護士会もいろいろ基金を出して過疎地に公設事務所を設置するというをやっているんですが、よく聞くと、やはりそういう田舎の方に行きたくないという弁護士さん、それから事務所の維持とか経費に非常に金がかかる、経費がかかってしまうということで、なかなかゼロワン地域が解消されないというのが現状だと思えます。

これに対して、やはり、これは今から法律サービスをしなきゃならないということを考えると、この現状に対してどのように認識をなさっておられるのか、その認識はどの程度なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山崎政府参考人 ただいまゼロワン地域の数字の御指摘がございましたが、最近のデータでは、ゼロワン地域は五十三カ所、今五十八カ所と言わ

れましたけれども、その後、弁護士会等いろいろな努力をされて、事務所を設けたりして、徐々に減ってきているという状況でございます。

これに關しましては、私どもの方といたしましても、まず、全国で法律サービスを行うわけでございまして、必ず都道府県には一つ事務所を置くというところになるかと思いますが、では、その先、司法過疎地域にどの程度のものを置いていくかということとは、それぞれの場所のニーズとか、あるいは地理的条件、さまざまな要因がございますので、私どもは、その辺のところをよく実情を把握した上で、最終的にどのような形態にしていこうかということを考えているわけでございます。

ただ、仮に、そういうところに事務所ができて、常勤の人がいないというような場合であっても、巡回をさせるとか、あるいは地方公共団体と連携してサービス提供を行うとか、さまざまな工夫をいたしまして、その解消を図っていきたいと思えます。

また、我々の努力にプラス、日本弁護士連合会等の取り組みも今一生懸命行われているわけでございまして、そういうところと連携をしながら、なるべく早期に実質的なゼロワン地域がなくなるような、そういうようなことをしていきたいというふうな考えております。

○左藤委員 今の御答弁を聞きますと、巡回も含めてということになりますね、考えるということになります。これはすばらしい。あまねく全国にこのサービス、郵便局のネットワークみたいな話なんです、そういうぐあいになってほしい、我々は絶えず思いますけれども、そうすると、その組織がどういうぐあいに設けられるのか。本部は一カ所当然出てくるだろう。そうすると、全国に、支店と呼んでいいのか支店と言っているのかかわりませんが、そういうのを五十カ所ほど設けるんだらう、こういう話も聞いております。そして、今お話あった、あとは巡回をする。こういうことになりまして、やはりいろんな面での経費の問題

とか、そういうものが出てくるわけです。

その経費の問題は後でまた質問しますが、そういうことをするときのネットワークの仕方。巡回する、例えば、田舎でどういう人たちがどう困っているかという、巡回はいんだだけども、どういう国民ニーズを吸い上げるのか、こういう問題が出てくると私は思うんですね。それはどのようにやられるか、質問させていただきたいと思えます。

○山崎政府参考人 確かに、司法に關するニーズ、それから、どういう点のニーズが多いかという点については、それぞれ地方でさまざまな違いがあるかと思えます。私どもは、そういう地域のニーズに対して、地域の特色を生かしながら適切に対応するというのが大変重要であると認識をしております。

そこで、この法案の三十二条の三項という規定を置きまして、各地域において協議会、これを開催するなどいたしまして、地域の利用者等の意見を聞きまして、その実情に応じた業務運営を行う、こういうことを想定しているわけでございまして、これからスタートして、これが機能して、特徴のあるものになるようにということを考えております。

○左藤委員 司法センター、いろいろ設けることを、設置することができるといふようになりますと、先ほどもお話ありました、常勤をする弁護士また非常勤の弁護士、いろいろな問題が出てまいります。

先ほど、杉浦先生と韓国に行ったと言いましたけれども、そこで、大韓法律救助公団で勉強させていただいた。そこに、みんな、窓口で電話対応も含めてやっている人というのは、実は、司法試験を通じて、まだ採用されていない方とか、俗に言ういそ弁という方になるのか、司法修習生を終わった後の人たちが対応しているわけですね。これはちょっと、韓国のお国の問題で、徴兵制度の絡みもありますけれども。

私は、やはりそういう、法科大学院を出て、司

法試験を通じて、そして司法修習生を終わって、その後の人たちは、または、この前弁護士法の改正がありましたように、裁判官とか検事が弁護士事務所へ行って研修をする、そういう人たちは、この司法センターに来ていただいて、失礼ですけども、若いですからそんな高給でもないだろうと思えますし、逆に、そういういろいろな人のニーズを、苦情も含めて聞くことが社会勉強にもなるんだらうし、また、社会のニーズを的確に、将来の弁護士さん、司法官になるときに役に立つんじゃないだろうかと、私はこのように思うんですね。

その辺について、法務副大臣、先ほど言った、判事補も含めて、また若手検事も含めての活用についてはどのようにお考えになつておられますか。

○実川副大臣 御指摘の判事補あるいは若手検事の活用について、これは党の方でもいろいろ議論があつたというふうには承知いたしております。

司法支援センターでありましても、民事、刑事を問わず、あまねく全国におきまして、法による紛争の解決に必要な情報、またサービスの提供が受けられるような総合的な支援の実施、また体制の整備を行う総合法律支援構想の中核的な役割を果たす重要な機関でもございます。

支援センターがどのような人材を弁護士として採用するかは、まずは支援センターにおいて検討されるものでありますけれども、一般的には、判事補及び検事が一定の期間支援センターにおきまして弁護士として勤務することは、支援センターにより提供されるサービスの充実を図る観点から、意義がある場合もあると考えられております。

○左藤委員 今、司法試験を通つた人たちがそこに当たるといふことになる、若手も含めて、そういうぐあいに対応していただけるということになります、ちよつと質問の告知はしておりませんが、けれども、やはりそこに、弁護士さんだけじゃなくて、隣接の方々、司法書士さんの方々、また企

業間の問題がある、そうすると公認会計士さんもあるだろう、また、特許の問題で弁理士さんもあるだろう、土地の境界の問題でもめるだろう、こういういろいろな隣接の方々の協力を得るために、そういう方々の配置といひますか、司法センターにどういう取り組みで入つていただけるのか、そういうものを含めて、山崎さん、どういうお考えを持っておられますか。

○山崎政府参考人 隣接専門職者の方々については、大いに協力していただかなければ、この事業は遂行できないということになるかと思ひます。

これにつきましては、例えば、法律扶助の対象になるような法律相談、こういうものがあるわけでごさいます、こういう関係につきましては、それぞれもちはち屋のところがございますので、そういう専門の方にはそこに入つていただいて仕事をさせていただく。これは常勤かどうかはちよつと別として、いろいろ契約を結びましてやつていただくということが一つ考えられます。

それからもう一つは、そこで行相談だけではなくて、それぞれの組織でいろいろ行つていられるものもあるわけがございますので、そういうところにまた御案内を申し上げるという関係から、御協力をいただくということですね。

こういう点も含めまして、いろいろな対応で御協力をいただいて、スムーズなサービスができるようにということで、具体的にこれからいろいろ詰めてまいりたいというふうには思つております。

○左藤委員 隣接の法律専門家の方の御協力をいただいて、そうしていただきたい。

そして、もう一つ、俗に、いわゆる裁判までいかなくていいADRの問題。ADRで解決できる。これも含めてお考えになつていられると理解しているんでしようか。

○山崎政府参考人 俗に言うADR、裁判外紛争処理でございすけれども、この関係も、これからいろいろ提携をして、そちらの方で処理をしていただくという事案も当然ございますので、やはりそちらとの連携協力も強化をしていきたいというふうな考えております。

○左藤委員 先ほど、評価委員会、この司法支援センターについての評価委員会の話でございます。もちろん、設立するときに、最高裁を初め、いろいろ考えながら、関与しながらつくるんですが、先ほど地域の話が出ましたけれども、地域から見ているとそれぞれの地域の特徴がございますし、その人選というのが大きな問題になるんじゃないかと思ひます。

というのは、本部は東京にあつたとしても、全国に五十カ所支部ができるわけですから、その支部について、本部が全部情報をしつかり把握して評価できると思ひますので、やはり支部で評価委員会というのををつくる必要もあるだろうし、地域の特色というのはあります。そういうものを加味しなきゃならないと思うんですね。

こういうものを考えて、どのような業務運営をなさるか、そして、どのように評価するのか。これはちよつと法務副大臣に質問をさせていただきたいと思ひます。

○実川副大臣 御指摘の評価委員会の人選、また運営方法という御質問でありますけれども、評価委員会は、既存の独立行政法人評価委員会と同様に、客観的、また専門的な見地から、法人の業務の実績に関する評価を行い、支援センターの業務評価において重要な役割を果たすことが期待されております。

既存の独立行政法人評価委員会の例を見ますと、評価委員会の委員は、学識経験のある者のうちから主務大臣が任命するのが通例であります。また、支援センター評価委員会の委員の人選につきましては、業務の実績に関する評価を適切に担当していただける適任の方をお願いしたい、このように考えております。

また、評価委員会の運営に当たりましては、総合法律支援の意味を踏まえつつ、客観的、専門的な見地から業務の実績に関する評価が行われるこ

とを期待しております。

また、委員御指摘の地域の特徴を生かした業務運営はどのように評価されるか、そういう御質問であろうと思ひますけれども、御指摘のとおり、支援センターは、地域の特色を生かしつつ、当該地域の実情に応じた運営に努めるべきものと考えております。

したがひまして、業務の実績に関します評価につきましても、全国的な業務の実施状況とあわせまして、各地域における業務の実施状況も踏まえて行われる必要があるかと考えております。

○左藤委員 ありがとうございます。

それで、評価委員会はしつかりと運営していただきたいと思ひますし、やはり国民から見ると、その評価によつて、また司法センターのそれぞれの支部のあり方、または全体のあり方も評価に出てくるんだらうと思ひますので、しつかり頑張つていただきたいと思ひます。

それで、予算の問題なんですけれども、これをつくるにいろいろ問題がありまして、我々、実は、支援センターをつくらうという背景には、一つは、実は、弁護士会は弁護士会で無料相談をやる。県や市、それぞれまた、週に一遍二時間、市役所でやつていられるのか公民館でやつていられるのか、わからないけれども何かやつていられる。ところが、一般市民から見ると、いつやつていられるかわからない、どの場所でもやつていられるかわからない。二十四時間とは言ひませんが、大体、九時から五時までの普通の日、あいていられるという場所が正直言つてなかった。それで、ぜひこの司法センターをつくりたいな、こういうふうな我々が考えたのがスタートです。

そうすると、当然、先ほど申し上げた予算の問題が出てくるわけでありまして、法律扶助協会の予算とか、それぞれの都道府県、また市町村で使つていられる予算、そして弁護士会で使つていられる予算、またそれぞれの隣接の方々が使つていられる予算というものは、やはり合体して、合理的に、しかもしつかりやつていくことが一番大事だろうと思ひま

す。

この予算について、我々は、非常に今から頑張つて我々自身が獲得をせなアカぬという問題もありますけれども、どのように考えておられるか。副大臣にお尋ねをさせていただきますかと思ひます。

○実川副大臣 御指摘の予算に關してでありますけれども、総合法律支援構想の運営主体となります日本司法支援センターでありますけれども、これまで法務省におきまして、予算を確保してきた民事法律扶助事業関係の業務に加え、これは今委員御指摘になりましたけれども、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、あるいは国選弁護人の選任に関する業務、またいわゆる司法過疎地域におきます法律事務に關する業務、さらには犯罪被害者の支援に關する業務等、幅広い業務を担当することを予定しております。

法務省といたしましては、これらの業務を効果的かつ効率的に処理するため、必要な予算の確保に努めてまいりたいというように考えております。今後、運営上の詳細とあわせて検討を重ねてまいりたい、このように考えております。

○左藤委員 以上で質問を終わらせていただきますが、とにかく、今いろいろ質問させていただく中で、やはり国民に利用しやすい、そしてわかりやすい司法支援センターであつてほしい、こういう思いでございます。

あと、十八年度に開業するというところでございます。三年しかありませんけれども、しっかりと頑張つていただきますようお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○漆原委員長代理 桜井郁三君。

○桜井委員 自民党の桜井郁三でございます。

先日は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案も質問させていただきました。また、きょうは、総合法律支援法案を質問させていただくわけでございますが、今まで、立法や行政というのは国民が非常に参加をしてきた。その中で、司法と

いうのは、今までどちらかというと閉ざされた、そういう中で、これから市民が参加したり、あるいは市民のサービスをどうつくっていくのか、こういうような、大変、今までと違った新しい角度からの法案の成立ということでございますから、これから国民にどうわかりやすくしていくのかというところが大変重要なことだろうというふうに思っております。

今まで、この司法というのは国民にとって大変縁遠い存在であると言われておりました。司法という言葉は、何か近寄りづらい、そういうイメージがあるというのもその原因の一つかもしれない。司法をより身近なものにするには、とにかく、国民がいつでも簡単に相談できる、きちつとした解決手続にのせてもらえるよう、仕組みをつくる必要があると考えておるわけであります。

さて、現在、トラブルに巻き込まれた一般の国民がすぐに行ける場所としては、一つには市役所などの市民相談所があります。今、左藤委員もお話ありましたように、私の藤沢市においても、市役所に窓口があります。もちろん、司法だけではなく、行政だとかいろいろな問題があるわけでございますが、その中の、一週間に二日か三日は司法の相談というようにあるわけでございしますが、そういう司法の入り口として、市役所などで行われている市民相談は重要な役割を果たしていると思ひます。こういう制度は今後も続けてもらいたいと考えております。

そこで、法務副大臣にお伺いをいたします。総合法律支援構想における地方公共団体の役割はどのようなものになつていくのでしょうか。

○実川副大臣 御指摘の、地方公共団体の役割等についての御質問だつたと思ひますけれども、総合法律支援の実施及び体制の整備は、民事、刑事を問わず、あまねく全国におきまして、紛争の法による解決による必要な情報あるいはサービスの提供が受けられます社会を実現することを基本理念としております。また、住民の福祉の向上に寄与するものでございます。

また、他方、地方公共団体でありますけれども、住民の福祉の増進を図ることを基本といたしまして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされております。

このように、総合法律支援の実施及び体制の整備でありますけれども、地方公共団体が図るべきものとされているいわゆる住民福祉の中身として重要な意義を有するものでございます。

そこで、本法案では、地方公共団体は、その地域におきます総合法律支援の実施及び体制の整備に關し、必要な措置を講ずる責務を有するものとしております。

○桜井委員 次に、国民に法律問題などで相談を受け、弁護士や司法書士などの法律専門家のサービスが必要になつた場合のことについてお伺いをいたします。

支援センターは、裁判をするための資金がない方や、弁護士がいなために相談ができない地域の方も必要な法律サービスの提供が受けられるようにするための事業を行うと聞いております。また、刑事事件の被告人等に対する国選弁護に關する事業も行うと聞いております。このような事業が行われることはすばらしいことだと思つております。

このような事業を行うために、支援センターは弁護士や司法書士などの法律専門家と契約をするのでありますが、そこで重要なのは、支援センターと契約した弁護士や司法書士などは、利用者である国民の利益を第一にサービス提供に当たることだと思ひます。支援センターが提供するサービスの中には、国や地方自治体を相手とする民事訴訟もあると思ひます。また、刑事事件の弁護は、常に、公的機関や裁く側から見た犯罪容疑者、被疑者に対するサービス提供の内容としております。このため、サービス提供の担い手である弁護士、司法書士等は、利用者の利益を第一にサービス提供に当たることのできるような仕組みが必要であると思ひます。

そこで、お伺いをいたします。

支援センターと契約する弁護士や司法書士などの法律専門家の職務の独立性を確保し、利用者である国民の利益を第一にサービス提供するために、どのような措置が講じられているのでしょうか。

〔漆原委員長代理退席、塩崎委員長代理着席〕

○実川副大臣 御指摘のように、弁護士や司法書士等の職責にかんがみれば、その職務の独立性を確保することは大変重要であるというふうに考えております。

そこで、本法案におきましては、弁護士等の職務の特性に常に配慮しなければならぬものとした上で、支援センターとの間で契約をしている弁護士等の職務の独立性を明記し、具体的な職務活動につきましても支援センターの指揮命令を受けないことというふうにしております。

また、有識者等によりまして構成される審査委員会を設けまして、契約弁護士等に対する契約解除等の措置に關しましては、その議決を経ることとする、このようになっております。

○桜井委員 支援センターが行う情報提供についてお伺いをいたします。

法律による解決を必要とする事件等が生じた後に、それを解決するために、法律にのつた手続についての情報が提供されることは重要だと思ひます。しかし、それだけでなく、事態が深刻化する前に問題解決のために方策が示されることは、早期の解決に役立つと思ひます。早期に事態が解決されることは、やむなく巻き込まれた当事者にとってはありがたいことだと思ひます。また、事態解決に必要な社会的なコストの軽減という点でも、素早い対応は望ましいことだと思つております。

そのような観点からすれば、法的係争事件の予防に役立つ情報の提供もまた非常に意義のあるものであると考えております。そこで、お伺いをいたします。支援センターの相談窓口においては、法律によ

解決を必要とする係争事件の予防に役立つ情報についても提供されることになるのでしょうか。

○実川副大臣 委員御指摘の紛争の予防に役立つ情報についても提供されることになるのか、そういう御質問であろうと思いますが、現に発生した紛争の解決はもとより、紛争の発生を未然に防ぐことが重要であることは言うまでもありません。紛争の予防に役立つ情報の提供もまた必要でございます。

現実の個別の紛争を前提とせずに、紛争解決制度の有効な利用に資する情報を一般的に提供することは、紛争の予防に役立つ情報の提供としての意義を有するものと考えております。

○桜井委員 法的紛争事件の発生を未然に防ぐためには、法律相談サービス提供の場所を訪れた利用者に対して、個別の案件に応じた情報提供をするのみならず、広く一般の国民に対しても司法制度に関する情報提供などの広報活動を行い、日ごろから司法を身近に感じてもらうとともに、実際に法的な解決が必要となった場合に、どのような方法が利用可能なかを広く知らせておくことが望ましいと考えます。

そこで、お伺いをいたします。
小中学校での司法制度を含めた法律に関する教育は、法的な事件解決に関する広報活動の分野で支援センターが役割を果たすことを想定されているのでしょうか。お伺いをいたします。

○実川副大臣 小中学校での法教育のあり方、あるいは実施方法につきましては、昨年七月に法務省に設けられました法教育研究会におきまして検討が行われているところでございまして、この研究会の検討結果を踏まえまして、法教育の実施に関して支援センターの果たし得る役割等につきまして、今後、必要な検討がなされていくものと考えております。

さらに、法的な紛争解決に関します広報活動でありますけれども、支援センターにおきまして、裁判に関する情報のほか、弁護士会その他の隣接法律専門職者団体に関します情報、あるいは裁判

外の紛争解決制度に関する情報等を広く一般に提供することなどを想定しております。

○桜井委員 法務省に設置された法教育研究会の検討結果等を踏まえて、今後、司法教育に関して支援センターが果たすことのできる役割についての検討が進められているとのことでありまして、これから大変期待したいと思っております。

それとともに、利用者である国民の視点に立つて、現在の支援センターの業務の範囲の中で、司法制度等の教育について支援センターができることをしていくということも重要であると思っております。

それでは、続きまして、犯罪被害者支援に対してお伺いをいたします。

犯罪被害者支援は大変重要であると思えます。特に、犯罪被害により身内の方を亡くされた遺族の方々の心情を考えますと、犯罪被害者支援の必要性が痛感されます。自由民主党においても、犯罪被害者支援に関して積極的な検討が続いているところであります。刑事上の手続においては、犯罪被害者に配慮した規定が設けられておりますが、それだけにとどまらず、犯罪被害者やその遺族の方々の心情にも配慮して、必要なときに必要なサービスが提供できるように総合的な対応が求められていると考えております。

重大犯罪の被害者やその遺族の方々にとって、被害に遭われた直後は、まず、その精神的なダメージを回復することは最も必要とされていると思えます。この分野では、法律の専門家が対応するというよりも、精神的なケアの専門家が対応した方が適切であると思えます。刑事裁判の法廷出廷などに伴う不安の解消も、法律の専門家よりは、親身になって話を聞いてくれ、適切なアドバイスのできる支援者によって行われた方が適切である場合もあると思えます。犯罪被害者支援に真剣に取り組んでおられる民間の団体は幾つもあると聞いており、そうした団体の方々が、精神的なケアや出廷に伴う不安の解消など、法律の専門家ではできないようなきめ細かな対応をされていると聞いて

ております。
残念なことに、犯罪被害者支援の分野では、このような地道な活動が広く知られていないという問題もあるようでありまして。

そこで、このような問題を解決し、犯罪被害者やその遺族の方々に近い立場で親身になって対応し、犯罪被害者やその遺族の方々の苦痛を和らげることができるような仕組みが必要だと思っております。

そこで、お伺いをいたします。

犯罪被害者支援のために、支援センターではどのような業務を行われているのか、お伺いをいたします。

○実川副大臣 委員御指摘の、犯罪の被害を受けた方や遺族の方は、突然の不幸に大きな肉体的また精神的負担を受け、みずからの利益の保護あるいは権利の実現のためにどうすればよいか途方に暮れてしまうのが実情ではないかというふうに思っております。

司法センターでは、犯罪被害者の方が置かれております状況を十分に念頭に置きながら、その支援のために積極的に取り組んでいくことになると考えております。

すなわち、支援センターでは、犯罪被害者のためにさまざまな取り組みをしている組織等と緊密な連絡関係を構築し、個々の犯罪被害者が受けておられます心身のダメージ等に十分に配慮しながら、そのときに最も必要な援助が受けられるような集約した情報を速やかにかつ懇切丁寧に提供することになっております。

また、各地の弁護士会あるいは弁護士連合会等と連携しながら、提携をしながら、犯罪被害者問題に精通した弁護士を犯罪被害者に紹介し得る体制を整備することも予定されております。

また、必要な場合には、民事法律扶助制度をも活用しつつ、問題となっております事案に応じて適切な弁護士から必要な法的サービスが受けられるようにし、損害賠償等の実現あるいは刑事手続への適切な関与が図られることになると考え

ております。

（塩崎委員長代理退席、委員長着席）

○桜井委員 続きまして、支援センターの業務運営の透明性の確保についてお伺いをいたします。

支援センターが、これまでにお聞きしてまいりましたとおり各種業務を行うに当たっては、税金の投入を受けるわけでありまして、国民に対する説明責任を果たすべく、業務運営の透明性が十分に図られなければならないということは言うまでもありません。

そこで、お伺いをいたします。

支援センターの業務運営の透明性を確保するための方策としてはどのようなものが措置されているのでしょうか。お伺いをいたします。

○実川副大臣 御指摘のとおり、支援センターの業務運営に当たりましては、その透明性を確保することが重要であるというふうなふうに考えております。

そこで、本法案におきましては、支援センターは、その業務の内容を公表すること等を通じまして、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないものとしております。

また、具体的にでありますけれども、業務方法書を初めといたしまして、中期目標、また中期計画、業務報告書、役職員の報酬、さらには給与等の支給基準などにつきましても公表すべきものと考えております。また、財務諸表等を一般の閲覧に供することとしております。

○桜井委員 総合法律支援法案は、司法という存在が国民にとって雲の上の存在である状況を解消し、国民が裁判その他の紛争解決の制度をより容易に利用できるようにするとともに、弁護士等の法律サービスを、たれもが平等に、より身近に受けられるようにすることを通じて、司法という存在が高ねの花ではなく、手を伸ばせばもぎ取れるような存在にするという非常に有意義な法案であつて、高く評価できると考えております。これを着実にかつ実効的に実現していくことが重要である

と思います。

そこで、最後に、法務副大臣にお伺いをいたします。総合法律支援体制の整備に向けた法務副大臣の決意をお伺いいたします。——では、大臣、お願い申し上げます。

○野沢副大臣 参議院に行つてまいりまして、ちよつと失礼をいたしましたが一、番まゝとつたところで御回答を申し上げたいと思います。

総合法律支援構想につきましては、司法を国民により身近なものにするために、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような総合的な支援の実施と体制整備を行おうとするものでございます。

総合法律支援構想は、国民にとりまして身近で頼りがいのある司法制度の構築を目指す一般の司法制度改革の中でも極めて重要な意義を有するものでありますので、その実現に全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

○桜井委員 ありがとうございます。

今後、総合法律支援構想の実現に向けて、なお一層の御努力を期待申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さん。

漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原良夫でございます。

総合法律支援法は、全国どこでもだれでも利用できる身近で頼りになる司法の実現を目指すというところで、私は、この司法制度改革の根幹をなす大事な法案だと思っております。

きょうは、実川法務副大臣を中心に御質問をさせていただきます。

この国民に身近な司法の実現に関しては、私も公明党は、かねてから法律相談をずっとやってきたり、あるいは民事法律扶助制度の制定、予算の増額、この扶助事業の拡充に努力をしてきたところであり、総合法律支援法は、身近な司法の実現を目指して我が党やほかの関係機関、団体

においてこれまで取り組んできたことを国が施策として実現するといふものでありますから、ぜひとも成立させなければならぬ法案だといふふうに考えております。

そこで、お尋ねしますが、本法案によつて、今後は日本司法支援センターが総合法律支援構想の中核となつて業務を行つてまいります。他方で、これまで国民に身近な司法の実現を目指して、日弁連や弁護士会、あるいは地方公共団体などさまざまな機関、団体が独自に有意義な活動に取り組んでまいりました。この本法案によつて、これらの取り組みが意欲を失ふようなことがあつてはならぬと思うんですね。

また、この総合法律支援の実施が国の責務であり、その中核となるのが支援センターであることから、既存の取り組みを行つていた機関や団体が、国がやってくれるんだからということ、結構今まで予算を地方自治体も組んでやつてきたわけですから、負担になつていたことは間違いない、そこで、今後は国がやるんだからということ、手を引いてしまつたのでは、これまた利用者である国民の利益をかねて損なうという結果になります。

関係機関、団体の既存の取り組みと、総合法律支援法で設立される日本司法支援センターとの業務の関係はどうなるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○実川副大臣 委員御指摘の、関係機関またこれまでの既存の団体と今回の司法センターの関係という御質問だつたと思ひますけれども、あまねく全国におきまして、法による紛争の解決に必要な情報、サービス、あるいは社会を実現する上で、日本弁護士連合会その他の民間組織あるいは地方公共団体の役割は重要でございます。

司法センターは、これらの組織、団体の取り組みを尊重しつつ、これを補完していくべきものと考えております。さらに、支援センターが設けられることによりまして、これらの組織、団体の取り組みについての意欲を失わせることがあつては

ならないといふふうに考えております。

したがいまして、総合法律支援の実施及びその体制の整備に当たりましては、支援センターと、既にさまざまな取り組みを行つている各組織、団体等の間の適切な連携協力を保ちながら進められる必要があるといふふうに考えております。

○漆原委員 この総合法律支援の実施と体制整備を行うことについては、弁護士とか、あるいは日弁連や弁護士会の協力が絶対に必要不可欠だといふふうに考えております。

この法案では、国や地方公共団体に責務を課することだけではなくて、日本弁護士連合会や弁護士会あるいは弁護士や弁護士法人についても責務を定めておりますが、その理由をお尋ねしたいと思ひます。

○実川副大臣 全国あまねく、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援を行うことが、総合法律支援の重要な柱となつております。

弁護士は、法律事務の代理権限を有するとともに、刑事訴訟手続におきまして弁護人となることのできる唯一の資格者ですので、日本弁護士連合会あるいは弁護士などが総合法律支援において果たすべき役割は極めて大きいものでございます。そこで、本法案の第十条第一項、第二項におきまして、日本弁護士連合会等の責務を定めたものでございます。

○漆原委員 この総合法律支援は、窓口相談業務やあるいは司法過疎対策など、地域に密着して、紛争に巻き込まれた住民がその解決のために必要とする情報あるいは法的サービスの提供を行うものであるとありますが、住民の福祉の向上を旨とする地方公共団体の果たすべき役割も大変大きいものがあるといふふうに思つております。

法案九条では地方公共団体の責務が定められておりますが、地方公共団体による財政的な支援を考えているのかどうか、この辺をお尋ねしたいと思ひます。

○実川副大臣 財政的な支援ということでありま

すけれども、総合法律支援の実施及び体制の整備は住民の福祉の向上に寄与するものである一方、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としたしております。地域におきまして行政を、自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされております。このように、総合法律支援の実施及び体制の整備は、住民福祉の増進に資する重要な意義を有するものであることから、これを地方公共団体の責務として規定したものでございます。

そして、これと同様の趣旨から、本法案では、地方公共団体が、支援センターの増資に当たり出資できること、また、その地域におきまして支援センターの業務運営に当たり協力できることなどを規定しております。地方公共団体からの財政上の支援もまた想定されているところでございます。

もとより、こうした規定によりまして、地方公共団体に直接的な義務が課せられるものでありませんが、住民サービスの向上のために各地方公共団体が具体的にどのような措置をとるかにつきましては、各地方公共団体の実情に基づき、その判断によつてお決めいただくものと考えております。

○漆原委員 続いて、支援センターの業務運営のあり方についてお尋ねします。

支援センターは、地域のニーズや実情に合わせて、適切かつ柔軟な業務運営を行うことが肝要であらうと思つております。そのためには、画一的、硬直的な運営に陥らないように、民意を十分に反映して業務運営を行うことが必要であるといふふうに思ひます。

支援センターの運営は、行政指導で行われてはならない、あくまで利用者の立場に立つたものでなければならぬと思つておりますが、そのためには、弁護士会や弁護士の意見はもちろんであり、また、一般の市民の意見が反映される仕組みが必要と考えますが、この辺についてはどういふふうになっているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○実川副大臣 支援センターの業務の運営に当たりましては、その透明性を確保するとともに、弁護士会等の関係団体等あるいは利用者である国民各界各層の意見を適切に反映していくことが重要であるというふうに考えております。

今回の本法案では、支援センターの業務の運営に当たりましては弁護士会等に意見を求めることができるのと同時に、地域におきます業務運営に当たりましては協議会を開催する等として、広く利用者その他の関係者の意見を聞くこととしております。また、業務方法書あるいは事業報告書、財務諸表など、業務運営の基本となる文書につきましても公表することにしております。

これらの仕組みなどを通じて、支援センターの業務運営の透明性を確保するとともに、国民の意見の適切な反映に努めていくことになるというふうに考えております。

○漆原委員 事務局にお尋ねしたいと思うんですが、三十二条の第三項に、支援センターは、地域における業務の運営に当たっては広く利用者その他の関係者の意見を聞いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない、こうなっておりますね。この当該地域の実情に応じた運営というのは、具体的にどんなことをお考えなのか、お尋ねしたいと思っております。

○山崎政府参考人 これは、民事扶助のことを念頭に置きますと、例えば、その地域でどのような事件が多くて、やはり国民の方がどういうようなサービスを欲しているのかとか、そういう実態をよく把握して、そのニーズになるべく対応できるように運営をしていかなければならない、こういうことを念頭に置いていただければと思います。

それ以外には、法律相談等につきましても、それぞれ地域のいろいろな特色がある部分だろうと思えます。ですから、そういう点について手厚く対応できる、そういうような体制も組んでいかなければならない、こういうようなことを考えまして、司法といまして全国で行われておりますけれども、やはり地域地域によってそれぞれ特徴が

ございますので、そこに合わせたような形のサービスを手厚くしていく、こういうことを念頭に置いていただければと思います。

○漆原委員 次に、センターは契約によって弁護士を確保して、その弁護士が法律サービスの提供を行う、こういうふうになっております。

他方で、この支援センターは法務大臣が所管する法人でありまして、センターが確保した弁護士に対する監督権限が、例えば担当する事件の処分方針の決定であるとかにまで及ぶことになれば、これは弁護士の独立性が害されることになるわけですね。

そこで、本法案では、公正中立な審査委員会を設けて、支援センターの理事長が弁護士に対して契約解除等の措置をとる場合には審査委員会の議決を経る必要があるとされていることは、弁護士の独立性を確保する上で意義のあることだというふうに思っております。

一方、これはあくまで契約に基づく措置であって、弁護士法に規定されている弁護士の懲戒権限とは関係ないというふうに私は理解をしておるんですが、本法案では「懲戒を含む」という言葉が二つあります。二十九条八項と三十五条二項、「懲戒を含む」という文言が規定されておりますが、念のため、お尋ねします。

本法案で、二十九条八項の審査委員会の議決事項及び三十五条二項の法律事務取扱規程の条文中に「懲戒を含む」と記載してありますが、この「懲戒を含む」というふうに記載した趣旨をお尋ねしたいと思っております。

○実川副大臣 議決事項の中に「懲戒を含む」と記載した趣旨は何かということでございますけれども、御指摘のありました本法案の第二十九条第八項の懲戒とは、規定上も明らかとなり、契約に違反した場合の措置についての契約上のものでありまして、弁護士法上の懲戒ではございません。

この規定がないと、常勤弁護士に対します懲戒につきましては一般の労働法制によるとの解釈を

生じかねませんので、審査委員会の議決を経なければならぬということを確認するために「懲戒を含む」と規定しているところでございます。

○漆原委員 これはちよつと事務局にお尋ねしたいんですが、この懲戒というのは、どんな内容を考えているんですか。

○山崎政府参考人 この法案全体といたしまして、弁護士業務の独立性、これを確保しなければならぬということにしております。その関係から、この審査委員会の議を経ていくということになるわけですが、ここで考えているのは、例えば、依頼者との関係で信頼関係を失ってしまったというような事態が生じたという場合に、その業務について任を解くということ、そういうようなことが念頭にあるということでございます。

○漆原委員 弁護士の業務は独立してやるということでありまして、官の監督を受けないというのがこれはもう弁護士法の精神でありますから、そこに懲戒という言葉が出てくるときはちよつとするわけでありまして、何でこんな、わざわざ懲戒なんか書く必要があるのかな。今おっしゃったような内容であれば、これは契約内容で明らかなかわけであって、任務を懈怠した弁護士は解雇されるわけですから、契約上でも幾らでも解雇もできるし、あるいはもっとしつかりやれという注意もできるんじゃないでしょうか。何で、紛らわしい、弁護士がぎよつとするような懲戒という言葉は用いなくてもいいのではないかと指摘もあるんですが、事務局長、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 先ほど副大臣の方から答弁がございましたけれども、我々がこれを入れたのは、これを書かないと、一般の懲戒、特に常勤の弁護士でございますけれども、これは労働者に当たるわけでございますので、労働基準法等の適用を受けるということになると、その懲戒という

ことになりまして、組織が直接懲戒をするというような、そういうイメージになつてしまいまし

て、この審査委員会じゃないということになります。これは厳に避けなければならない。そういう疑義が生じないようにということから、ここに括弧で入れたわけでございます。

最終的には、その疑義が生ずるかどうかいふことの判断にかかわるわけでございます。そのところは、いろいろ国会の方の御判断で定めていただければというふうに思っております。

○漆原委員 次に、支援センターの業務となる民事法律援助事業についてお尋ねしたいと思

我が党は、冒頭にも申しましたように、民事法律援助事業の拡充に力を注いだところでありますが、しかし、それでもなお、この民事法律援助事業がそのニーズに十分に対応できていないというのが現実ではないでしょうか。

例えば、破産事件の急増などで、扶助を受けたくともすぐに扶助を受けられない、待たされる、こういう事実がふえてくるのも事実でございます。それだけに、この総合法律支援法案によって民事法律援助事業がさらに拡充されるということで、私は大いに期待しているところであります。この点について、この法案の第四条は民事法律援助事業についての整備発展を基本理念として定めておりますが、少ない予算の増額を含めて、どのように対処していくのか、副大臣にお尋ねしたいと思

○実川副大臣 現行の民事法律援助法では、個別の事件ごとに一般の開業弁護士等が法律事務を行い、また、法律援助協会におきましては、依頼者が支払うべき報酬、また実費を立てかえる仕組みのみでございますけれども、本法案のもとでは、支援センターに所属する常勤弁護士に法律事務を取り扱わせることを可能としております。この常勤弁護士の活用によりまして、一層迅速で効果的な援助の実施が可能となるものと考えております。また、専属の事務職員を抱えます日本司法支援センターが民事法律援助事業を担うこと自体も、組織基盤及び事務処理体制の強化に資するものと

考えております。

民事法律扶助事業に係る予算につきましては、近年の扶助事件の伸び等を踏まえまして増額されているところでありましても、法務省といったしましては、民事法律扶助事業を含めまして支援センターの全業務を効果的かつ効率的に処理するため、必要な予算の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

また、今後、運営上の詳細もあわせて検討を重ねてまいりたいと考えております。

○漆原委員 このいわゆるネット法ができることによって、今の民事法律扶助法というのが効力がなくなるわけですね。大変僕は心配をしている、扶助事業を一生懸命やってきたその法案がなくなってしまうんですから。このネット法に引き継がれるということになるわけなんだけれども、本当に今のレベルを下げてはならない。どんなことがあっても現在の、そんなことはないし確信しているんだけれども、これは将来のことであらうないことですから、これはもう口が酸っぱくなるほど念を押しておきたい。断じて今のレベルから下げてはならないということを強く大臣にも副大臣にも申し上げておきたいというふうに思っております。

ところで、今の法律扶助協会は、民事法律扶助事業のほか自主事業もやっているんですね。これは大変広くやられておりまして、刑事被疑者の弁護事業、これは今後できますけれども、さらに少年保護事件付き添いの扶助事業、それから中国残留孤児国籍取得支援事業、あるいは難民法律援助事業とか、さらには犯罪被害者法律援助事業とか、これは、民事法律扶助法で定められた以外の事業を自主事業として一生懸命頑張っている。これは非常に国民の身近な司法の実現にも資するものだというふうに私は思っているんですが、問題なのは、今の民事法律扶助法がなくなると、それがこのネット法に引き継がれるということになるんですけれども、この自主事業は引き継がれるのかどうか。この辺は、副大臣、いかがでございますか。

いまいしょうか。

○奥川副大臣 御承知のように、支援センターは、第三十条第一項各号に規定します業務に支障のない範囲内で、業務方法書で定めるところにより、国あるいは公共的な法人等の委託を受けて業務を行うことができることとなっております。これによりまして、どのような事業を行うかにつきましては、支援センターの設立後、委託の希望を持つところとの協議により定めることとなりますけれども、法律扶助協会の行っている先生御指摘の自主事業につきましても、これを活用して実質的に引き継ぐことは可能である、このように考えております。

○漆原委員 ぜひとも、今行われているような自主事業については引き続き行われるような、積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、あまねく全国において身近な司法を実現するためにどうしてもやらなければならぬことは、いわゆる弁護士ゼロワン地域の解消ということでございます。

この法案に言う総合法律支援によって、いわゆる弁護士ゼロワン地域の解消に向けて、これは大変難しいことだと思っております。どのように取り組まれようとしているのか。これは法務大臣にお答えをお願いしたいと思います。

○野沢国務大臣 かねてから委員大変御熱心にご司法過疎問題に取り組んでおられることにつきまして、敬意を持っておるものでございますが、このいわゆる司法過疎の問題を解消することは、国民に身近な司法を実現する上で非常に重要な課題であると考えております。

そこで、支援センターの事務所配置等に当たっても、各地のニーズそれから地理的条件などの地域の実情に十分配慮しながら、司法過疎地帯の解消に向けて、効果的かつ効率的な対策が検討される必要があると考えておるところでございます。常勤弁護士をまず常駐させる事務所を設置することが難しい地域につきましても、常勤弁護士を

巡回させること、さらには地方公共団体と連携しましてサービス提供を行うことなど、さまざまな工夫を重ねまして、日本弁護士連合会等の取り組みとも連携を図りながら、ゼロワン地域の解消に向けて努力してまいりたいと思っております。

○漆原委員 この前、佐渡へ行きまして、ゼロワンに近いんですよ、あそこ。佐渡へ行きまして、今こんなことを法務委員会で行っているんですよ、ゼロワン地域の解消で公設事務所ができませんよ、もしも佐渡みたいなところを、新潟市に事務所ができて、相談に行けない場合は、法務大臣は巡回という方法で皆さんの相談に、ニーズに応じるといふふうにおっしゃっていますよと言ったら、大変喜んでいました。ですから、ぜひとも巡回の頻度を上げていただいて、本当に離島は大変です、これは。そういうところまであまねく、それこそあまねく法的サービスが提供できるようにシステムづくりをぜひともしていただきたいというふうに思います。

次に、公的刑事弁護に関する業務について質問しますが、公的刑事弁護制度は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案と一体となりまして、被疑者段階と被告人段階とを通じた一貫した弁護体制を整備するという重要な法案であります。この被疑者段階と被告人段階とを通じた一貫した弁護体制を整備するという公的弁護制度の意義とか重要性について、法務大臣の所感をお尋ねしたいと思います。

○野沢国務大臣 被疑者段階と被告人段階とを通じた一貫した弁護体制を整備することが今回のこの法案の中で新たに加わったことは、大変意義のあることだと思いますが、まず、被疑者、被告人が弁護人の援助を受ける権利を実効的にまず担保すること、また充実し、かつ迅速な刑事裁判の実現を可能にするという二つの観点から、大変これは重要な意義のある制度と考えております。

○漆原委員 最後になりますが、心配な点が二つあるんです。一つは、司法ネットについては本当に予算が確保できるのかな。小さな政府を目指す中で大きな司法を目指すということでは我々もやっているわけですね。そういう意味では、この司法ネット構想が我々の目的を達成するために、相当大きな予算を確保しないと、すべて絵にかいたもちになってしまうという危険性ははらんでいます。

それからもう一つ、本法案ではありませんが、裁判員の法案でございますけれども、これも国会でもう本当に長い間審議をいたしましたけれども、その中で心配事は、裁判員の確保をどうするかという、これはもう国民の皆様は理解と協力を得られないとこの法案はだめになるわけですね。日弁連なんかよく言います、もう施行期日を三年くらいにして、鉄は熱いうちに打て、そういう言葉で、もつと短いうちにやるべしとおっしゃるんですが、しかし僕は、熱くなっているのはあなた方だけで、国民はまだ冷たくもなっていないんじゃないかということをおし上げていらっしゃるんですが、まさにこれから温めていく必要があるわけですね。

そういう、犠牲を覚悟の上で裁判員になろうというふうな国民の皆様になつていただかなくちゃならぬわけですから、ネットについては予算の確保をどうするのか、それから裁判員については、国民の皆様は協力を得るためにこの五年間でどうするのかということ、この二つを大変心配しております。

法務大臣、これに対してどう対処されるのか、ぜひお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○野沢国務大臣 御心配のような絵にかいたもちにとどめてはならないわけでございます。そのためには、御指摘のとおり、裁判員制度の運営に当たって、国民の皆様は理解と協力が不可欠である、これがまず大前提であろうと思っております。

したがって、今後さまざまな機会を通じて、裁判員制度の意義やその具体的内容について国民の皆様は理解と関心を深めていただくよう努めまして、裁判員制度の実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと思っております。マスコミその他を通じて広報、さらにはさまざまな講習会等によ

午後一時四分開議

る講習、PR、さらには学校教育そのものにも司法に関する教育のカリキュラムを取り入れるなどの工夫が不可欠であるとは考えております。

今回、多少余裕をいたたくようにお願いしておりますもの、そういった準備をするために、国民の皆様が真にこの制度を御理解の上、使いこなしていただけるように、時間を十分とりたいということで余裕をお願いしておるわけでございます。

それからさらに、予算の面では、法律支援構想の運営主体となる日本司法支援センターが、これまで法務省において予算を確保してきた民事法律扶助事業関係の業務に加えまして、法による紛争解決制度の有効な利用に関する情報提供の充実強化の業務、さらには国選弁護人の選任に関する業務、いわゆる司法過疎地域における法律事務に関する業務、犯罪被害者の支援に関する業務など、幅広い業務をさらに加えまして担当することを予定しておるわけでございます。

そこで、これらの業務を効果的かつ効率的に処理するため必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、今後、運営上の詳細とあわせ、検討を重ねまして、効果を上げたいと考えております。

○漆原委員 私も今いろいろところで国政報告とか時局講演会に参加しますが、必ず時間をもたせて裁判員制度を御説明申し上げて、御理解をいただくようにお訴えをさせていただいています。本場に所期の目的を達成できたら、すばらしい法案だと私は思っておりますので、政府、我々も一体になって、国会議員も一体になって、ぜひとも実現していきたい、また予算の確保についても、与党、野党問わず、この予算をしつかり確保していきたいというふうに思っております。

どうもありがとうございます。

○柳本委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

○柳本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。辻恵君。

○辻委員 民主党・無所属クラブの辻恵でございます。裁判員法案、そして公判前整理手続をめぐる各論の問題について、多々問題点があるということことで準備をいたしました。時間が残り残されていらないということですので、この一時間において、証拠開示の問題、そして、先般御質問いたしましたけれども、公判前整理手続終了前に証拠請求のできなかった証拠をやり得ない事由に当たする場合に審理が始まるから請求できる、その具体論について少し伺いたい。そして三点目は、裁判員制度の評決というのが、本場に国民から選ばれたとされる裁判員の意見が反映するようか、そういうシステムになっているのかどうなのか。以上三点について、時間の許す範囲でいろいろ伺っていききたい、このように思います。

それで、まず証拠開示について、公判前整理手続の中でということでありまして、公判前整理手続の原則、起訴状一本主義との関係の問題点が過ぎるということの前提の上でありますけれども、提案者の方では、従前の証拠開示よりも開示の幅が広がっているんだ、このように言っておられます。

そこで、刑事訴訟法三百六十六条の十五というのが、その広がった場合の一つの場面であるということでありまして、ただ、この三百六十六条の十五というのは、ある意味で非常に、要件が加重にいろいろ規定されております。証拠開示が現実に実現されるためには、クリアしなければいけないいろいろな要件がある。

まず、三百六十六条の十五では、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当しなければならぬというふうにされております。この類型に入っていないものは開示されない、こういう趣旨ですね。

○山崎政府参考人 ただいまの御質問でございますが、三百六十六条の十五、この規定によつては開示がされないということになります。この規定では、今ここに掲げてある類型以外のものについてこの手続にのことはないということですね。

○辻委員 三百六十六条の十四では、検察官側が取り調べを請求する主張事実に沿う証拠の開示が認められていて、三百六十六条の十五は、検察官の請求証拠の証明力を判断するために重要であるもの、そういう観点から認められている。それで、弁護側が、弁護側の主張に沿う証拠ということ、三百六十六条の二十の規定がある。こういう構造になっておりますから、今お答えになったのは、この類型以外のものについては三百六十六条の二十で検討の余地がある、こういう御趣旨ですか。

○山崎政府参考人 三百六十六条の十五、ここでは対象にならないということでございます。それから、三百六十六条の二十でも、それは同様ということになるかと思えます。そちらの方は、その適用はないということになる。二十の方ですね、二十の方に関しては、(辻委員)適用がないというのはどういう意味でおっしゃっていますかと呼ぶのはどういふ意味でございましょうか。

○辻委員 三百六十六条の十五で、類型として一号から八号まで記載があります。この類型に当たらないものは、検察官の請求証拠の証明力を判断するための証拠だということでの開示を認めることはできないということになるという規定の趣旨だということお答えだと思えます。

ただ、三百六十六条の二十で、弁護人側の主張に関連する証拠としての余地はあるんだというお答えであります。三百六十六条の二十で具体的に証拠開示を得られるためには、三百六十六条の十五以上に厳しい要件をクリアしなければいけないということでありまして、事実上、証拠開示がそう容易には認められないということではないかというふうには私は考えざるを得ないということになります。

それで、三百六十六条の二十の各要件については、この後少し時間をとって伺いたいと思えますが、八類型についてのみ認められるという三百六十六条の十五であっても、しかし幾つかの要件が課されている。「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて」のみ認められるということでありまして、これは、多くの先進国ではこのように証拠開示の要件を加重に制限している国は見当たらないと思えますが、この点、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 突然でございます。ちよつと諸外国のことについて、ただいまちよつと手元にあるのは、これはアメリカの連邦の場合、連邦規則でございますけれども、これについては書類及び有体物ということで、例えば被告人の防御の準備に重要なものとか、それから公判で検察側が主張立証の証拠として用いようとするもの、それから被告人から取得し、もしくは被告人に属するもの、こういうものに限られるというふうなルールがあるというふうに承知をしております。全部を開示するというルールが本場に世界でどの程度なのか、ちよつと私もその点は承知をしております。何らかのやはり枠というんですか、これがかかっているというふうに承知をしております。

○辻委員 基本的に全面開示が筋であろうというふうには私は思っておりますけれども、やはり過渡的なプロセスというものがありますから、具体的な、要するに改善策としては、いろいろな形のものがあつて得る。

この三百六十六条の十五で規定されるような、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるもの」、例えばこれは、重要であると認めるのは検察官が認めるわけであつて、開示を迫られる検察官が自分の判断で重要かどうかを認めるということ、開示を求める側の意見が具体的には反映しない。つまり、検察官側の内在的な制約なり基準はあるにしても、検察官の判断で重要かどうかを決められるというの、

これは客観的な基準のあり方としては非常に恣意的な要素が多分にあるわけで、妥当でないと考えますが、この点はいかがですか。

○山崎政府参考人 第一次の判断者、これは検察官でございますけれども、検察官は、この法律に書いてございますように、開示の必要と弊害とを比較考量して開示の可否を判断するというところでございまして、恣意的な判断が許されるわけではないということが前提でございます。

ただ、意見の食い違いというのは起こり得るわけでございます。そこで、検察側が開示しない場合には、被告人側から、検察官の判断に不服があるとして、裁判所に裁定を求めることができるという制度を設けておりまして、最終的には、裁判所の方でその開示の可否を判断するということが担保がされているというふうに理解をさせていただきたいと思っております。

○辻委員 結局、証拠開示を認めなければ争点をよりの確に、正確に、早く煮詰めていくことに支障が生じる。公判前整理手続のこの刑事訴訟法改正の思想をそんたくすれば、弁護人側の権利を拡充する、そういう要請も一部満たされているというふうな提案者はおっしゃっているわけだけれども、しかし同時に、開示の幅を広くすることによって、争点整理がよりの確に、早くなるという意味を持つというのが恐らく提案者の意向だと思っております。それはそのとおりでいいんでしょうか。

○山崎政府参考人 まさに御指摘のとおりでございます。早くその争点をきちんと浮き彫りにさせよう、こういうことでございます。

○辻委員 そうであるとしたら、争点の整理をより円滑に、そして的確にできるように、開示するかどうかの判断権を当事者にゆだねるのではなくて、第三者機関、まさに、是非はともかくとして、公判前整理手続に裁判官が登場するわけでありまして、第三者である裁判官にその証拠開示の判断を求めた方がよりベターだというふうに考えるのが普通の考え方だと思いますが、どうしてそういう規定になっていないんでしょうか。

○山崎政府参考人 刑事裁判は当事者主義の構造になっているわけでございますので、必要なものについて相手が要求したときに、まず自己判断で提出をしようかというのを問うのは別に不思議なルールではないわけでございまして、それでもどうしてもうまくいかないという最後のとりでとして裁判所がそこをきちんとした判断をする、こういうことで、構造としてそんなに不思議な構造ではないというふうに考えております。

○辻委員 この三百六十六条の十五を見ると、これによって証拠開示の幅が広がったんだというふうな主張されておりますが、冒頭で申し上げたように、八つの類型に限られているというところが一点。それから、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると検察官が認めなければいけないという要件が課されている。この点について、極めて制約的、限定的であるというのが二点目。

そして、さらに、被告人・弁護人から開示の請求があった場合において、その重要性の程度、その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度、これを検察官が判断することとされているんですよ。弁護人が、みずからの防御のために必要だ、重要だというふうに言っていることを検察官が判断する、検察官がうんと言わなければこれは出てこない、そういう要件が加重されている。

しかも、さらに、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を検察官が考慮して相当と認める。

つまり、四点にわたって、証拠開示を現実のものとするためには四つの扉をあけていかなければいけない。そして、その扉をあける門番は全部検察官だということでありまして。

しかも、この証拠開示を求めるためには、どのような証拠なのかということを示して請求しなければいけない。それはこの三百六十六条の十五の二項で規定されていますが、弁護人は具体的な証拠の特定性を明示しなければいけない。弁護人に

とっては、具体的な証拠がどのようなものなのかということをはなかなかに特定しにくいというのが実務であるわけであります。だから、この点においても、弁護人側から具体的な証拠開示を求めるには、大きな障害が置かれているわけです。

その意味で、五つの障害を全部クリアしていかなければいけないし、それを必要だと認めるのは、全部、ある意味では検察官の判断にゆだねられている。これじゃ、現実には証拠開示がまともに機能しないということになりませんか。

た証拠物とか、犯行状況の目撃者の供述調書とか、あるいは被害者の死因に関する鑑定書とか、そういうような概括的な特定で足りるということでございますので、それは、請求する側が困りになるという事態は生じないというふうに考えております。

○山崎政府参考人 大きなポイントは二つあるかと思えます。

一つは、検察官が判断するという点でございます。これは先ほども申し上げましたけれども、当事者主義構造をとっている刑事訴訟法でございます。そういう点から、まず第一次には当事者が判断をするということでございますが、特にこの点につきましては、捜査について責任を負っているのは検察官でございます。裁判所だって全部の証拠を知っているわけではございません。やはり、全体の中でどういう証拠があつてどういう判断をするかというのは、まず検察官が一番よくわかるわけでございます。したがって、検察官に判断権をゆだねるというのは、それは当然の話だろうと思えます。

ただ、これではやはり意見の食い違いがいろいろ出てくるわけでございますので、最終的な担保は、やはり裁判所が最終的に判断をするということとところで担保がされているということでございます。

それからもう一点御指摘がございまして、証拠を請求する場合でございますけれども、これは、「開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項」、こういう表現をしているわけでございまして、これは、典型的に言えば、例えば、現在であれば、何月何日付、だれだれの検察官に対する供述調書、こういうような言い方をするわけでございますが、この法案で求めているものはそういうものではないかと、犯行現場から押収され

れ伺いたいと思っております。

一点目については、当事者主義の構造だからとあえず検察官が判断するんだというふうにおっしゃっているけれども、三百六十六条の二十で弁護側が請求する証拠についても含めて、最終的にはやはり裁判官が証拠提示を求めて見るということになっているわけですよ、最終的に刑事訴訟法では、ですから、要するに、最終的に裁判官の判断にゆだねて、そこで妥当性なり相当性の判断を担保する、検察官の一方的な恣意にはゆだねないんだというところが担保されているとすれば、それを前倒しにして、この三百六十六条の十五の段階で裁判官がかかわるというふうにしたって全然支障は生じないじゃないですか。この点は、生じるか生じないか、答えてください。

○山崎政府参考人 証拠を持っているのは検察官でございますので、検察官に要求してすべて出るといふ前提も、もちろんあるわけでございます。そうなりますと、一々それを裁判所を介してすべてのものについてやるといふシステムにしなくても動くものは動く、どうしてもそこはうまく解決できないものについては最後の手段として裁判所が判断する、こういうことでございますので、全部最初から裁判官ということになったときに、それは本当にスムーズに、その手間が随分かかるわけでございますので、その点について、かえって遅くなりはないか、こういう点もございまして。

○辻委員 いや、私が質問しているのはそういう意味ではなくて、それはもちろん、開示請求をして、検察官が任意に出されればいいわけですよ。だけれども、争いになって、それは出したくないというふうな証拠が出てきて、その必要性の判

断をめぐって意見が分かれたときに、分かれれば検察官の必要性判断、相当性判断が先行するわけだから、出てこなくなるわけです。

だから、そういうお互いが争いになるような件については最初から裁判官が判断をするというふうにした方がスムーズに事が進むし、その方が公平であり中立的じゃないですか。そのことを申し上げているんです。なぜそうしないんですか。そうすることの弊害がどこにあるんですか。

○山崎政府参考人 これは、あらゆる場合を考慮しているからこういう制度を設けているわけですが、争いがあるという状況になれば、直ちに申し立てをしていただければよろしいわけですが、まして、それでスムーズに動くわけがございまして、それを、全部について、争いもないのに裁判所に全部判断をさせるというまでの必要はないという、その合理性の問題でございまして。

○辻委員 時間の関係で、恐らくこれは同じ、水かけ論になることになってしまいますから、水かけ論であつてはいけません。

本日に証拠開示を真剣に考え、弁護人の防御権を保障するという観点に立てば、検事側の五つのバリアをすべてくぐり抜けなければ弁護側が証拠に達し得ない。そして、その五つのバリアを判断する主要な権限はすべて検事側が握っている。このことでは、やはり証拠開示のハードルが物すごく高い。現実の運用に当たって、やはり検察官は、それは新たな制度になったからといって、今までの培われた経験と思想のもとで恐らく動かれるわけであるから、なかなか証拠開示がスムーズに出てこないということが容易に予想されるわけでありまして。だから、そういう意味におきまして、制度的にはやはりきつと、証拠開示については客観的な第三者が判断するということを前倒しで制度として認めるべきであるということをお願いしておきたいというふうに思います。

そして、先ほどの二点目でありまして、三百十六条の十五の二項について、弁護人が証拠開示を

請求するときに、識別に足る程度であればいいんだというお話でありました。

しかし、例えば民事の債権の差し押さえとかいうような例を挙げれば、差し押さえ債権ははっきりしていただいても、被差し押さえ債権の特定について、例えば継続的な売り掛け債権だったら、何月何日から何月何日まで、しかもどういう商品を対象として発生する売り掛け債権なのかというところを、ある程度特定を求められるわけでありまして。これは民事の債権差し押さえの実例でありますから、それがそのまま本件に適用になるわけではありせんけれども。

つまり、言いたいことは、要するに識別について、今の刑事裁判の実務では、何月何日付の検面調書とか何年何月何日付の員面調書とか、かなり特定しなければそもそも証拠開示請求の組上になつてこないということと比較すれば、今お答えになつたように、少し幅が広く、その意味で、識別に足る程度の特定性で足りるということにおいて、一歩前進かもしれない。しかし、そこはなお、概念は非常にあいまいである。したがって、運用においてはどのように運用されるのかということについては、物すごくやはり懸念が生ぜざるを得ない。この点はどうか。

○山崎政府参考人 先ほど概括的な特定の点を申し上げましたけれども、ですから、そういう意味では外延のところですね。本日に求めている証拠がそこに全部入るのか入らないのかという問題はあろうかと思ひますけれども、この点、最後はやはり裁判所が持っている証拠について、検察官の方に、どういふものが全部あるのか、それを一応把握した上で、その範囲に入るのか入らないのか、これを判断することができるといふことになっておきますので、そこできちつとしたものは対応ができるというふうにご考慮しております。

○辻委員 議論を蒸し返しませんが、今おっしゃったことからいって、最終的には裁判所が出てきて、外延と内包の外延について判断するんだから、識別に足りるかどうかが判断するんだから

ら問題はないんだというふうにおっしゃっている。

そうだとするならば、三百十六条の十五の規定についても、私は、第一次的に例えば検察官がそれに応じるかどうかの判断をスクリーニングするということは、それ自体はあり得る話だと思ひますけれども、そうだとしたときに、余りにも弁護側の防御の必要性とか重要性とかいう、弁護側の事情も含めて検察官が判断するという構造になつてはいるのはやはりおかしいんじゃないのかということをお先ほど述べているわけでありまして。だから、第三者的な裁判所が判断をした方が、最後のところはよりベターなんではないかという問題意識で質問をしたんだということをつけ加えておきたいというふうに思います。

次に、三百十六条の二十について伺いますが、ちよつとその前に、戦後の冤罪事件で、よく何かあれば八海事件であるとか松川事件だとかいうふうに取り上げられます。松川事件は、結局のところ、死刑判決が出たけれども、最終的に最高裁判所でひっくり返つて無罪になつたわけでありまして、その重要なターニングポイントになつたのが諏訪メモ、だと言われております。

つまり、諏訪メモと言われるようなものが今回の刑事訴訟法の改正の三百十六条の十五の類型に当たるといふことで出てくる余地があるのかどうなのか、この点はどうか。

○山崎政府参考人 ちよつと個別の事案で、その諏訪メモがどういふものかという、私も直接見ていたわけではございませんので個別のあれは避けたいと思ひますが、一般的にメモと言われれば、これは「証拠物」、一号がございましてけれども、これに当たらないかと思ひます。

○辻委員 ただ、諏訪メモは、そういう存在は全くわからなかつたわけですね。検察の方が隠していたわけじゃないですか。死刑判決が出た後にようやく何かの拍子であらわれて、それが目の目を見て、それで命が救われたという案件なんですよ。だから、今おっしゃつたように、まず、この三

百十六条の十五の一号の「証拠物」にメモは当たるといふふうに言えるかもしれない。しかし、クリアしなければならぬ要件はその他もあるわけでありまして。例えば三百十六条の十五の二項の、弁護人の側がこれを識別して明示しなきゃいけない、これには、そういうメモの存在がわからないんだから出てこないわけでありまして。

だから、そういう意味においても、少なくとも警察官が収集した証拠のリストについては全件検察庁に送致すべきであるし、その検察庁のものと証拠のリストについては、これはその証拠のリストそれ自体を弁護人に開示すべきだというふうに考えますが、いかがですか。

○山崎政府参考人 現在のルールでも当然でございまして、警察の方で得たいろいろな証拠、これを全部検察庁の方に送付する、これは当然の話でございまして。

それを前提にして、検察官手持ちの証拠の標目、これを被告人の側に開示をするということになりますと、そこに詳細なものを、仮にどういふ内容のものと概括的にでも書けば、これは全部開示したのと同じになつてしまいます。そうなりますと、結局は抽象的な特定をする、供述調書とかあるいは鑑定書、証拠物とか、そういうふうにならざるを得ないことになつてしまいます。そうなりますと、それを出したからといって何か特定ができるのかということになりますと、それは余り意味がないことになつてしまいます。したがって、リストを見せるという形はとりたくないというふうにお思ひしております。

○辻委員 だけれども、最終的に争いになつた場合に、三百十六条の二十七で、裁判所は検察官に対して、「その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができ。」だから、検察官の手元にある証拠の標目について、公判前整理手続の段階で裁判所の目にはとまる、そういう仕組みになつていくわけですよ。だから、弁護人にそれを明らかにしたつて具体的な支障は何ら生じな

いのではないかと一点が一点。

それから、今おっしゃったように、証拠の標目は全部抽象的に書いてあるということにならざるを得ないというふうにおっしゃったけれども、少なくとも、弁護側からこの標目のこれはどういう証拠なんですとかという問い合わせがあったら、それを逐一答えればいいわけです。そのことがより争点を整理することに、急がば回れなんです。より信頼関係のもとでそれを開示して、弁護側も早目にどういう手持ち証拠が検事側にあるのかということがわかれば、改めて後から追加的に証拠請求するということはなくても足りる場合があるわけです。

そういう意味において、検察官の手持ちの証拠の標目のリストを最終的には裁判官に見せることがあり得る、そういう制度になっているんだから、弁護人にあらかじめ見せることにしたって何ら支障が生じないんじゃないですか。本来、この公判前整理手続で争点整理を早目に行うという趣旨に、むしろそれの方が合致すると考えられるのではないですか。その点、二点についてお答えください。

○山崎政府参考人 これは、リストをつくって裁判所の方に見せるということになるかと思いますが、これでも、これはやはり裁判所の方で最終的に判断をしてもらうためのその判断の材料としてリストを開示するわけでございます。したがって、先ほど言いましたように、ただこれが証拠物だとか、それじゃ意味がないので、もう少し書くことになると思うんですね、裁判官に見せるためには、これをもって判断をするということになるわけです。

これを全部弁護人の方に見せるということになると、本当に開示する必要があるかないか、まだこれから判断することです。それで、それがないものに関しても全部見せろということになるわけではございませんので、そうなる全面的オープンと同じになるということから、それは相当ではない、こういう判断でこの法律案を考えていると

いうことで御理解を賜りたいと思います。

○辻委員 この裁判員制度が、この法律の予定している一年間の件数というのは約三千件ぐらいであらうというふうにお聞きしたように思います。違うのであればそれは正していただいていいんですけれども、三千件のうち、例えば、そういう証拠の標目をつくって、鑑定書、実見分調書というふうに表示だけを書いていけばそのまま別に特に問題にならない事件の方が多いいんじゃないかと思うわけです。

つまり、否認をして、逐一その証拠の標目についていろいろ、これは何なのか、つまり、検察庁の側では、裁判官から求められたときに初めてやればよい仕事を前倒して弁護人の要求にこたえるために先にやらなければいけない、その件数が余りにも多いと困るんだというのが一点。二つ目は、全面開示につながるから困るんだということをおっしゃったんだけれども、少なくともその一点目の理由については、三千件のうちにそういうことが必要となる件数というのはそんなに多くないわけでしょう。では、それをやればどうなんですか。

○山崎政府参考人 この制度は裁判員裁判に限定しているわけではございません。一般事件全部に絡むものでございます。裁判員裁判は二千七百件と予想しておりますけれども、そういう意味で、ほかの事件でも非常に複雑なものもあるわけではございます。そうなりますと、それがそんなに少ないかと言われると、そうでもない。

それからもう一つは、捜査は、もうこれは釈明に説法でございませうけれども、当初はかなり広く捜査することになるかと思えます。明らかに事件では別でございませうけれども、そうなりますと、それに関係した証拠というのは膨大にあるというところもあり得るわけですね。そうなったときに、このリストをつくっているだけでも大変な作業になるわけではございます。

これについて全件について必ずつくらなきゃいかぬとか、そういうことになる、それだけで膨

大な作業時間を要する、かえって審理がおくれる、こういう点もございませう。そういうことから、全件についてリストをつくって開示をするということは現実性がないだろうということではございませう。

○辻委員 ちょっと私が質問の前提を誤解して、裁判員制度の件数として三千件弱を予定している、それを前提にお尋ねしましたが、基本的にはこれは全件に、裁判員制度の適用以外の案件については必要性を認めた場合に適用になるということとでありますけれども、前提が違ったということ、数の問題については私の質問を撤回しますけれども。

ただ、裁判官に求められれば手持ち証拠の標目を明らかにするのであれば、弁護人に対しても手持ち証拠の標目を明らかにすることをもっと少し工夫しながらやることはあり得るのではないかと。頭から、例えば関連性がなければならぬ、必要性がなければならぬ、弊害の程度を考慮するんだとか、相当性判断は検察官が判断するんだとか、これを読めば、通常、常識的に読めば、検察官はこも判断する、こもチェックする、こもチェックする、本当に検察官はこれは嫌がつているんだな、証拠開示について本当に消極的な思想に貫かれていたんだということが見え見えな制度としてこの規定が読まれかねない。

そのようなことは、検察官としても、検察庁としても本意ではなからうし、むしろそのような規定をすることが現場の検察官に要らぬプレッシャーをかけることにもなるかもしれない、そのように考えますから、やはりこういう加重な要件についてはもう少し緩和する方向での検討をしてお考えはありませうか。

○山崎政府参考人 検察官は公益の代表者でございませう。法律できちっと定められたことに基づきましては、きちっとした履行をしなければならぬというところは当然でございませう。これをプレッシャーと感ずるのか、当然のことと感ずるのか、その違いだろうと思えますけれども、私はき

ちつとした対応をすることができるといふふうに考えております。また、その周知徹底も図らなければならぬというふうに考えております。

それから、この法案について、これでいいのかという御指摘でございますが、これがベストだということでは提案させていただきますので、現在、これ以上のことを考えるつもりはございませう。

○辻委員 ベストだといふふうには考えておられるということについては大いなる反論があります。ただ、ほかの論点についても確かめておきたいことがありますから、ちょっと先に進みます。

やはり、弁護側主張に関する検察官手持ち証拠の開示、三百六十六条の二十に当たっても、弁護側がどういう事項なのかを明示すべき義務があるというふうにされています。だから、やはりさっき三百六十六条の十五のところでお伺いしましたけれども、証拠として何があるか、手探りで不明な状態なわけでありませうから、三百六十六条の二十の規定を設けたからといって、この規定を手がかりに弁護側が具体的に証拠開示請求をしていくのかどうなのかというその有効性については、やはり疑問が残ってくる、疑問が出てくると思えます。

この点、もう少し配慮する余地があると思えますが、いかがですか。

○山崎政府参考人 これは、先ほど来申し上げておりますけれども、この二十に関しましては、被告人の主張、これが前提になるわけではございませう。主張を明確にしていたくということがまず第一だと思えます。

それとの関連で、あと、どういう証拠を求めるかということですが、これは先ほど申し上げましたけれども、識別に足りる事項でいいということではございませう。その主張に関連する供述書とか、そういうような形になるわけではございませう。例えば、その犯行現場における証人等の、証人という目撃者ですか、そういう者の供述書とか、それから、そこに、その辺に遺留されている証拠物、されていた証拠物とか、そういう特

定で足りませんので、そういう関係からいけば、これを利用していただくことは十分可能だといふふうを考えております。

○辻委員 そうすると、ある犯行現場でのやりとりがあつて、そこに遺留物があるのかないのか、その遺留物いかによつては、その犯行の態様とか、いろいろ事実を確認していく手がかりになるか、そういうものもあり得る。また、目撃証人がいるのかいないのか。その犯行現場での犯行の存否なり態様なりを検討するに当たつて想像されるいろいろな証拠というのはあると思うんですね。それを、例えば目撃証人がいるのかいないのか、いけばその目撃証人の検面調書、員面調書等々すべてを出せ、遺留物があればその遺留物の存否及び、それについて何か鑑定したりいろいろなことあれば、それについてすべてを出せというようなことを三百六条の二十で請求すればそれが出てくるということではないんですか。

○山崎政府参考人 基本的にはそうでございますが、この条文の一項でいろいろ要件が書かれておりますので、その関連性の程度とか、そういうものももちろん問題になりますし、それから、それ以外にその必要性それから弊害のおそれ、これも十五の方と同じように、その要件はかぶりましても、通常は、本当に弊害があるもの以外で関連性があるものというものは提出になるというふうに考えられます。

○辻委員 恐らくそこは、具体的な実務の中でかなり、定着するまでいろいろ試行錯誤というか攻防があるところなのかなというふうに思っています。ですから、その試行錯誤、攻防の中で、余りにもこの規定が、関連性がなければならぬ、必要性がなければならぬ、そして「当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し」と、この弊害の内容及び程度という、何にとつての弊害なのか、その内容及び程度、微に入り細に入り、何らかの理屈をつけて証拠開示を拒否することのできる手がかりになるような、非常に抽象的、あいまいな文言が法文の中にちりばめ

られていてるわけですよ。だから、現場でいろいろ試行錯誤で知恵を出し合つていろいろやつていくことにおいて、この法文がひとり歩きして、むしろ桎梏になるというような事態も考えられるわけでありまして。

ですから、今のこの法案、法文のすべてがベストだ、そういう硬直的な物の言い方をなさるのではなくて、もう少し柔軟な提案者としての姿勢をこの場で発言として示していただきたいと思います。

○山崎政府参考人 先ほど私、余りかたくなな気持ちで答えたつもりはございませんで、法案としてはこれでまずいと思います。このことを提案させていただいているわけでございますが、これがやはりいろいろの弊害を生ずるということであれば、これは政府の責任としてそれはもう修正していくべきを得ない、これはもう当然に考えていることでございます。委員と意見が変わらないというふうに考えております。

○辻委員 いや、もう六回目ぐらい山崎さんとはまみえています。初めて評価していただいた、御礼を申し上げます。

やはりこの三百六条の二十が、ある意味では、弁護側に対する、この法案は決して防衛権を無視したものではないという一つのアピールする材料として出されているというふうには思っていますけれども、しかし、今論議させていただいているように、多々、多くの問題がある、だから規定の仕方等についても工夫がなされてしかるべきだ。

今、山崎局長の方からは、運用の実態を見たりいろいろな提言を受けてそれはやはり変更するところもあるのが自然であろうというお答えをいただきましたので、本日はもう少し突っ込みたいわけでありまして、この点については、また別の機会がきつとあると思いますので、それにゆだねたいというふうに思います。

それで、あと十五分しかありませんから、二百八十一条の四で、目的外使用の禁止ということに

ついて規定があります。例えば、「次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。」非常に抽象的、あいまい。「目的以外の目的」というのは、これを読んだだけでは何を言っているのか、非常にわからない。

しかも、これは、いろんなところで意見が出ておりますから細かくは繰り返しませんけれども、裁判を冤罪事件だといふふうに関つていこうというときには、それを支援する人たちがあらわれてくるだろうし、それが報道価値があれば報道する必要もある。そして、そのような争点になっている、これは学者的に見ても非常に関心を引く問題である可能性もある。

だから、そういうそれぞれの人たちに對して、しかるべき方法で、しかるべき手段で情報が開示される、情報が伝わるということは、むしろ全体にとつてマイナスではない、プラスであるというふうに考えます。非常に抽象的に目的外使用の禁止をしていただければ、社会が非常に閉塞状況になるし、一方で刑事裁判をめぐる国民の関心を高めるといながら、国民の関心を遠ざけるような論理矛盾を起すような規定になっているのではないかと思います。

この点、改善の余地についてお聞かせください。

○山崎政府参考人 この規定自体は、当該被告人の事件あるいはその被告人の事件に密接に関連する事件、そこで使うもの以外の目的外使用を禁止しているということになります。

私どもとしては、そのものを利用しなくてもその内容を伝えることは十分できるので、それでもって足りるのではないかとこのことでは考えているわけでございますので、そのところは御理解を賜りたいというふうに思っております。

○辻委員 現行刑事訴訟法でも、訴訟記録については、使用の制限、閲覧の仕方とか制限がたしかあつた、規定が刑事訴訟法上あつたと思ひますが、それに加えてこれを規定しなければいけない、そういう必要性、立法事実というのはどういうものなんでしょうか。

○山崎政府参考人 もともとこの立法趣旨は、これをオープンにすることによつて、罪証隠滅とか、証人威迫とか、関係者の名譽、プライバシーの弊害が生ずるということを考へていたわけでございますけれども、今までのルールは明確でなかったわけでございますね、法廷で使われた証拠に関しては、

今回は、先ほど来議論をさせていただいておりますけれども、証拠開示にてかなりの証拠が出ていくことになりました。それで、これは法廷で使われないものもあり得るわけでございます。そういうもので構造が今までよりかなり広がつてきているわけでございます。そうなりますと、きちつとしたルールを明確にしておく必要がある。今まで余りなかったことがかえつて逆に問題であるというところにもなるかと思ひますけれども、今後は証拠が今まで以上に多く出ていくということから、きちつとしたルールを明確にしましょう、こういうことで設けたものでございます。

○辻委員 時間がもうあと十分しかありません。それで、前回でしようか、三百六条の三十二について、公判前整理手続終了までに証拠調べを請求できなかった証拠であつても、やむを得ない事由によつてできなかったたのであれば、それは公判開始後許可されるんだという御趣旨の答弁があり、しかも、このやむを得ない事由というのは、例えば控訴における事実調べの範囲として、刑事

訴訟法三百八十二条の二などで言われている「やむを得ない事由」よりも広いんだということを答弁されたと思います。

それについて、前回は、アリバイ主張をするこの必要性について、現に公判審理で検察官側の証人の証人尋問の結果を見て初めて判断するのが得策であると弁護側としては考えざるを得ないような場合があるんだけれども、そういう場合にはやむを得ない事由に当たるとですねというふうに申し上げれば、否定的な回答が返ってきたように思います。

この点は再考していただけないか。簡単に回答えただけだと思えます。

○山崎政府参考人 たしか、この間はアリバイの証人のことで弾劾をするということだろうと思えますけれども、この点につきましては、争点として検察の方からも証拠が出てくるわけでして、その弾劾ということならば当然予測がされるわけでございまして。これをわかっていながら請求をしないということになれば、それはやむを得ぬ事由には当たらないということ、これは考え直す余地はちよつとございませぬ。

○辻委員 例えば、真犯人は被告人のAさんだというふうな検事側が立証しようとしていて、それに沿うBさんの供述がある。供述調書が開示されていてBさんの供述はそういうふうを書いてある。しかし、どうもいろいろな矛盾きわまりない供述内容であるから、実際、公判廷でBさんを反対尋問で崩すことも可能である、崩れることだって可能である。そうすると、被告側からあえて積極反証でアリバイ証人を持つてきて立証しなくても、Aさん無罪に導くことができる。Bさんの証人尋問を弾劾すれば、それで勝利に向かうわけだから。という判断で、弁護側がみずからのアリバイを立証できる可能性があるC証人を、あえて公判前整理手続が終了するまで明らかにしなくともいい、そういう選択肢、そういう場面というのは、通常のいろいろあり得るわけですよ。

ですから、それをしゃくし定規に、Bさんの供

述調書が明らかにあって、そのBさんの言っている内容は恐らく想像がつくんだから、それを弾劾することで、使える証拠については全部公判前整理手続終了までに明らかにしろというのは、弁護側に余分な負担と、手持ちのいろいろな証拠というか手持ちの選択肢を全部先に公に明らかにせよということであつて、これはある意味では、被告、弁護側の黙秘権を侵害することにもなるし、無罪の推定をその意味では制度的に崩すことになるのではないか、このように私は問題意識を持っております。

これについては、もつともつと突っ込んで議論したいところでありますが、あと五分でありますので、三百六十六条の三十二というの極めて問題のある規定であり、やむを得ない事由というのはもつと柔軟に考えられなきゃならないということに指摘しておくにとどめたいと思います。

最後に、裁判員制度の評決であります。これは、裁判員法の六条で裁判官及び裁判員の権限が定められていて、六条の一項で、裁判官及び裁判員の合議によるということで、事実の認定、法令の適用、刑の量定、これについては裁判員はかわることができない。二項で、法令の解釈に係る判断、訴訟手続に関する判断、その他裁判員の関与する判断以外の判断、これは構成裁判官の合議による。したがって、これは裁判員はかわることができない、このようになっております。

そうすると、裁判員制度が適用される案件で、恐らく、否認事件で争いになっている場合には、検察官側の開示する証拠についてはかなりの部分を不同意にして、いろいろ証拠開示の要求とか、準備手続についてかなり時間がかかることが予想される。私は、六月月、場合によっては一年ぐらいかかる案件だつて出てくるんじゃないかというふうに思いますが、そこで、証人を何人か特定して、公判を開きましよう。それで、裁判員の方々がそれに参加して、公判審理が三日間、四日間開かれる。しかも、それについても、制度上では期

日間の整理手続というのがあつて、連日開廷が基本とされているけれども、裁判員が参加した審理が途中で中断をして、また整理手続に移行して、そこには裁判員は参加できなくて、それでまた審理が再開される。

つまり、裁判員がかかわれるプロセスというのは極めて限られており、極めて部分的であり、ある意味で極めて限定的であり、時間も連続性がない場面が多々あるわけでありまして。そういうようなかわりしか裁判員はできないというシステムになっている。

しかも、権限からいっても、法令の解釈、訴訟手続に関する各判断、そしてその他裁判員の関与する判断以外の判断、つまり、その他すべては職業裁判官の判断、合議によるというふうになっているわけでありまして。

そうだとすると、心証形成の合議というのは、この合議については、裁判官の合議について裁判員は場合によつては傍聴が認められるというふうになつておりますけれども、仮に傍聴していても、主要な、例えば、これはどのような法令に当たるんだらうというその解釈の論議を専門裁判官だけがやつていて、それを傍聴して聞いていて、例えばそれが二時間ぐらにわたつて、次に三十分間ぐら、きょうの証人尋問のあの証人の証言はどう評価するだらうか、すべきだらうかということ、そこは裁判員が意見を言つて、しかし、それ以外のまた手続が、裁判員のかかわれない手続が始まれば、今度はまた裁判員はお客さんでそこに座っているだけであつてということ、つまり、評決に至る過程において裁判員がどれだけ主導権を持つて自分の意見を反映させることができるのかということが全く見通せない、そういう制度になっている。

だから、まさに裁判員はパートタイムのお客さんであつて、しかも、この合議体は裁判長は裁判官の中から選ぶというふうになつておりますし、また、通常、株主総会なんかでいえば、少数株主権は、株主もそうだし、少数の取締役、たつたら少数取締役の取締役会の招集権というのはあるわけでありまして、しかし、この裁判員制度に基づく合議については、裁判員の側からそういう招集権があるという規定もない。つまり、徹頭徹尾、部分的な権限しか与えられていない、部分的な時間しか関与できない、しかも部分的な形でしか合議にもかかわれない。

このような中で裁判員が自分の意見を、裁判官を説得するような形で意見を反映させることなんて、通常考えたらあり得ないじゃないですか。どうしてこれで裁判員の意見を反映することが可能なんだと、そういう楽観的なことが言えるんですか。その点についてお答えください。

○山崎政府参考人 これは、すべての問題について裁判員の方が権限があるということになりますと、これは非常に負担の重いものになるわけでございまして。それから、憲法上の問題にもいろいろなつてくるわけでございまして、そこは一定の制約を設けたということで、まず御理解をいただきたい。

それから、法律解釈等について、これは裁判官の専権でございまして、一定の事件で流れているところ、あるところで法律解釈が問題になったときに、そこでだけ裁判員の方は外して、また別途それが終わつたらやる、こういう流れが本来に国民の方に理解を得られるかどうかという点もございまして、この法文でも、その合議の傍聴を許して、かつ、その意見を聞くことができるという点も配慮しておきまして、必要であればまさにそれで意見もお聞きするというところで、一体性を持ちながら審理をしていく、こういうシステムになつていくわけでございまして、そこは御理解を賜りたいと思ひます。

○辻委員 いや、まさにこの裁判員法案が本末転倒の構造になつていっていることが、今、山崎さんの発言で如実にあらわれているわけですよ。

裁判員の負担が重いということがあつて、負担を軽くするための制度ということであるいろいろな制度が組み立てられていっている。しかし、そのと

平成十六年四月二十一日

きに、刑事被告人の権利はどうなるのかということについては頭の外になつてゐるわけですね。それを念頭に置いて考えられていない。

つまり、この制度設計に当たっては、刑事被告人の権利はどこかに追いやられていて、裁判員をとにかく導入するんだ、そのためには裁判員の負担が重くなつてはいけないんだ、そちらを主に制度設計がなされてゐる。これでは、私が一番最初にお伺ひしたように、裁判員、国民の常識を裁判に反映させるという政策目的、そのためには裁判員に参加してもらわなきゃいけない、負担が重いと参加してこない。だから、そういう政策目的をまず優先して制度設計をして、一方で、刑事被告人の権利の保障はどこかに追いやられてゐるわけですよ。

具体的な防衛権の個々の条文等についてはもつといろいろ私は議論をしたいと思ひますけれども、要するに、この制度設計そのものが、刑事被告人の権利は後景化されていて、後退し、侵害したとしても、それは歯牙にもかけず、裁判員の参加、そして、裁判員、国民の負担が重いということとを軽くするんだということを優先的にこの制度設計がなされてゐる。これは、やはり根本的な思想が間違つてゐるというふうに思わざるを得ません。この点はやはり改善すべき余地が多々ある、改善していくべきだと私は考えます。

最後に、これは、だからこその秘密の漏えいの問題を考えなきゃいけないんだという反論が出てくるかもしれないけれども、私が聞いている限りにおいては、あの三浦和義さんの一審裁判においては、判決は、第一審は無期懲役であつた。第二審は、私はよく何度もめぐり会つた、しつかりした裁判長でありましたから無罪判決になつた。しかし、第一審の無期懲役の一年前の合議においてはこれは無罪だつた、無罪の合議にほなつてゐたというところをいろいろな情報で私は得ております。そこに、裁判長が交代したからといって突然無罪が無期になるというふうなことがやはりあるんだなというふうな、なるほどそのとおりだな、それ

が今の裁判の実態だなと。

つまり、言いたいことは、裁判長、裁判官、専門裁判官の間でも合議というのは平等な形で、自由討議の形で現に進行してゐない。このような制度のもとで、裁判員が加つたからといって、本当の意味での合議、裁判員の意見が反映する、そのようなことがどこまで保障されるのか、やはり疑問が最後までつきまとう。この点を指摘して、私の質問を終わらせていただきます。

○柳本委員長 御苦勞さま。

中井治君

○中井委員 民主党の中井です。

法務大臣に一時間お尋ねを申し上げます。役所の方もだけれど、こういう御希望もあつたんですが、私、かつて自民連立のときに、国会のあり方というのをめぐつて自民党さんといふいろいろな協議をいたしました。以来、予算委員会等も含めて、役人の方は御退席いただいて大臣に聞く、お互ひそれは間違えるときもあります、議論をする、こういうスタイルでお願いをしたいと考えております。

また、法務委員会は初めてで、したがつて法務委員会の質問も初めてになると考えております。詳しいことは、我が党、そうそうたる論客が座つてまいりまして、本場にすばらしい質疑をやつていただいたと思ひますので、私は私なりの観点から大臣にお尋ねをしたい。

同時に、十数年本場に、司法改革、よくこまで来たなという思いもございします。法案の中身、それぞれ不満もあれば不安もあります。しかし、ここは、この改革というものがうまくスタートしてほしいなという、かつて関係した一人として、思いもございします。そういう観点からお尋ねいたします。

ただ、法案の質疑に入ります前に、三つばかりお許しをいただいて、法務関係のことで幾つかお尋ねをしたいと思ひます。

私も、国会はもう二十四年になります。それで、

この国会議員でゐる間に、日本の国が情報局といふのを持つてほしい。この間のイラクの問題なんかも、それはそれなりに政府が一生懸命おやりになつてゐるし、危機対策室も、村山内閣のときの阪神・淡路の大失敗以来随分整理されてきたし、統一をされてきたと思つてゐます。しかし、世界の中での情報といふことについて、日本の政治、行政といふものは非常におくれているんじゃないか、このことを常に思つて、国家として、情報局、こういったものを持たない欠陥というのは大変な損失だと考えています。

この点について、法務大臣、公安庁も監督をなさつてゐるわけでありすが、どのようにお思ひか、お尋ねをいたします。

○野沢国務大臣 閣僚の大先輩として、また国会における先輩議員として、いろいろ忌憚ない御意見をちょうだいして、何とか御答弁を務めたいと思つておりますが、よろしく御指導をお願いいたします。

今お話のありました情報局をということですが、まさに、現在の政治を進めるために最もやはり基本になるものが私は情報ではないかなと思つております。そのために、毎日あらゆるメディアをまた利用し、かつまたいろいろな関係機関を活用しながらこの情報の収集に努めて政治的判断に誤りがないようにすることが、我々、政府の一員として最も大事な仕事と心得ておるわけでございます。

法務省といつたしましても、公安調査庁をお持ちのことは既に委員先刻御承知でございますが、この公安調査庁におきまして基本的に必要な情報を収集いたしました、それぞれ法務行政に生かしてゐることも、これもまた既に長年の実績があるわけでございます。また、防衛なり外務なり、あるいは似た仕事としましては国家公安委員会がございします、警察がございします、それぞれ情報部門を持ちまして、独自のやはり情報ルートを開拓しながら、誤りなきよう努力をしてゐるわけでございます。

これを一元化したらどうかという御意見もあるうかとは思ひますが、それぞれのやはり持つております事務所なり発生経緯なり、あるいはこれまでの長年のおつき合いの中からのかけがえのない情報も得られることを考えますと、やはり当面私は、それぞれの分野、部門におけるこの各員がそれぞれ情報を収集し、これをいかにして集約するかといふところに問題を集めたいかかと思つております。

ちなみに、今回のイラクの人質対策におきましても、官邸を中心に対策本部をつくりまして、そこへ情報を集中しながらここまで努力をしてきて、結果が非常によかつたということでございます。

今後とも、御意見をちょうだいしながら改善に努めたいと思つております。

○中井委員 閣僚の自画自賛として承つておきますが、公安庁という役所がありながら、破防法対象の団体だけの調査ということで、僕は大変もつたないことだなという思いもございします。お話にありましたように、警察は警察、防衛庁は防衛庁の調査機関もあるんでしよう。しかし、内閣に、本場に世界の情報というものを入れて判断材料にする、こういう役所が僕は必要だとあえて付言をいたしておきます。

イラクの人質のお話がございましたので、さらにこのイラクのことについて聞きますが、五百数十人の自衛隊の方が活動をされております。私どもから言わせれば、大変難しい法律をつくつて、急いで派遣をされた。したがつて、準備不足のところか幾つかあるんじゃないかと心配を常々してまいりました。

そういう意味で、騒然としたイラクの中で、これから万々イラクで活動される自衛隊の諸君が、何か事故を起こす、あるいは正当防衛で殺傷をする、そういったときに法的な面でどういう地位にあるんだらう。承れば、CPAから占領軍と同じ待遇を受けてゐる。占領軍と同じ待遇を受けてゐるということは、要するに、自国に裁判権が

あるということだと思ひます。自國に裁判權があるということ、自衛隊の警務官もあの地に行っているんだらうと思ひます。

しかし、その警務官が日本で与えられている地位というのは、自衛隊が自衛隊の基地内で、あるいは施設内で起こした犯罪だけに優先権があるんじゃないか。自衛隊の施設外で自衛隊員が何らかの犯罪を起したり巻き込まれたりしたときの第一位の捜査権というのは、警察にある、あるいは検察にあるんだらうと僕は思っています。それがない場合に、本當にどうするんだ。

よその國には軍法會議というのがある。日本の自衛隊はそこまでまだ整理ができていないんじゃないか。そういう中で、どういう法的枠組みであるそこにおられる五百数十人の自衛隊の方々は守られているのか、あるいはこれから法律が適用されていくのか、法務大臣としてお答えください。

○野沢國務大臣 この司法刑事の問題に入る前に、何よりも、このたび三人の日本人の方々、それから、引き続き二人の方々が無事解放されたことにつきまして、政府はもろん努力をいたしましたが、国民の皆様、議会の皆様、そして、それを受けていただいたイラクの関係者の方々の御好意によって問題が解決しましたことを、閣僚の一員として心から御礼をまず申し上げたいと思ひます。

そこで、今お尋ねの問題でござりますが、イラクでの復興支援にこの自衛隊が行っておりますことは、あくまで人道復興支援ということで、治安維持とかイラクの中の争いに巻き込まれないことをもう前提に今行っておるわけでござりますけれども、そのために、規律の維持には十分氣を使っているということでございます。

事件が発生していない現時点で、お尋ねのような仮定の問題について私がお答えすることがふさわしいかどうか、これはひとまずおくといいたしまして、一般論として申し上げますと、イラクに派遣されています自衛隊員の犯罪行為につきましては、現地の裁判權から免除されることになってい

るものと承知をしております。これは、CPAとの協定なり命令によってそうなっておるわけでございますが。

したがって、もし問題が起ったときには、日本の刑罰法規が適用される犯罪行為ということ、日本で裁判が行われる、こういう仕組みになるわけでございまして、これはCPAがもし仮にほかの統治主体に変わったとしても引き継いでいただけるものと期待をいたしております。

○中井委員 私がお尋ねしましたのは、万々一巻き込まれたり起こしたときに日本に裁判權があるというのはいささき申し上げたとおりであります。

そのときに、自衛隊の警務官が調べるんだらう、そこから後の処理ということがどういう手続になるんだらう。あるいはまた、警務官は日本国内では自衛隊の基地や施設の中での権限は有しているけれども、海外の自衛隊ではどういう権限を有しているんだ。日本の国内であるならば、警察と自衛隊で結んだ協約というもので線引きがされている。警務官がどう判断して、検察へ届けるのか、それも仕組みとしてできているだらう。しかし、海外に行つたときにどういうシステムになっているんですかとお尋ねをしているわけでござります。

○野沢國務大臣 これは、自衛隊の内規に従ひまして、やはり今御指摘のような警務官の方々の働き、さらにはそれぞれの上司なり関係者のお力によって当事者を把握いたしまして、私どもの方に移送していただく、そういうことの中から問題が始まると解しております。

○中井委員 では、十分想定をしていただいて、お若い方があつたところへ行つていらつしやるんですから、総理以下は平和だ、平和だとおつしやるけれども、これはもうだれもが平和でない、安全でないことはわかつているわけですから、法的な面でそのないようにつつ監督をしているなら、十分、警察、法務省、検察庁、そして自衛隊でお詰めをいただきたい。これからは海

外へたびたび出ていくんだらうと僕は思ひます。そういったときに法整備をしておくというのは我々の役割であらう、このように考えておりますので、強く要望をいたしておきます。

それからもう一つは、過般私どもの永田議員がお尋ねをしたと思ひますが、本當ならあそこに専門家がおりますから専門家がお聞きをすればいいのですが、彼は法案の提出者でありますから質問ができないので私がかわつてお尋ねをいたしますが、大臣は、国鉄へ御入社なすつて、五十三で国政へ打つて出られたと承知をいたしております。

昭和六十一年の御當選。
六十一年の四月から、国会議員も強制的に国民年金に加入しなければならぬ、こう決められております。今国会の審議の過程の中で、つまりらぬ話だけでも、大臣諸公がお払いになっているのかどうかというのが非常に大きな話題となつてまいりました。今までにお答えをいただいていたれば何でもない問題なのを、お答えにならない。

坂口厚生大臣なんかは六十まで払つていましたとお答えになつていらつしやる。お答えにならないと、何か払つていないのかなど。せつかく御立派な御人格を疑わざるを得ないような、つまらぬ話でござります。プライベートルームというお答えをなさつたやに聞いておりますが、これは国民の義務の話でありますから、行政のトップにいる大臣、しかも法をつかさどる大臣がこれをプライベートルームだと言ふことはいくらうと僕は思ひます。

払つていなかったら払つていないで対応策をお考えいただければいいことであります。お忘れになつたというなら次回に、御家庭でお聞きいただいて、そういうことは奥さんに任せであるというのならば次回にお聞かせいただければ結構なことではあります。あえてお尋ねをいたします。お答えください。

○野沢國務大臣 私の経歴につきましては今委員御指摘のとおりでございまして、それに従ひまして適切に処理をしておりますが、年金その他の詳

細につきましては、プライバシーにわたりますので差し控えさせていただきますと思ひます。

○中井委員 大臣、御自分でプライバシーだとお考えになつていらつしやるのなら、ちよつとこれはここぞけんかをしなきゃならぬことであらう。自民党の国対筋でそう答えるということであるなら、これはちよつと理事会で、別室で協議していただいて、国対へそれぞれ持ち帰つてもらつて話をしてもらえばいい。私はほかの質問をしていますから。

これはどうなんでしょうか、これはプライバシーでしょうか。義務であることは御承知のとおりだと思います。昭和六十一年の四月からでございます。私も昭和六十一年から払い始めました。六月の選挙で、衆参同日選挙で、大臣はお通りになつたけれども、私は落選しましたから、落ちながら払うというのはつらいなと思ひながら払つた記憶、鮮明に覚えております。六十で無事終わりましたから、まあやれやれと思つております。

実川さん、副大臣、どうですか。あなたは長いこと、県会からこつちへ来られて、十年以上国会議員やつていらつしやるから、このことは御存じですね。お払いに……。

簡単なことだ。払つていふと言へばそれでいいのことでございますから、どうしてそんなことがプライバシーなのか、僕は全然わかりません。お答えください、実川さん。

○実川副大臣 私も昨年で払い終わつたと思ひますけれども、今大臣の答弁がありましたように、プライバシーということでございますので、よく調査して、また御答弁させていただきますと思ひます。(中井委員「いつまでにお答えいただけるの」と呼ぶ期限は、なるべく早い時期に、調査してよく調べてみます。(中井委員「採決までに答えてくれる」と呼ぶすべて女房に任せてありますので、それはよく調査して答弁させていただきます。(中井委員「大臣、いかがですか」と呼ぶ) ○野沢國務大臣 最初申しましたとおり、私の経歴に従つて適切に処理をしているというたとおりで

ございまして、詳細は、私も現金は余り得意な方ではありませんで、これは御勘弁いただきたいと思ひます。

○中井委員 先ほど決算行政監視委員会が何かへ行つておりましたら、小野さんが、それは厚労委員会と議題となつてゐることですのでここではお答えしませんが、こう言う。国対からそう言われましたという様な答えをするから、それは自民党の国対さんがそれを、どうなのかなとちよつと思つてお尋ねをあえていたしました。

僕は、これはブライバシーじゃない。こんなことは何ということはないんだ。僕は、野沢大臣の立派な御経歴から聞いても間違ひはないと思ひますが、答えてさつと済ませていただいたら次の質問に行けるのですが、これがブライバシーだと言ふのなら、資産公開からこれはすべてブライバシーじゃないでしょうか。それを私も出して、国民に批判をいただくながら、また身をさらして、国政という大事なものを預かつてやつてゐるのではないのでしょうか。

それは任意加入だとか、大臣、まことに恐縮だけれども、大臣の国鉄の、JRの年金、幾らですかとかそんなことは、僕はひよつとしたらブライバシーだろうと思ひます。金額は。しかし、国民年金、五十三から六十まで国会議員としてお掛けになりましたかと、これは唐突に聞いてゐるんじゃないに、ここ二週間、河村議員が提案して以来、これはかなり国会で話題となつております。(発言する者あり)ああ、それはさつき言うたんです、一番先に。そういう意味で、ぜひお答えをいただきたい。

○野沢国務大臣 今、委員、いみじくも御指摘いただきましたように、資産公開その他すべてルールどおり御報告いたしております、この中で適切な処理をしてゐる、こういうこととございします。

○中井委員 お人柄で、お払いになつてゐるとお答えになつたと私は判断をいたします。ぜひ内閣、閣議等でも、こんな問題で大事な時

間を割らずにさつと答えようよと、だれか払つていない人が一人か二人のために迷惑じゃないかと大臣からでもおつしやつていただけたら、もつと早く審議が、国会全体の審議が進むんだ、こう思つております。

法案の方にいらせていただきます。大臣もいろいろな御経歴をなさつておられますが、その御経歴の中で、裁判を提訴なさつたり、お受けになつたり、あるいは傍聴、裁判そのものをごらんになつたりという御経歴はございしますか。

○野沢国務大臣 私も、法務大臣になつたのが法務行政に携つた最初でございしますが、これまで私の経歴の中で、もう二十年以上になりますけれども、名古屋の新幹線公害訴訟において証人として呼び出されまして、相当詳細にわたつて長時間油を搾られたことがございします。これが初めての経験でございまして、幸ひこの裁判は両者議論を尽くした結果和解になりました、大変円満な結果になつたことを覚えております。これがまず第一でございします。

あと、私のマンションが日影障害、いわゆる日照権問題で被害を受ける方が何人か出たという中で、その問題について東京地裁にみんなで訴えた、これの支援をしたということで、私自身がその原告になつたということではございせんが、これは実は大変貴重な体験でございまして、なかなか日照権というのは今の権利の中では余りどうも強くないなということ、涙をのんだことがございします。

それから、最近では、国会で設けられております裁判官弾劾裁判所の裁判官として、不祥事を起こしました裁判官の罷免について審理をいたしまして、結果、やはりこの職に値せずということで罷免をしたという経験がございします。これは記録にも残つておるとおりでございします。

今のところ、実際私自身が参加し、あるいは判断を迫られたのは三件でございしますが、先日來のお話にありましたように、刑事裁判、特にこの裁

判員制度を議論するに当たりましては刑事裁判の実態をわきまえていないことにはいかぬということ、近いうちにできるだけ、隣にもあるわけですから、現場を見学し、関係者のお話を伺いたいものと考へておるところでございします。

○中井委員 私も、大臣になるまで法務委員会に所属したこともなければ、法務省にお邪魔したこともないというので、本当に身を縮める思いで短い期間大臣を務めさせていただきました。このときに、申し上げれば有名な裁判でございしましたが、判決が一番でございまして、もうだれしも有罪だと思つていたら無罪になつたんです、一番は。もう今最高裁まで行つて有罪でございしましたが、僕は、聞いちゃいかぬのかもしれないが、法務省の専門家何人かに聞いたら、いやと言つて、実はあの裁判官は今度の判決で定年で、こう言うんですね。定年前は優い判決が出るんです、傾向として。だから、びつくりいたしました、そういうことはあるんだなと感じたのが一つございします。

それから、大臣は弾劾の方ですが、私は訴追委員の方を三年間はやらせていただきました。事件として弾劾へ送つたのは何もないわけですが、物すごい訴えが来るんですね、数が。そして、あの裁判官はこういうけしからぬ言辭をやつたとか行動をしたとか、まあいろいろな訴えでございします。初めは、その裁判所、最高裁から来ておつた方が処理して僕らに見せておつたんですが、途中で超党派で、それは一遍、当たる当たらずに別にして詳細に調べさせていただく、裁判官もこれだけ人間性あふれた方がいらつしやるなら、やはりチェックというものは必要だ、こう痛切に思つたのを大事な経験にして今日まで参りました。

そういう経験が僕もあるわけですが、今の裁判というものをどういうふうに大臣は見えていらつしやるか。特に刑事裁判全体を、山崎事務局長なんかは、非常にうまくいつてゐる、こういうお答えでありましたが、どういうふうに率直にごらんになつてゐるか、お聞かせを願ひます。

○野沢国務大臣 私は、法務大臣を拝命いたしましたときに、小泉総理から三つほど特命事項をちょうだいしてゐまして、その第一が、司法制度改革をしつかりやつてください。それからもう一つが、治安が大変悪くなつてゐる、昔は日本は世界一安全な国と言われていたにもかかわらず、最近の状況を見ると坂道を転げ落ちるやうに悪くなつてゐる、これをひとつ戻してほしい、昔のやうに安心して町を歩ける、そういう国にしたい。それからも一つが、刑務所が大入り満員ということで、五万人以上のところに、未決を入れますと七万人前後の方がお世話になつてゐる、これを何とかしないといかぬ。この三点をできるだけひとつおまえの力で頑張つてくれ、こういう御注文でございしました。

それで、それを進めていくためには、何よりもやはり、これまでの司法制度のあり方、裁判のあり方、検察、弁護のあり方、それから現場の刑務所の行刑のあり方、これをすべて私自身の目で見て、私自身の判断でいいか悪いを判断しようというところで、私もできるだけ時間をつくりまして、例の名古屋刑務所に一番先に飛んでいきまして、そのほか、北は網走から南は福岡まで、各種の行刑施設を全部見て回つて、実態を拝見したわけでありました。

それとあわせてまして、この司法制度の成り行きといひますか、なぜこれをやらなければならなかつたかという点についても大変思ひをいたしまして、はつきり言ひまして、今これをやらなきゃいかぬ理由は何かといへば、もう委員御案内のとおり、とにかく裁判がお金がかかる、あるいは庶民にとつて遠いところにある、取りつきにくい、わかりにくい、これを何とか克服しないといふのが悪い。しかし、正しいかどうかという大筋のところではなかなかよくやつてきたのではないかと、私はそれぞれの事案を見ると判断されるわけでございます。

逆に言ひますと、今までの検察、司法の担当者の皆様は最善の努力を尽くしてきたがゆえに、逆

に改革についての問題が先送りされてきたのではないか、そういう意味で、今こそまさに変えるときだ。明治のあの改革に引き続き、戦後の占領軍が来てから相当な見直しをしたわけですが、百十年たった今日でもまだ片仮名まじりの法律がいっぱい残っておるわけでございまして、それを運用しておられる検察それから裁判、弁護の皆様方が精いっぱい努力をしてもたせてきたたのではないかなと思います。

そこで、やはりこの司法制度改革は、まさに日本を、私、第三の開国と言っておるんですが、国際基準に照らして恥ずかしいルールに見直して、そして現代の言葉である普通の文体に直して、わかりやすい裁判という意味で、また迅速な裁判という意味で裁判員制度を導入する。取りつき、寄りつきのいい、総合法律支援の法律も通していかなくない。一連の改革こそ、まさに、これまで立派ではあったけれども十分ではなかったという点を改善し改良する絶好のチャンスが来ている。まさにそういう歴史的な意義ある仕事にたまたま私が素人でありながら充てていただいたということは、大変光栄であると同時に、実は大いに責任を感じておるところでございます。先生方の御指導をいただきながら、何としてもこの改革を果たしていききたい、こういう思いでいっぱいでございます。

○中井委員 御情熱はよく承っております。

ただ、先ほどおっしゃった犯罪検挙率の低下、これはもう目を覆うばかりで、法務大臣として検察全体を御統率いただくと同時に、最大の原因は警察だと僕は思います。人数が少ないとか、いろいろございします。しかし、警察自体の腐敗、墮落も目を覆うばかりになってきているんじゃないかと考えております。

僕は、一月ほど前に、民主党の中に、警察不祥事疑惑の解明の本部、そして警察を新しくつくり直そう、いい警察にやり直そう、そういう本部の部長を引き受けて、いろいろと聞いておりますが、まあ本当であるなら残念なことです。これら

にだれが手をつけるんだと言ったら、警察ですから、だれもいない。やはり検察だろう。こちら辺りも含めて頑張っていた、いただきますことを、あえて付言いたします。

同時に、古い片仮名まじりの法律があるというお話、本当にそのとおりでございます。公職選挙法でも、片仮名ではありませんが、利害誘導罪などという明治三十四年につくられた法律がいまだに残っております。用水、小作というのを利用して利益を与えてはならないというような法律がありまして、いまだに適用される。こんなことを含めても、幅広い、バランスのとれた議論の中で司法改革というものにお取り組みいただきますようお願いいたします。

それで、そういう改革を急がなければならないというのに、今回のこの法律は、成立した後、施行まで五年かかるという法律でございます。大臣、法律が施行されるまで五年かかる法律というのは、今までお聞きになったことはありでしょうか。○野沢国務大臣 もう既に通っております住基ネットの法律が五年の準備期間を要していると承知しております。

○中井委員 調べましたら三つほどあるんですが、それらはすべて三年でございます。住基法も三年。しかし、中の一部が五年、こういうふうになっております。介護保険法もそうでございます。法律全体が五年というのは長い。

例えば、野沢大臣は一生懸命おっしゃるが、この夏の夏で御勇退と聞かせていただいております。ここにおります我々は全部、あと三年五カ月で任期でございます。この夏に行われます参議院議員さんはそれから六年でございますが、今回で法律が成立したら、成立過程の議論をしておりません。五年たったら、この議論をしている国会議員は、まあ衆議院議員は残っている人は何人かおるんではないかとおもう。そういう中で、どうして五年もかかるんだ。先ほどから何か、ベストだ、こういうお言葉があったようですが、ベストならあしたからでも実行すればいいんじゃないかと。

いかと。それは準備期間が要するということはよくわかります。しかし、五年というのは余りにも長いと率直に思いますが、いかがでしょうか。

○野沢国務大臣 この法律が具体的に実行されるための条件が幾つかあるかと思ひます。まず第一は、国民の皆様がこれが周知徹底して理解されるということ、そして、大方の国民の皆様が、なるほど、これはおもしろい制度だ、自分たちのためになる、積極的に参加しよう、こういうマインドをつくっていただくことがやはり大事であろうかと思ひます。

これまでも努力はしてきておりますけれども、私は、これはまだ十分とは言えないので、やはり、このPR期間、さらには学校等も活用しました教育も、司法制度をPRし、普及し、理解してもらうために活用していかなくないかぬかなと思っております。

そのほかの具体的な手続、手順といたしまして、いわゆる裁判所の規則の制定、最高裁判所にこれはやっていただくことになろうかと思ひますが、そういう規則制定、さらには裁判員制度の施行の前提となります諸制度、それから建物自身も、今のものでもいいかどうか、こういうことがございしますし、それから裁判前の手続を進めたり、あるいは弁護士のいわゆる被疑者段階からの活用を考えますと、数が今のままでいいかどうか、これもございします。幸いロースクールで今相当な養成が進んでおりますので、そういうった施策とあわせて考えていきますと、やはり五年というのは、相当な期間、適当な期間、必要ではないかな、かように今思っております。

○中井委員 今のお話を聞きまして、建物を直していかなくないというのはいくつ理由かなと思ひますが、全国で五十の地方裁判所、まあこれを一年十ずつで五年かけて直すということでもないんだらうと僕は思ひます。

それから、国民に対する周知徹底と教育ということ、これは大事なことでございします。しかし、私はかつて、比例代表で政党名を書く

という選挙制度の変更のときに、民社党でございましたが、理事をいたしておりまして、各党が一番心配したのは無効票なんですね、無効票。周知期間をたしか半年ぐらいとったか三月だったかと思ひますが、みんな、どのぐらい無効票が出るか。多い人は、五%を超える、こう言いました。少ない人は、二%と言いました。ところが、やってみたら〇・二%の無効でございました。日本人というのはすごいな、立派なものだと改めて思ひました。

私は、こんなのは一年か二年やったら、あつという間に国民がよし参加してみようと言つていただけになる、こう信じて疑つておりません。五年というのは、やりたくないとは思ひません。余りやりたくないんだけれども、まあ改革だと言ふからやってみるか、五年たてば忘れるんじゃないかと思つてやっているとしか思ひない長さでございます。

どうぞひとつ、お考えを賜りますようお願いいたします。

○野沢国務大臣 どうしても五年かけろというところではなくて、五年以内、準備でき次第という理解でおりますので、それは、一日でも早く実行できるように、さまざまな準備を整えながら、御理解をいただいくつもりでございます。

○中井委員 これを五年かけてスタートして、刑事事件の全部でもないということでございます。そうしますと、刑事事件の全部、また民事裁判全体、こういう裁判員制度にどういうタイムスケジュールでやっていくのか。あるいは、これは本当に陪審制度という形にいくのか、この制度のまま固定して、アメリカやヨーロッパにもないような日本独自の陪審制度を確立しようと思つていらつしやるのか。小泉さんの改革というのは、御本人に聞いてもさっぱりわからない。御本人がわかってない人でありまして、やはり担当の法務大臣にお尋ねをしたい、方向性を現時点でどう考えていらつしやるんだと。

○野沢国務大臣 日本にも陪審制度というのが昭

和の三年から十八年まで一時期あつたことは、もう委員御案内のとおりであらうかと思ひます。

今回導入しております裁判員制度というのは、諸外国の陪審制度や参審制度も参考にしながら、いわゆる特定の国の制度をそのままコピーするというものではございませんで、我が国の裁判制度や社会のあり方を踏まえた上で、独自の制度として制度設計をした。その意味でいいますと、本当に各国の制度のいいところを集めたかな、そういうふうな今私どもとしては考えておるわけでございます。

そういう意味でいまして、裁判員が裁判官と一緒に合議するという意味ではドイツ、フランスの参審制に近いわけでございますし、法律解釈や訴訟手続の判断に裁判員が加わらないということ、具体的な事案ごとく処理をするという点では英米の陪審制度に近いところでございます。

そういった点も考えまして、今度のこの制度は、とりあえずこの姿でスタートをした上で、さらに必要な見直しも適時していけば立派な制度として育っていくんじゃないかな、大変期待をいたしておるところでございます。

○中井委員 民事等裁判全体に、どのぐらいの間をかけたから裁判員制度を導入できるとお考えになつていいのか、このところをひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、英米のことを言われましたが、大臣が英米の陪審員や参審員のことを余り御存じだとは私と思ひませんが、ゴールドデンウィークで映画でもご覧になるんですしたら、ついこの間、「ニューオーリンズ・トライアル」という映画を僕は見ましたが、これは非常にアメリカの陪審制度の裏まで含めてわかつたおもしろい映画でございます。古い映画でしたら、イギリスの「情婦」という、有名な、これはアカデミー賞何かをとつた映画もございます。かなり陪審制度に関する本や小説や映画が出ておりますから、ご覧になつていただいで、あはしました、あんなこと言わなきゃよかつたと思ひにならないように、ひとつ折々

御勉強もいただければと思ひます。

ひとつ、大体どんなタイムスケジュールを考えたいらっしゃるのか、お答えをいただきます。

○野沢国務大臣 何よりも、まずこの法案を通しました後は、直ちに政令の検討、さらには、さまざまな規則に決定をゆだねておることがございますので、この準備をしまいらなければならぬ。あわせて、やはり先ほど申しましたような、裁判員制度を導入するに当たりましての施設の整備、さらに、それに伴いますまた経費、費用の見積もり、積算、そして最終的にはそれを国民の皆様が御理解いただけるような教育システムの構築等、まさに毎日続けても非常にこれは厳しい工程になるのではないかなと思つております。

特に、裁判員制度を導入して一番のまず目立つた形で効果があらわれますのが、いわゆる裁判期間の短縮であらうかと思ひますが、この短縮をするためには、そのための事前の準備、それに必要なルールの制定、この辺について、皆さんの御納得いただける形づくりという意味で、今のところ、二年、三年、そして実施までの五年というものは、ある程度これが必要な期間と考えておるわけではあります。

○中井委員 答弁が長いのは結構ですが、答えをちゃんと。裁判全体にこの裁判員制度を持つていくのにどのぐらいのタイムスケジュールをお考えになつていかとお尋ねをいたしました。それが一つ。

尋ねるついでに、それからもう一つは、今お話ありました刑事事件で、私は、裁判所がこの裁判員制度を適用する事件と選択する、そのときにせいぜい長くて一カ月ぐらいいだろ、こう判断をしておつたのであります。仲間の弁護士さんやらは、いやいや、それは無罪を争つたら、中井さん、三年、五年かかります、一年なんてざらですよという御指摘をいただきました。びっくりいたしました。

それぞれ質疑があつたかもしれませんが、そういう長い場合の裁判員の負担というのは大変なこ

とだろうと思ふんですが、そんな長くかかることも予想して、これもやむを得ないとしての制度創設でしょうか。

○野沢国務大臣 刑事事件を今対象といたしておりますが、これによつてこの制度そのものの検証を進めながら、さらにその先、民事、商事をどうするかという点については、今後の課題として御検討いただくようにしていかなきやいかぬかと思つております。

それから、二年、三年ということは、私どもは、もうこれからはあつてはならないし、既に裁判迅速化法の中で二年以内ということもうたわれておるわけでございますので、できる限り短い期間で勝負がつくように、そのためのまた手続を今回詳細に決めさせていただいておるわけでございまして、これをまず実行する、その中からその先の展望を開きたい、こう思つております。

○中井委員 よくわからぬのですが、現実には、和歌山砒素カレー事件なんというのは、この間から高裁が裁判が始まつたわけでございまして。何年ものかかるといふ。ここに裁判員をつけるといふことになつたら大変なことになるんじゃないか。一月もたないんじゃないかと僕は思ひます。このところをどう仕分けするんだというのを聞かせたいと思ひます。

それからもう一つは、裁判員が六人、こういうわけですが、補充員が六人待機しているというんですね。どうして六人要るんだらう。これは、裁判員の方は、二週間かかつて、自分たちは大仕事な使命を果たしているし、判決、量刑、これに参加するわけですから我慢いただけたと思ひます。

しかし、補充の方は、じつと黙つて聞いて、何も参加しない、しゃべつてはだめ、これは到底もたないと思ひます。補充の方をもつと減らすというやり方をしないとやつていけないんじゃないか、反発が出るんじゃないか、このように心配いたしますが、大臣、いかがでしょうか。

○野沢国務大臣 一概には申せませんが、裁判の大部分はやはり数日程度で終結する、そのことを

前提としてこれを設計しておるわけでございまして、今委員御指摘のとおり、二年も三年もかかりそうな事案ということになれば、これについてはどういうふうな処理をするか、具体的にその事案を見てそれぞれ裁判所が判断していただければいいと思つておりますが、そのために、やはり事前の準備、これが重要でございます。

それから、今御指摘のような、予備に六人というふうな話もございまして、やはりこの制度が順調に機能するためにも、予備員の皆様にもそれなりの心構えで臨んでいただきまして制度のお支えをいただくように、これまたひとつPRをし、それぞれ御理解をいただきたい、こう思つております。

○中井委員 予備員六人でお支えをいただくというが、この方々が、むだだった、何の意味もないと裁判が終わつてから言い出したら、あつという間に制度に参加する人が減つてきますよ。僕はそう思ひます。

一人か二人予備員としてお願いをするぐらいにできる制度にしていけないと、法務省はかとうございまして、裁判所もかとうございまして。一遍六人の予備員と決めたらずつと六人の予備員でいかれます。これをやり出したら国民がもたない、私はこのことをあえて申し上げておきます。準備期間の間に十分御検討いただき、参議院でぜひ修正をお願い申し上げたい、このように思ひます。

それからもう一つは、判決が過半数、他の裁判も過半数だからこれは過半数にした、こういう御説明を聞きました。それはそれであります。しかし、裁判官が三人、そのうちの一人が賛成で過半数、こういうことになつておるようでございます。裁判官一が賛成で有罪、二が反対で無罪、それから裁判員六人のうち五人が有罪、一人が無罪、こういつたら過半数、こういうことでは。

そうすると、有罪になつた被告は、何だ、専門家の裁判官は、おれは二対一だつたじゃないかと思ふ。あるいは、裁判員の方々も、何となく、専門

家は二名は無罪だったのかと思う。こういう形が出てくるんじゃないかと心配をいたします。

こういうところの御議論というのは、どのような形で納得の上で過半数になさったんでしょ

か。

○野沢国務大臣 まず、やはり裁判員制度を導入する前提としては、裁判官と裁判員が対等の立場で議論を重ね、評議をいたしまして、そして多数決で決めるということがあるわけでございます。この多数決決定につきましては、裁判所の中でも一般的に行われていることでありますので、裁判員制度を導入したからこれが特別に加重されるということには当たらない、こう考えるわけでござい

ますが、今委員御指摘のとおり、その多数決の中身が心配だということでございますが、やはり裁判官がどちらか一つ、判断の中に三人のうち一人は入っているということで憲法上の問題もクリアできますし、そして結果としての多数決というの、そもそもこの裁判員制度を導入する趣旨からいたしましてこれが妥当であるということ

でございまして、私は、これは国民の皆様の良識に期待をいたしたいと考えております。

○中井委員 良識に期待するということやなしに、こういう形で過半数でいいのかという問題だ。参加する国民の良識があるから裁判官と同じ方向を示すよ、それでは参加する意味もないんだ

ろう。時によつては違う、素人は素人の判断というのがあるんだと僕は思っています。アメリカなんかの事例を聞きますと、それは目を覆うような結果が出る時もあるけれども、それはそれなりに十二人が満場一致になるような努力を随分されておる、そこで成否を決めていく、こういうやり方でございます。

そういう意味で、日本の場合はお互いのいいところをとっているというのは、私は、三分の二というものをぜひ考えるべきだ、三分の二の評決、これを考えるべきだ、このようにあえて御提言を申し上げ、また私ども民主党の修正案ではそのようになつております。これは、その方がいいな

このことを実感いたしているところでござい

ます。その次に、裁判員の候補者の忌避の問題でございます。これは、これから政令で定めるといふこと

でございしますが、やはり、ほとんど回避、忌避できない状況のアメリカや欧米の陪審員や参審員の制度に比べて、日本はかなりの形で裁判員を辞退できることになつてい

る。そういう仕組みでスタートしようとしておられます。これは、果たしてそれでいいのか。そのところは大臣としてのお考え、根幹の問題としてお尋ねをいたしま

す。

○野沢国務大臣 今委員御指摘のところは、司法制度改革審議会の中でも御議論があり、それから改革本部においても随分とこれは議論を重ねてきた課題でござい

ます。やはり家庭の事情とか、あるいは病人がいるとか、あるいは勤めの関係でどうしても自分がいなければ会社

が回らないとか、これはなるほど、どなたが見ても納得できる理由があるのかと思つております。この辺のところはやはり配慮しないと、この制度自体が動かないといふこともありますので、一つはつきり具体的にこれは名を挙げて言つて

いるわけでございします。問題は人の考え方によつてどうかということ。一つは十分議論をし、御納得いただけるところで定めていきたい、こう考えております。

○中井委員 僕自身は、義務化としてやはり考えを受けとめていく。国民全体が義務として参加するんだ、できる限り忌避、回避の要件というの

は、喜んで私生活や仕事を犠牲にしてもこう

いうものに参加をする、そういう風潮の中で初めて裁判員制度というのは充実したものになるん

じゃないか、こう考えております。ぜひ頭の中のどこかに、私がそういつたことも言つたと覚えていた

だけたらと思ひます。時間がなくなつてまいりました。あと一つか二つ聞きます。

これは、地方は地方で、刑事事件で裁判員を

やりいただきます。そうすると、初めのときはど

こでも大変な騒ぎになるんじゃないか。そのとき

に、事件そのものもがもう既に事前にその地域では十分報じられてい

る、あるいはそれから何年かたつて裁判員制度で刑事事件を裁こうとしても、新聞やテレビの地方版ではかなり有名な事件も出

てくる。そうすると、その地域の人はもう既にすり込まれてい

る。そういったときに、裁判地の変更というのが簡単にできるのか。裁判員はみんなその地区の選

民でしようから、みんな知つてい

ると僕は思うんです。そういう意味で、先入観のある人たちが裁判を聞いて判断するといふのは少し裁判にとつてマイナスではないか、こう思ひますが、大臣、いかがで

しょうか。

○野沢国務大臣 やはり、委員御指摘のとおり、公平な裁判が法に基づいて行われることが何より

も大事なことでござい

ますが、法案では、このような公平な裁判を保障するために、以下のよう

な手段をとしております。

まず第一に、事件関係者や不公平な裁判をするおそれのある者などを裁判員に選任しないとい

う制度、これを設けているということ。第二が、裁判官と裁判員とが十分に評議を行う過程を通じて適正な結論に到達することが予定されているとい

うこと。それから三つ目が、法令の解釈について

は裁判官のみが判断権限を有するということ。裁判員の関与する判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む過半数の意見によることとされて

いることでこれが平均化されるんじゃないかとい

うことでござい

ます。

しかし、こういった前提がある場合でも、今委員の御心配されるような事柄が、地域によつては出てくる可能性もありますけれども、現在、この

ような場合には、刑事訴訟法第十七条によりまして、審理を行う裁判所を変更することが可能に

て、現行制度でもなつております。この制度の発動については、具体的には状況によりまして裁判所が判断をいたしまして決めたいただけるもの、こうなつて

おります。

○中井委員 裁判官というプロが判断をする場合には、裁判地は場合によつてはそう大きなことではないかもしれない。しかし、裁判員という全く素人の一般国民が、その地域で既に情報

が十分広まつている事件について判断をする。それは、それから証拠等、いろいろなもので判断をしていくんだとおしやるけれども、なかなかそうはい

かないし、場合によつては被告の権利というものが初めから侵害される。大臣は、裁判地の変更といふのはできるようになつてい

るとおしやるが、日本ではなかなかそういうのは認められないのが現実であります。私は、裁判員制度を適用するに当たつて、裁判地の変更といふものをもつと簡易にできる仕組み、これをぜひおつくりいた

したい、このことを最後に申し上げておきます。一時間にわたつておつき合ひをいた

だきまして、ありがとうございました。最後に、我が党は刑事訴訟法の一部改正というのを今国会に昨日提案して、趣旨説明をいたしました。質疑も行

われました。大臣、あの法案をお聞きになつてどのよう

にお考えか聞いて、終わりといたします。

○野沢国務大臣 各般にわたつて大変詳細な対案あるいは修正案を出した

ことについて、十分、この委員会の中において御議論をいたした上でその結果が出

した場合に、私どもはそれを尊重してまいりたいと思つて

おります。

○中井委員 ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さまでした。

山内おさむ君。

○山内委員 民主党の山内おさむでございます。

裁判員法案につきまして、最後の質疑者ということになりました。これから五十年、百年続く制度を送り出すという大事な役目を負っていると思っております。国民の目から見ると、あるいは刑事の被疑者あるいは被告人、犯罪被害者、そういう人たちの目から見ると、今の刑事裁判制度というのが本当にその人たちの利益をしっかりと保障しているのかどうか、そういう観点から何度か質疑をさせていただきます。きょう最後ですが、政府の誠実な答弁を期待したいと思っております。

私は、裁判員は公判の法廷に来るときに何にわくわくして来るかというと、法廷で自分たちが担当する被告人がどういふことを言ったり、どういふ動作をするか、それに興味を持ちながら第一回目の裁判に立ち会いに裁判所に来ると思うのですが、大臣はどう思われますか。

○野沢国務大臣 まさに委員御指摘のとおりだと思いますが、やはり裁判が、人が人を裁く、もちろん法律とルールによつて裁かれるわけでございますが、生きている人間ということで、当然そこには感情が入り、そしてそれが表情にあらわれ、そしてまた言動にそれが反映されるということで、やはりこの裁判制度というのは、一堂に会して、原告、被告あるいは弁護する側、そこで集まった皆様のまさに英知の結晶として結果が出てくるということで、正しい社会、正しい社会をつくっていくためには全く必要不可欠な私は仕事ではないかなと。大変その意味で、今度の裁判員制度が、国民の皆様身近で、そして速く、そして公平なものに落ちつくような形で法案を仕上げてまいりたい、そして国民の皆様の御期待にこたえられる制度に仕立てあげたい、こう考えております。

○山内委員 そうすると、被告人の、どういう言葉遣いをするんだろとか、あるいはどういう表現をするんだろとか、どういう表情で話をするんだろとか、法廷での態度はどういう態度をとる

んだろとか、そういう生の現場の姿を裁判員は見に来ると思うんですね。

そうすると、今までの刑事裁判のように、逮捕で三日間、勾留で二十日間、二十三日間、警察あるいは検察当局が身柄を確保して、調書をたたくさんつくつて、その調書を裁判所に持つてくる、そして裁判官はそれを黙々と見る、読む。そういう今までの刑事裁判制度とは全く違つた、つまり公判廷中心の裁判になる、あるいはなるべきだ、私はそう思うのですが、大臣はどうでしょうか。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

○野沢国務大臣 そういった書類の整理あるいは証拠の検証、そういったものをできるだけ事前に処理をした上で、これには相当時間がかかるかと思ひますが、今委員御指摘のように、裁判はまさに生身の人間の、被告人のやはり一挙手一投足は非常に大きな影響を受けると思ひまして、現場における判断、これが非常に重要になると私も同様の理解でございます。

○山内委員 アメリカなどでは、弁護人が立ち会わない、あるいは立ち会ふ機会を与えられていない、あるいはそういう機会を与えられていないままにとつた自白調書、そういう調書は採用しない、そういう制度をとつて国もあるようです。私が読んだ本の中では、ドイツは自白調書そのものを証拠として採用しない。そういう仕組みを持つて国があるようですけれども、その裁判になる二十三日間の集められた調書ではなくて、公判廷で、被告人が本當のことを言っているんだろとか、うそのことを言っているんだろとか、あるいは被害者に対してちゃんと謝罪の意思を持つているんだろとか、あるいは口先だけ謝っているんだろとか、そういうようなことを自分たちが、一般国民が今までの裁判官と同じ資格や立場で判決を出していく、そういうわくわくとしたものがあつてこそ初めてその裁判員が、もし判決の言い渡しによつて仕事を終えた後も、裁判員としての経験をみたら、そういうようなことをほかの国民にも言つて歩いてくれると思うんです。

けれども、大臣、どうでしょうか。

○野沢国務大臣 裁判の命の一つである公平さということ、真実を明らかにするという点からしますと、やはり法とそれに必要な証拠、これを丹念に検証する中で真実が明らかになっていくということはこれまで間違いのない事実であつたと思ひます。加へまして、やはりそれに携つておられます関係者、そして特に被告人の感情というものはやはり大きな要素の一つ、こう考えるわけでございます。

○山内委員 ですから、被告人が裁判の前に言つていたこと、それは全くむだだとは私も思ひませんけれども、できるだけ、被告人が法廷で述べたこと、あるいはそれについて証人が供述をする、そういう態度、表現、それから言葉の使い方、そういうものを全部含めて正しい裁判をしていくということが私も大臣と同じようにあるべき裁判員制度だと思つています。

だから、これを突き詰めていけば、私は、この裁判員制度あるいは刑事訴訟法改正の制度で話をされてきた取り調べの可視化とか、それから被疑者についてまで国選の弁護人をつけていく、そういうことは将来は必要になるんじゃないかと思うんです。

つまり、法廷で述べたこと、法廷での態度、たとえ無罪を争つていなくても、自分はアリバイがあつてその現場にいなかった、そしてその殺人事件は起こさなかつたという被告人を、その現場にいたという人を証人として法廷に呼び出して、その証言が本當に正しいかどうか。正しければ被告人を有罪にできるし、証言が正しくない、見聞違えた目撃証言だったら被告人を無罪にできる、そういうのを法廷でやればいいので、二十三日間の間に、その被告人が被疑者のときに、おどして調書をとつたんだとか、あるいは錯誤に陥れて裁判所に持つていくべき証人調書や被疑者調書をつくつたんだ、そういうむだな争ひというものはなくなると思うんですね。

だから、被疑者段階で、誤つた調書がつくられ

る、あるいは誘導とか強引な取り調べによつて被疑者が自由をさせられる、だから録画、録音、弁護人を立ち会わせろ、そういうような議論もなくなつていくと思うんですが、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○野沢国務大臣 被疑者の立場というのは、私は、やはり大変、状況として孤立したり、あるいは孤独であつたり、そしてまた、あるいは反省もあろうかと思ひますが、立場として非常に弱い立場にあることは否めない事実だつたと思ひます。したがひまして、弁護士の方に相談をするという権利あるいはその事実、保障だけはやはりしっかりと担保した上で、必要がない人はもうもちろんこれは使うことはないわけでございまして、そういう面で、今後とも、この国選弁護人のあり方も含め、やはり十分な弁護制度の保障だけはしておかなければならない、こう考えております。

○山内委員 だとしますと、では、被疑者の国選弁護制度についてお伺ひしますが、被疑者の国選弁護制度については、弁護人が司法支援センターという、いわば法務省の認可した団体の雇つた弁護士が弁護人となる。そうすると、法務省の組織の中の弁護士が被疑者の弁護人になる。警察や、まあ警察は警察庁が直接には監督しているんですけど、けれども、警察や検察官の管理監督権限を持つていふ法務省の組織の一員である雇われた弁護士が自分の弁護をしているということになる。その被疑者自身は被疑者国選弁護制度というものに全幅の信頼を置かないんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○野沢国務大臣 大変大事なところをお聞きいただいておりますので、法律の趣旨と、それから今お尋ねの疑問点についてのお答えを申し上げたいと思ひますが、総合法律支援法案、今回の法案は、国選弁護人の選任に関する業務を行う日本司法支援センターの主務大臣を、私、法務大臣としておるわけでございますが、法務省は、もとより法秩序の維持、国民の権利擁護を任務としておりま

す。総合法律支援に関する事務を所掌するものとして、ほかにない、最もふさわしい官庁ではないかと私は思っております。

また、本法案の運用に当たりましては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならぬとされている上、支援センターに対する法務大臣の監督権限は理事長の任命権限や中期計画等の認可等に限定されておりまして、法人の独自性が十分尊重されたものとなっております。

それに加えまして、本法案では、まず契約弁護士などが支援センターとは独立してその職務を行うとされていること、また有識者等により構成される審査委員会を設けまして、契約弁護士等に対する契約解除等の措置に関してはその議決を経ることとされておりまして、契約弁護士などの活動の自主、独立性については十分な担保がされていると理解しております。

したがって、法務大臣が支援センターの主務大臣となることについては何ら問題がないものと考えております。

○山内委員 目には目を、歯には歯をという前近代的な刑罰から、国がしっかりと司法制度を整えて、国家として刑罰権を行使しますという仕組みで近代国家は成り立っているわけですから、そこに一般国民あるいはその適用を受ける被疑者、弁護人が少しでも国家に対して気を使う、あるいは、例えば契約を解除されるんじゃないかと思つて余り突っ込んだ刑事弁護をしない、そういうような事態になれば制度としてはもう崩壊すると思うんですが、こういう心配は絶対にないか聞いてほしいんです。

○野沢国務大臣 私、弁護士さんの使命そのものがある意味で対権力について人権を擁護するという崇高な使命を持っているわけですから、そういう崇高な使命を保持して、委員御心配のような事態にはならないと考えておりまして、国家の関与については最小限で進めなければならぬ、そういう理解を進めております。

○山内委員 大臣の被疑者国選弁護制度に向けた決意、大変すばらしいなと思つて今お聞きしていただきました。

そうすると、例えば、今、勾留の段階でしか被疑者国選弁護はつかないんですが、実は一般の国民は逮捕をされるということによつて物すごく動揺します。逮捕されればそれだけでも三日間留置施設に入れられます。

確かに勾留というのは十日、十日の二十日間、二十日間あなたを入れますよと言われたらそれはもう大変な動揺が走ると思うんですが、一般の市民生活を送つていて理由があつて犯罪を犯した人は、逮捕しますと言われてから三日間の逮捕を伴う勾留というのも随分精神的にうろたえると思うんですが、逮捕時から被疑者弁護制度を考へるという考へはないんでしょうか。

○山崎政府参考人 その点に関しましては、私どもの検討会でも議論を十分したわけでございます。

委員御案内のとおり、捜査段階の最初の時間は四十八時間と七十二時間というふうに制限されているわけでございます。そういうような中で、現在の手続に加えて、被疑者の請求あるいは裁判官による要件の審査、あるいは、この運営主体でございます日本司法支援センターによる弁護人候補の指名それから通知、それから裁判官による選任命令の発令等、さまざまな手続がその間に行われるわけでございます。このような短時間の中に新たな手続を設けるという時間的に非常に余裕がない、乏しいということから、現実的には非常に難しいだろうということでございます。

この種の逮捕というのは突発的に起こることも当然あるわけでございます。その突発的な事態に、ではすべてについて対応はできるかといったら、現実問題は非常に難しいという状況でございます。そういうことを考へまして、一番合理的のある早い段階はどうかということから、勾留の段階から選任をしていく、こういうふうに考へたわけでございます。

○山内委員 将来的な課題としては、つまり、例えばいろいろな条件が整う、弁護士の数がふえる、そういうような条件が整えば逮捕時へ見直す用意はあるんでしょうか。

○山崎政府参考人 これにつきましては将来課題ということで、現時点では考へておりませんけれども、これが安定的に運用できて、さまざまな手続に支障がないということであれば、考へる余地もあるかというふうに思います。

ただ、そうなりますと、捜査の持ち時間、四十八時間とか七十二時間とか、この辺のところにもいろいろ影響してくる問題でございます。ただこれだけで済む問題かということになりますので、全面的にいろいろ考へていかざるを得ないという事態にもなり得るということを御理解賜りたいと思います。

○山内委員 それでは、被疑者国選弁護人制度の対象事件はどうなっているのでしょうか。

○山崎政府参考人 これは二段構えになっておりまして、まず、改正後最初の段階でございますけれども、これは司法過疎地域の問題でございます。対象事件を死刑または無期もしくは短期一年以上の懲役もしくは禁錮に当たる事件ということにしているわけでございます。

それから、改正法施行から三年程度が経過した後、対象事件を死刑または無期もしくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当たる事件、いわゆる公判段階におきます必要の弁護事件ということに拡張をしていくこととでございます。

前段の事件数は大ざっぱに言いました一万八千人ということになります。後半の拡大した方は十万人が一応対象になるということでございます。現実には国選弁護をどの程度希望されるかという問題もございまして、そのままの数字になるわけではないということとでございます。

○山内委員 この被疑者国選弁護人制度というのは、防御能力が劣る、あるいは弁護人の助力を必要とする、そういう人たちに對して国家として弁護権を保障してあげようという制度だと思ひます。

ので、社会的に注目を浴びた重大な事件あるいは否認事件あるいは高齢者による事件、そういう事件にまで広げていくという考へはないですか。

○山崎政府参考人 今言われたような重大な事件とか特定の事件について広げていくという御趣旨だと思ひますけれども、これは、じゃ、どういふ事件が重大事件なのか、高齢者によるものにつきましても、さまざまな態様があるわけでございます。こういうものについて一律に本当に切れるのかどうかということですね。そういうことにしなければ、一定、この事件ということがはつきりしなければいけないわけでございますので、そういうような切り方は本当に可能かどうか。

例えば否認事件といつても、否認とは一体どの程度の否認をいうのか。事実は認めているけれども情状のところで争つていくとか、それ以外の全面的な否認もございまして、さまざまな態様がございまして、これを明確に区切るかという問題、ここが大きな問題であるというふうに考へております。

○山内委員 だとしたら、身体拘束をされた被疑者についてはつけていくというような仕組みはどうですか。

○山崎政府参考人 これは、今対象事件を限つておりますけれども、それをもつと法定刑の低いところまで拡張をしていくのはどうか、こういう御趣旨だろうと思ひます。これにつきましては、これから制度を運用して、まず順調にいくかどうかということを確認しなければならぬというふうに思ひます。

もう一つ、総合法律支援の關係で、弁護士制度を確実なものにしていく必要があるわけでございますけれども、こういう状況で本当にその対応ができる状況かどうかということですね。これは、完全にきちんと把握しなければならぬだろうということ、本当に過疎地域等が、そういうところからなくなっていくかどうかという問題。

それからもう一つは、やはり、公的資金を導入するわけでございますので、それに伴う国民の負

担、こういうものを、バランスをどういうふうに考えていくかという問題であろうかと思ひまして、現在、私も、その点を全く否定しているわけではございません。将来の課題であるというふうに認識をしております。

○山内委員 ただ、被疑者国選弁護人制度というのが、勾留時からつけることによって、勾留時の弁護、それから起訴になった後は国選弁護人として同じ弁護士が引き継いでいく。争点も早い段階からわかるから裁判の長期化も防げる。それから、もちろんコストも安くなる。そういう物すごいメリットがあると私は思うんですね。

だから、せっかく新しい、国民が関与する、裁判官と協働する裁判員制度をつくるわけですから、もっと将来的に検討する用意が、懐を持っておいてほしいなと思ひます。

それから、弁護士は、やはり適切な金額というものが保証されないとなかなか被疑者弁護として登録をするということも少ないと思うので、報酬というのはどういうような方法で決まるのかを教えてください。

○山崎政府参考人 これは二通りございまして、センターで雇用する常勤弁護士の場合を考えますと、これは事件ごとではなくて給与で支給されるという形になります。これはちよつと別な形になります。

問題は、契約によって行う弁護士さんでございまして、この点につきましては、支援センターにおきまして国選弁護人の報酬及び費用の算定基準を定めた契約約款を作成することになっておりまして、これによりまして報酬等が支払われていく、こういう構造になっているわけでございます。

またその最終的な内容等をこれから詰めなければならぬということでもございまして、おぼろげに申し上げますけれども、いずれそう遠くない時期にこの約款をきちんと定めるといふことにならうかと思ひます。

○山内委員 国民そして利用者、それから弁護士

あるいは弁護士会、そういう人たちの意見を酌んだ報酬の決め方をされる予定なんではないでしょうか。

○山崎政府参考人 総合支援法案に關しまして、さまざまところで、その運用に当たります弁護士会の意見、これはお聞きしなければならぬだろうと思ひます。そういう点から、日弁連、弁護士会等が意見を述べる、求めることができるという規定を置いております。そういう点でいろいろ御意見を十分に賜つた上、最終的に判断をして決めたというふうに考えております。

○山内委員 また費用の件、財政措置の件でお聞きしますけれども、法律扶助協会の自主事業としても、以前から刑事被疑者の弁護援助事業を行つていました。二〇〇一年には、全国で六千七百七十四件、費用として四億七千二百万円をかけています。

政府は、この被疑者弁護の制度を引き継いで司法支援センターの仕事とするわけですが、けれども対象者は何人ぐらいの見積もりで、どれぐらいの予算をつける考えなんですか。

○山崎政府参考人 センター全体の予算は、まだはじき出しているわけではございません。不確定要素が多分にございます。

この被疑者弁護の關係でいえば、先ほど申し上げましたのは、最大限、当初の段階では一万人ですが、それが対象になり得る。ただ、これは一万人全員が請求するかどうかはわかりませんので、その何割かということが対象になります。

それから、先ほど来言われております契約の金額でございますが、これがわからない、まだ現段階ではわかりませんけれども、そういうものを掛ければ総額が出てくるということでございます。現在、たしか被告人の弁護の關係では、七、八十億、ちよつと記憶があいまいでございますが、少なくともそのぐらいの金額が必要であるというところでやっていると申ひますので、その辺から大体の額が出てくるということでございます。

○山内委員 将来の課題として、裁判能力に劣る、あるいは弁護士の助力が必要であるという

ケースは、刑事だけではなくて、例えば民事事件もそうだと思うのですが、民事事件に適用をしていくという考えは将来課題としてあるのでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいまの御質問は、民事事件についても国選弁護を導入ということですか。これにつきましては現在扶助で行つておりまして、その扶助について今後どのように手厚いものにしていくか、こういうところで、この扶助は現在いろいろ金額的に十分ではないところとかいろいろあります。それは政府もいろいろ努力しておりますけれども、これで基本的に、それはおかしなところを聞いておられませんし、私は、現在の手続をもっと充実させていく、その方向でいきたいというふうに思ひます。

○山内委員 行政事件についても今と同じ答弁になるのでしょうか。

○山崎政府参考人 現在の法律扶助で行政事件訴訟も扶助の対象になっておりますので、そちらの關係で行つていくということで、そこは変更はないというふうに考えております。

○山内委員 被疑者国選弁護人制度についてはこのあたりで終わりますけれども、私がこの民事行政事件についてお聞きしたのは、その適用については法律扶助制度の精神を生かして頑張つていきますというような答弁をいただきましたのはもちろんなんですけれども、一番最初に話をさせていただきましたけれども、民事事件でいえば、例えば国家賠償訴訟があるんですね。それから、行政事件という、もうまさに国を訴える、それから地方公共団体を訴える。

案外、司法支援センターの応対が悪かった、もう非常に、何かたらい回しにされたり、職員の間で傷つけられたり、紹介してもらつた弁護士がいかにげんだつたとか、そういうことを思ひている人は、司法支援センターを管理している、その場合は国でしょうか、それを訴えると思うんですね。そうするとまた、被疑者刑事弁護と一緒にやはり国の設置したそういう司法支援センターの

弁護士で果たして大丈夫なんだろうかと思ひます。どうでしょうか。

○山崎政府参考人 これは本来、国なんかが一切絡まない、それでできれば一番理想だろうと思ひますけれども、現にできないからこそ国の方がいろいろお手伝いをさせていただいておりまして、それでは、では国が外れた場合に一体どういう方法があるのか、実は私もちよつとよくイメージがわかないところがございます。

ただ、そういうことで、いろいろ、何というんですか、申し入れをしにくいような状況が仮にあるとすれば、そういう点はきちんと改善をしていかなければならない、使ひやすいものにしなければならぬ、これは我々のテーマだというふうに思ひますけれども、ただ、ではこの制度をまた別の制度で本当に考えられるかというのは、ちよつと私も現在頭に何も浮かんでこないという状況でございます。

○山内委員 国民の目から見て使ひやすい制度にしないといけないと思ひますので、やはり派遣してもらつた弁護士の派遣元を訴える、国を訴える、国家賠償を起すという、何というんですか、利用する国民として何か抑制的になる、そういう気分を国民に押し込んではいけないと思ひますので、ですから、被疑者弁護にしてもそうです、民事事件、行政事件をやつて国や司法支援センターのやり方がまずかつたという裁判を起した人たちがもちろん気兼ねなく利用できる制度にしないといけないし、そこで携わる弁護士というのは本当に自主的に、そして独立心を持つてしっかりとやらなければいけない、そういう仕組みにしていかなければいけないと思ひます。それでは、我が党の修正協議の中で、保釈の件について裁判員に關係して主張している箇所がありますので、その点を二、三点お伺ひしたいと思います。

二〇〇三年に保釈を許可されたのは一万人います。このうち、保釈が取り消しとなつたのは二十三人なんです。大臣、この数字を聞かれてどう

思われますか。

○野沢国務大臣 一万人という数字も実は相当なものだと思えますが、二十三は、なかなかよく考えて、結果としてこうおさまったのかなと、なかなかいい数字だと思います。

○山内委員 非常に少ないと私は思うんですね。

これも、逃げた、あるいは証拠を隠滅したというところで保釈が取り消しになるという人よりも、例えば保釈中に事件を起こしたとか、そういうことで取り消しになる方が多くて、保釈金を積まさせて保釈をして、逃げたとか、あるいは罪証隠滅行為を次々と犯していく、そういうような人たちというのは本当にわずかなんですけれども、こういう保釈の実態から見ると、もう少し保釈については寛大に、一万人なんという数字じゃなくともっとふやしてもいいんじゃないかと大臣思われますか。

○野沢国務大臣 大事なポイントでございますので、現行の保釈のあり方を含めて少し御説明申し上げたいと思いますが、勾留の制度は、被疑者、被告人の身柄を拘束することにより、その逃亡及び罪証隠滅を防止しようとするものでございます。これはもう委員御承知のとおりでございます。現在の刑事訴訟法は、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由がある場合など保釈制限事由がある場合を除きまして、保釈を許さなければならぬこととなっております。保釈制限事由がある場合であっても、裁判所が適当と認めるときには保釈を許すことができます。これはいわば大変寛大な仕組みだと考えておりますが、裁判所はこのような制度の趣旨に沿って保釈の可否を判断しているものと承知しておりますので、数の方で少ないとか多いとかふやせとかということではなくて、中身が問題であらうかと思っております。

○山内委員 今大臣がおっしゃったのは、原則として保釈をするんだよ、だけれども、いろいろ問題のある場合には保釈を制限しているという、原則は比較的保釈については寛大な言い方をされた

んですが、最高裁の先日のお話でもありましたけれども、一〇パーか一一パーでしたよね。ですから、十万件事件があつて、八万件保釈をしていて、二万件は保釈が許されなくて、二万件も保釈をもつとしたらどうかと私は言っているんじゃないんです。十万件あつて、約一割しか保釈になつていないので、あとの九割の部分については保釈になつていないので、それは大臣の言われる原則と例外が逆転しているんじゃないかと。

そこが、例えば、今、二十三日間ほとんど丸々取り調べ官の手の中に身柄がある。あるいは、保釈についても原則と例外が逆さになつていて、よく人質司法といえますけれども、そういうような現象が、その十万件のうち一割と九割が逆なんじゃないかと皆さんが指摘することだと思んですが、大臣、どうでしょうか。

○野沢国務大臣 やはり治安を維持する、あるいは法の趣旨、ルールを守ること、そして、現実にはそれによつて拘束されているという事実、これらの総合判断が、先ほど委員が御指摘ありましたような数字になつて結果としてあらわれているわけでございますが、このあり方という点について言えば、できるだけこれは母数である数が少なくなるのがまず一番大事でございますし、それから、そもそも、勾留し、そこで罪を量定し、そしてできれば将来は矯正し、立ち直つていただきたいんだ、これが本来の趣旨でございますから、保釈によつてその道が開かれることが可能ならば、できるだけその道もやはり大きくあけておくことは大事かと思つております。

そして、しかしそのことが、また再犯につながつたり、世の中に不安をもたらすことであつてはならないということで、あくまで、法の正義とルール、これは貫く中で、それぞれの立場の皆様の人権を十分尊重して進めなければならぬと思つております。

○山内委員 大臣の被疑者弁護の際の御説明の中で、やはり被疑者の人権を保障するためにこういう仕組みを考えたんだと言われました。

今、弁護士や家族が留置場や拘留所で面会をする際に、間に強化ガラスみたいなものがある、それを通して話をするんですね。そして、実際に、拘留所なんかでいえば、例えば五時までに終わつてくださいというような制限がありますから、例えば四時五十分に面会室に入つたら、たつた十分間しか、面会、あるいは裁判の打ち合わせ、それから家族の現状、そういうことが全く話せないんですね。

ですから、被疑者あるいは被告人の人権を大切に思つておられる大臣なわけですから、できればもつと現場の保釈を、まず、してもいいよと意見を言うのが検察官です。で、もつと実質的に対等に検察官と弁護士・被告人側が法廷でしっかりと議論をして、いい判決を出していくためには、もつと保釈について寛大になつていただきたい、そういう指導を大臣として検察当局にしていきたい。また私は希望をします。

さて、裁判員法の中に、裁判員や補充裁判員に接触した場合には保釈を取り消すよとか、保釈をしないよとか、接見は制限するよとか、そういうような規定が盛り込まれているんですが、裁判員あるいは補充裁判員に接触した場合に限って適用すべきであつて、裁判員あるいは補充裁判員に接触するおそれがあるときには、それは制限すべき事由とはすべきではない、そう思うんですが、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 条文で「接触すると疑うに足る相当な理由があるとき」としたその理由でございますけれども、これは、裁判員制度を設けるわけでございます。接触することによつて裁判員の方が恐怖を感じて裁判員として公正な判断をすることができなくなる、そういう事態が発生してはそれは遅いだろうということを考えまして、接触する準備を被告人が進めているような場合には未然に防止をする、こういうことから、いわば裁判の公正を事前に確保しておく必要があるだろうということからこういう規定を置いたわけでございます。その点は、私どもとしては、一

応の理由はあるというふうに考えております。

○山内委員 推進本部として一応の理由はあるという説明は説明としてお聞きしますけれども、おそれという概念を多用すればするほど、不確定な、不確実なことでも、つまり事実として接触した、面会した、電話をかけた、メールを送った、そういうようなことがなくとも身柄について拘束できるという規定なわけですから、やはりそういう場合には、確実に接触をした、あるいは待ち伏せして出会つた、勤め先に行つた、そういうような、つまり現実に行動をしたということではその黑白を決めるというか、その方が私は、刑事手続としてはしっかりと制度設計になつてほしいと思います。これも修正協議で御検討をいただきたいと思ひます。

それから、連日的開廷の点については、同僚議員からも、公判前整理手続についてはいろいろな方面から、政府の運用については自重すべき点は自重してほしいというような質問が来ました。

私は、まず、連日的な開廷になるんだつたら、例えば、裁判の審理が終わつたら、あした評議しましようとか、あした評議しましようということになると思うんですが、その時点で、裁判でやりとりをされた公判記録というのは、公判調書は裁判員もその日に読める、そういう仕組みになつていらないでしょうか。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○大野最高裁判所長官代理者 委員から御指摘のとおり、連日的開廷のもとでは、証人尋問等が終わり、裁判員が後に調書を確認することなく、本来であれば法廷で心証形成するというのがその審理のあり方であると思ひます。そのような審理におきましては、当該証言の内容を確認するために調書を確認するという役割は、大分これまでには比へますと低くなつてくるものと思ひます。

したがひまして、連日開廷下で、これまでのように期日が終了した後に速やかに供述調書が作成されているということが必ずしも必要であるかという点もあります。また、例えば、録音テープや

ビデオテープによつて生の証言内容を残すことも考えられるほか、技術の進捗状況等を考えましても、音声認識技術の活用といったようなものも考慮して、今後の調書のあり方といったようなものを考えていきたいと思つております。

○山内委員 公判記録の即日交付については、速記録の活用も含めて、連日開廷が本日に成功するような仕組みを考えてもらえませんか。

○大野最高裁判所長官代理者 その供述調書のあり方等につきましては、いろいろな方法があり得るわけでありまして、先ほど申し上げましたようないろいろな技術の発展、進捗状況等も踏まえて考えていくことであります。

なお、反対尋問のために調書が必要というようなことについては、先ほど申し上げたように、本来そこで心証をとっていくということですので、主尋問と反対尋問は原則としてその日に行われるということが、裁判員の心証がとりやすいという観点からも、必須のことであろうというふうに思つております。

○山内委員 それから、毎日のように裁判があるということは、毎日のように弁護人と被告人が裁判に対しての打ち合わせをしなくちゃいけないと思うのです。先ほどお聞きしましたように、保釈というのは余り十分に保釈されていないというような現実があるわけですから。

そしてもう一つは、被告人というのは重大事犯、法定合議事件の中でも重大事犯について裁判員制度が適用になっているわけですから、なかなかそういう事件について保釈というのは今の刑事実務の中では認められていないと思いますので、あらゆる場において、特殊ガラス越しでもいいのですが、あらゆる場において接見の機会を与えるというのは必要だと思つています。

それで御質問なんです、例えば、金曜日まで毎日のように公判があつて、月曜日に評議あるいは判決を出すというケースもあると思うのです。そのときに、土曜日あるいは日曜日に接見をしたいといった場合にはどういふような扱いにな

るのでしょうか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

私からは、行刑施設における接見についての範囲でお答え申し上げます。

行刑施設に収容されている被収容者の接見でございますが、現行監獄法令上は、原則として執務時間内であればこれを許さないとされておりますけれども、それとともに、行刑施設の長において、処遇上その他必要があると認めるときは例外的にこれを許すものとされております。

したがいまして、被告人の弁護人から土曜、日曜または夜間の接見の申し出がございました場合には行刑施設の長において、当該接見の緊急性、必要性や、当該接見のための職員の配置が可能であるかなどを検討し、個別にその可否を判断することとなつておりまして、現に弁護人の申し出を受けまして個々具体的に適切な運用を行っているところでございます。

今後とも適切な対応をしてまいるということになります。

以上です。

○山内委員 今の御説明によりまして、例えば夕方五時から夜の九時ぐらいまでですかね、そういう夜間についても同じような御答弁と聞いてよろしいでしょうか。

○横田政府参考人 お答えいたします。

現在の運用でございますけれども、これは委員も御存じかと思いますが、日弁連との申し合わせがございまして、現在、原則としては土曜日の午前中に実施するということになっておりまして、夜間については、これは執務時間外でございますので、現実的にはこれは行つておりません。

○山内委員 土日とか夜間の接見について十分に機会が保障されるような運営を私の立場としては望みたいと思つています。

最高裁に同じ問題について。

○柳本委員長 追加ですか。よろしゅうございいますか。

横田矯正局長。

○横田政府参考人 お答えいたします。

ちよつと先ほど不十分でした。

実例としては夜間に、これは先ほど個々具体的な判断の問題だと申し上げましたが、それに従つて、実例としては夜間でも接見を認めたというケースがございまして。

○山内委員 十分に機会が保障されるような運営がなされることを私の立場では希望したいと思つています。

次に、最高裁に同じような質問ですけれども、裁判が例えば四時半か五時で終わった、その後、裁判所の構内で弁護人が被告人と接見をしたいといったときには、この裁判員制度が適用となつてくる事件の被告人との接見については十分な機会を保障されるのでしょうか。

○大野最高裁判所長官代理者 裁判所構内における接見の問題だと思ひますけれども、裁判所構内における接見におきましても、公判審理などのために出頭しているわけですから、したがいまして、審理が終わつた後、身柄がそのまま裁判所構内にいられたいわけでも、押送等の関係ですぐに拘留所等へ戻るといふことになつたりしますと、そのあたりのことについては調整が必要になつてきますし、場合によっては認められないということになる。

身柄が裁判所にある間であれば、接見は原則として認めておりますけれども、今言つたような例外的なことはあり得るだろうと思つております。

○山内委員 最高裁にも、裁判所構内での接見については、特に、裁判員制度で連日的開廷が行われるわけですから、十分な配慮、機会の保障が必要だと私は思います。

それから、公判前整理手続の中で、証拠調べの決定や証拠調べ請求の却下決定をなすことになつていますが、例えば自白の任意性について問題がある場合、あるいは違法収集証拠ではないかと強く弁護人が主張するような場合については事実調べをするのでしょうか、その点をお伺いします。

○山崎政府参考人 二つ、今例を出されたと思ひ

ますけれども、まずは自白の任意性、信用性の問題、これに絡む、任意性が証拠能力の問題かと思ひますけれども、ただ、これはもう信用性とほとんどどころがダブるわけでございますので、この点につきましては公判できちつと供述をしてもらふ、そういう形が望ましいというふうな考えをしております。そうなるだろうと思ひます。それを切り離すことができるなら別でございますけれども、通常はできない。

それから、証拠能力の、一般的な証拠物の証拠能力等につきましては、これが犯罪の実体と絡むものであれば、その信用性とも絡みますので、これは公判でやつていただくということになりますけれども、それに絡まないところのもので、その証拠能力があるかどうかというふうな、いわゆる形式的な証拠能力の問題、こういう点につきましては、この公判前整理手続でやるということは可能であると考へております。

○山内委員 私は、きょうの質疑で中心的に話していることは、この裁判員制度をせつかく採用するわけですから、今までいろいろと批判があつたような刑事手続、そういう部分については、できるだけ変革をしていこう、変えていこう、新しい仕組みをつくつてもいいんじゃないか。だから、その中の一つのやはり大きな動きというのは、被告人や証人が思いのたけをしつかりと公開法廷の場で、弁護人やあるいは検察官あるいは裁判官の主尋問や反対尋問や補充尋問や、そういういろいろな尋問にさらされながら、しつかりとしたことを言つていく、あるいは供述に矛盾がない、そういうことを裁判官や裁判員の目から見て、なるほど、この人の言っていることは正しいことなんだといつて、自信を持って判決を出す、そういう公判中心主義、あるいは証人尋問あるいは被告人質問中心の公判手続を実現したいという思いからでございます。

だから、公判前整理手続の中で何ができるんだというふうな言い方よりも、やはり、例えば自白の任意性についても、違法収集証拠について

も、とにかく三者で問題となったようなことについて、公開の法廷でしっかりと議論をして、裁判員も含めた中で慎重に判断をしてもらう、そういう手続が必要だと思っています。

せっかく裁判員制度をつくるわけですから、直接主義、自分たちの目の前でいろいろなドラマが展開する、生の声で、生の動作を見ながら判断ができる、そういう直接主義、口頭主義を実質化して、本当に裁判員の皆さんが、自分たちが自信を持って、それは死刑を言い渡すかもしれないけれども、死刑あるいは無期とか、今度は懲役が二十年から三十年満期、入るといふような法改正も予定もされていると思いますので、そういう判決を自信を持って言い渡しができるような裁判体をつくるべきだと思っています。

本当に、最後の質疑者になりましたけれども、政府と、私たち、この法案の作成に立ち会ったこの法務委員一緒になって、今後、施行時期までの数年間、問題点があれば、またしっかりと皆さん方と議論をしたいと思っています。

ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さまでした。

これにて、ただいま議題となつております各案中、内閣提出、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案並びに河村たかし君外四名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、明二十二日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時十一分散會

平成十六年五月十三日印刷

平成十六年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K